

江東区の環境白書

～江東区環境基本計画 令和4年度実績報告～



スポーツと人情が熱いまち

江東区

ゼロカーボンシティ江東区

世界は今、大きな危機を迎えています。

かつて経験したことのない地球温暖化の影響が、干ばつや豪雨、台風を強大化させ、大規模な自然災害を引き起こし、その深刻な影響は、私たちの“命にかかわる”までの脅威に及んでいます。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出によってもたらされた地球温暖化への対策のため、2015年に日本を含む世界の国々でパリ協定が合意されました。日本では、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする宣言が2020年に行われ、東京都をはじめ、全国の自治体や企業に、ゼロカーボンシティを表明する動きが広がっています。

江東区ではこれまでも、「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を目指し、省エネ施策や水辺とみどり、循環型地域社会の推進など二酸化炭素排出の削減を進めてきました。

未来を担う子どもたちへより良い環境を残すため、環境先進都市としてすべての区民や事業者と一丸となって、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組みを進めてまいります。

江東区は、2050年までに、区内の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」の実現をめざすことを表明いたします。

令和3年7月9日

<本報告書について>

編集方針	江東区環境基本計画（後期）に基づく毎年の取り組み状況とその評価等をまとめた実績報告書が「江東区の環境白書」です。最新の環境報告ガイドラインを参考にし、本区の環境への取組を区民の皆様へわかりやすく伝えます。
報告対象	江東区内全域及び庁内における「江東区環境基本計画（後期）」に基づく取り組み
対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日
発行頻度	年1回
発行部数（初版）	700部
参考にした指針	環境報告ガイドライン（2018年版）
作成者	江東区環境清掃部温暖化対策課
掲載情報の開示	本冊子は、江東区ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.koto.lg.jp/380201/machizukuri/kankyo/hakusho/1.html

「江東区の環境白書」の発行にあたり



地球温暖化による気候変動対策や、ごみ減量、安全・安心な生活環境の確保など、環境問題への取り組みは、世界規模で喫緊の課題となっています。

特に地球温暖化対策は、荒川や隅田川、東京湾に接する本区では、海水面の上昇による水害被害の危険性が増すことから、防災対策にも繋がる非常に重要な区政課題の一つです。また、本区は1950年代から70年代にわたって続いた「ごみ戦争」を経験した区として、廃棄物分野における取り組みを先駆的に進めていく役割を担っていると考えており、環境負荷の少ないまちづくりを目指しています。

近年、毎年のように全国各地で記録的な大雨や猛暑が頻繁に発生しており、地球温暖化による気候変動が起因とされる異常気象がもたらす自然災害が深刻さを増しています。この地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素は、私たちの生活や事業活動から多く排出されます。こうした中で、木材には二酸化炭素を蓄えて大気中に排出しない性質があり、地球温暖化対策にも効果があります。本区は、江戸時代の木場から、現在の新木場まで木材と共に発展してきた歴史があり、木のまち江東区として、区民・事業者・区が協働し、木材利用ナンバーワンの自治体を目指します。

江東区は、令和3年に脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ江東区」を目指すことを表明しました。本区では平成20年度から実施している「カーボンマイナスこどもアクション」に加えて、令和4年度からは、23区初となる「江東区環境検定」を開始し、区民の方に環境問題を自分事として学び、考え、行動する力を養っていただく取り組みを実施しています。

江東区環境基本計画の後期計画（令和2年度～6年度）では、地球温暖化・エネルギー対策の推進、資源循環型地域社会の形成など6本の柱と各柱を実現するための45の指標を掲げて取り組んでいます。江東区の環境白書は、その実施状況と評価をまとめた実績報告となるものです。

本書が環境問題への理解を深めていただく一助として、また、持続可能な社会を次世代に引き継ぎ、環境に配慮した行動を継続していくための礎になれば幸いです。

令和5年10月

江東区長
木村 弥生

目 次

第 1 章 環境トピックス	1
第 2 章 江東区の概要	5
第 3 章 環境管理システム	6
1 江東区環境基本計画	6
2 環境管理体制	9
3 江東区環境審議会	10
第 4 章 実績報告と進捗管理	11
1 施策体系と管理指標 (45)	12
2 管理指標の達成状況	14
3 重点事業 (23) の進捗管理	16
柱 1 地球温暖化・エネルギー対策の推進	18
柱 2 資源循環型地域社会の形成	33
柱 3 自然との共生	44
柱 4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進	50
柱 5 安全・安心な生活環境の確保	57
柱 6 環境教育及びパートナーシップの推進	69
第 5 章 その他	78
1 江東区みどり・温暖化対策基金	78
2 公害に関する相談・苦情	79
3 工場・指定作業場に関する事務	80
4 地下水揚水に関する規制指導	81
5 東京都環境影響評価制度 (環境アセスメント)	82
第 6 章 参考資料	83
1 環境関連用語集	83
2 環境・公害関係年表	86



令和 4 年度 中学生の部 区長賞

<表紙のご紹介>

表紙は、「みんなでまちをきれいにするポスターコンクール」
令和 4 年度中学生の部の区長賞受賞作品です。

第1章 環境トピックス

23区初！区独自の「環境検定」を実施



環境清掃部 温暖化対策課

令和3年7月に表明した「ゼロカーボンシティ江東区」実現を目指し、地球温暖化・エネルギー対策の推進、資源循環型地域社会の形成など、区民の方に環境に関する基礎的な知識を身につけていただき、環境意識の向上を図るため、23区初の「江東区環境検定」を実施しました。

<事業概要>

- ・対象者：区内在住・在学・在勤 5,000名
- ・受検日程：令和4年11月25日～12月4日
- ・受検方式：オンライン
- ・検定問題：二肢択一 60問
- ・その他：6割以上の得点者には認定証をオンライン発行
9割以上の高得点者には別途、表彰状を送付

<実施結果>

- ・申込者数：3,810名
- ・受検者数：3,099名
- ・認定証発行人数（発行率）：2,891名（93.3%）
- ・表彰状送付人数（送付率）：552名（17.8%）



地球温暖化防止設備(住宅用)導入助成に電気自動車等充電設備を追加



環境清掃部 温暖化対策課

平成21年度から開始した事業で、太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成し、地球温暖化対策を推進しています。

令和5年1月から、個人・集合住宅向けに電気自動車等充電設備を助成対象に追加しました。

また、令和4年度は558件の地球温暖化防止設備に対し助成しました（前年度比で約31%増加）。引き続き、本事業を周知し、設備設置を促進します。

<令和4年度実績>

太陽光発電システム	31件
CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器	33件
燃料電池装置	70件
エネルギー管理システム	12件
高反射率塗装	64件
蓄電池	31件
次世代自動車	223件
高断熱窓	51件
LED照明	43件
合計	558件



電動式生ごみ処理機の購入助成を開始

11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任
つくる責任
つかう責任

環境清掃部 清掃リサイクル課

燃やすごみの3分の1を占める生ごみの減量化を図るため、区では「生ごみ減量推進事業」を実施しています。(P.35)

令和4年10月からは集合住宅でも使いやすい「電動式生ごみ処理機」の購入費に対し2分の1を助成する制度を新たに開始しました。

この制度により住宅事情などで生ごみ減量資器材の利用が難しかった方などにも家庭での生ごみ減量に取り組んでもらえるようになりました。より多くの区民に生ごみ減量に取り組んでいただき、燃やすごみの焼却量を減らし、より一層のCO₂削減を目指します。

令和4年度実績(10月～3月)
申請件数 80件 助成額 1,303,900円



電動生ごみ処理機購入助成周知チラシ

ウミネコの被害防除

3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを

環境清掃部 環境保全課

江東区では近年、主に5月から7月下旬にかけて、マンション等の緑化された屋上にウミネコの群れが集団で巣を作って産卵・繁殖し、フンや大きな鳴き声等で日常生活を脅かす被害が多発しています。

4月以降は、ウミネコが巣を作っていないか、産卵していないか、定期的に屋上を点検することが重要です。また、緑化の維持管理を行う、定期的に屋上の排水溝や吹き溜まりの清掃をする、さらに防除網の設置、屋上の縁にテグス(釣糸)を張る等の対策も有効です。

被害防止にはこれらの事前対策が大切であること等について、パンフレット「ウミネコの被害を防止するために」、区報・ホームページへの掲載により周知を図り、ウミネコの被害防止に向けて取り組んでいます。



周知パンフレット「ウミネコの被害を防止するために」(表紙)

みんなでまちをきれいにする ポスターコンクール

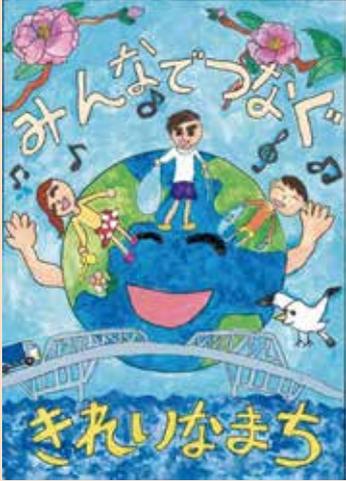


環境清掃部 環境保全課

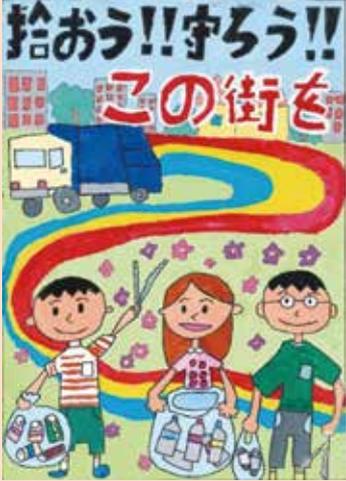
毎年、区立小・中学校の児童・生徒を対象に「まちの美化」をテーマとするポスターコンクールを開催し、応募作品の中から区長賞、入賞、佳作を選び表彰します。区長賞作品は、一斉清掃等のポスターとして広報掲示板・主要駅などに掲出されます。

また、区長賞及び入賞・佳作作品は、豊洲シビックセンターなどで展示して、区民の美化意識向上を図っています。

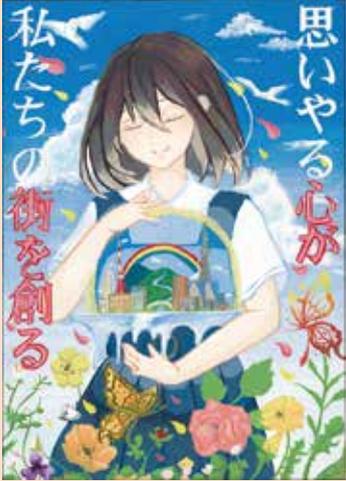
令和4年度は701作品（小学生165作品、中学生536作品）の応募がありました。



令和4年度
小学生低学年の部 区長賞
東雲小学校2年
しもかわ はると
下川 遥斗さん



令和4年度
小学生高学年の部 区長賞
亀高小学校5年
はやし ゆうき
林 優希さん



令和4年度
中学生の部 区長賞
亀戸中学校1年
おおくら かれん
大倉 楓恋さん

「持続可能な開発目標 (SDGs)」の17の目標



平成27年9月、ニューヨーク国連本部で「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

このアジェンダで目標に掲げられたのが、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」です。

【出典】：国際連合広報センター

第3章 環境管理システム

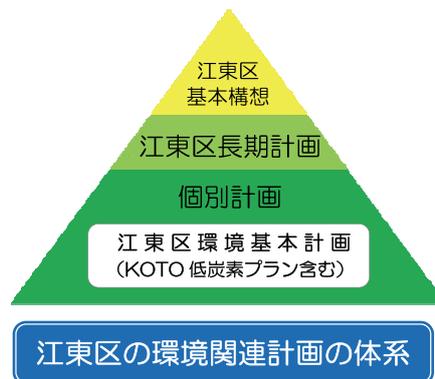
区の環境対策は、「江東区環境基本計画」に基づき実施しています。江東区環境基本計画に掲げる各施策に数値目標を設定し、庁内の部門横断的な管理体制と区民・事業者と連携した取り組みを通じて、目標達成に向けた取り組みを推進しています。

1 江東区環境基本計画

江東区環境基本計画（以下、環境基本計画）は、「江東区基本構想（以下、基本構想）」、「江東区長期計画（以下、長期計画）」を環境面で支えるものであり、江東区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画となります。

また、地球温暖化対策を積極的に推進するため、分野別計画として、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」となる「KOTO 低炭素プラン」を包含しています。

基本構想の施策の大綱である「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」を計画の目標と位置づけ、目指すべき区の環境像とします。その実現に向け、区の各計画を本計画の「6つの柱」に体系化しています。



環境基本計画の目標 『水と緑豊かな地球環境にやさしいまち』

1 地球温暖化・エネルギー対策の推進

- ◆チーム江東・環境配慮推進計画
(江東区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）)
- ◆江東区公共建築物等における木材利用推進方針

4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進

- ◆江東区都市計画マスタープラン
- ◆江東区景観計画 ◆江東区住宅マスタープラン
- ◆豊洲グリーン・エコアイランド構想
- ◆江東区自転車利用環境推進方針

2 資源循環型地域社会の形成

- ◆江東区一般廃棄物処理基本計画
- ◆江東区一般廃棄物処理実施計画
- ◆江東区分別収集計画
- ◆江東区災害廃棄物処理計画

5 安全・安心な生活環境の確保

- ◆江東区地域防災計画

3 自然との共生

- ◆江東区みどりの基本計画

6 環境教育及びパートナーシップの推進

- ◆江東区青少年健全育成基本方針・推進要領及び事業要覧
- ◆教育推進プラン・江東（後期）
- ◆江東区食育推進計画（第三次）

「計画期間」

令和2年度から令和6年度を後期期間とし、後期期間終了までに計画の進捗状況のまとめを行い、新たな計画を策定します。



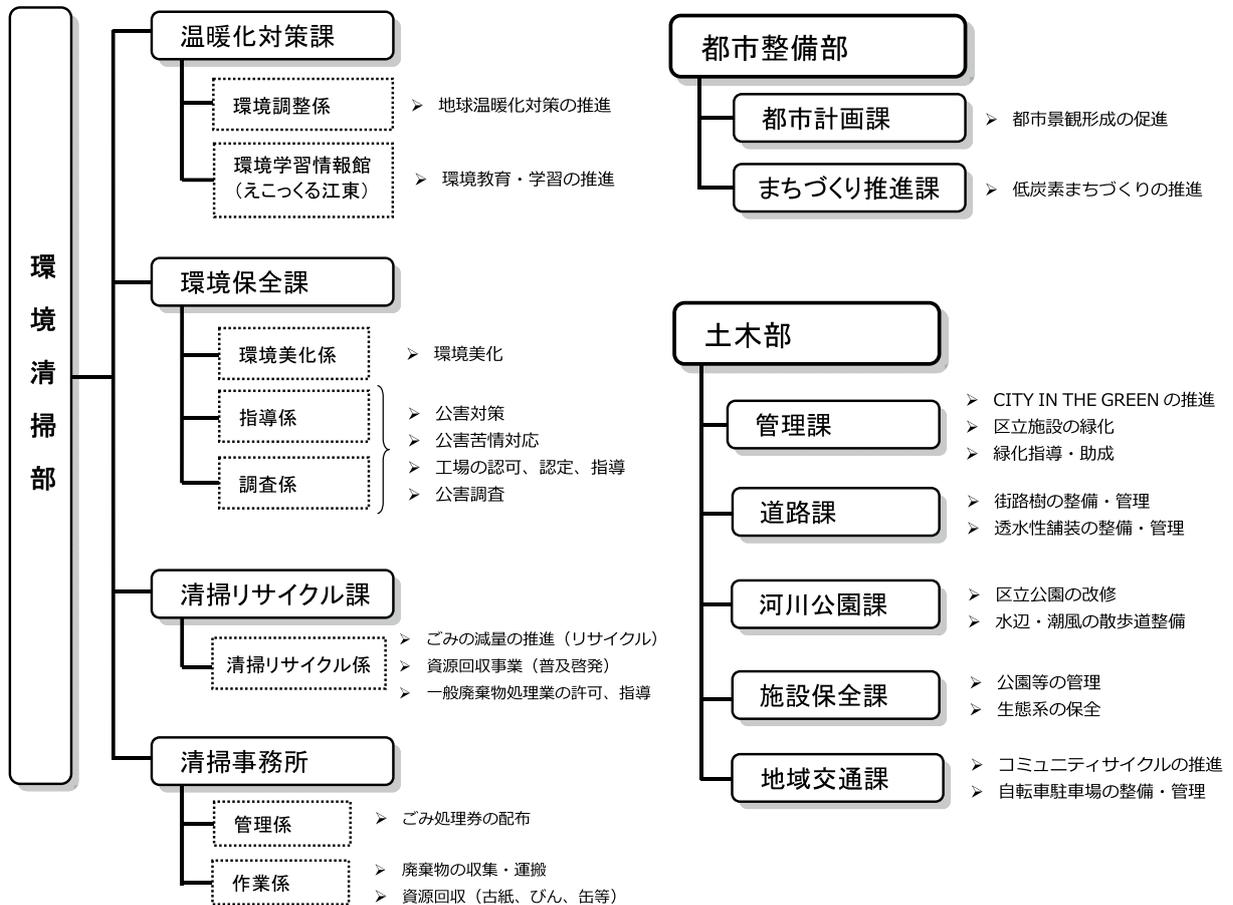
■江東区環境基本計画（後期）の施策体系

計画の目標	計画の柱	基本施策	具体的な取り組み	主に関連するSDGsの目標	
水と緑豊かな地球環境にやさしいまち	1 地球温暖化・エネルギー対策の推進 ～KOTO 低炭素プラン～	1-1 地球温暖化対策の推進【緩和策】	<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギー、省エネルギー機器等の利用促進 ●事業者の省エネ対策の推進 ●家庭の省エネ化の促進 ●乗り物からのCO₂排出削減 ●各主体が連携した取り組みの推進 		
		1-2 地球温暖化対策の推進【適応策】	<ul style="list-style-type: none"> ●「風の道」の創出 ●人工排熱の抑制 ●人工被覆面の熱環境の改善 ●気候変動の影響による被害軽減 		
	2 資源循環型地域社会の形成	2-1 ごみ減量と有効活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●資源循環型地域社会への理解促進 ●廃棄物の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ●5 Rの推進 	
	3 自然との共生	3-1 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ●生物の生息空間の確保 ●生物多様性保全の取り組みの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●生物及び生育環境に関する情報発信 	
		3-2 公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●水辺と緑を活かした空間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●身近なみどりを感じる空間づくり 	
		3-3 水辺環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●「風の道」の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ●水辺を活かした空間づくり 	
4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進	4-1 低炭素まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギーの利用効率の向上 			
	4-2 景観・美観の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●魅力ある景観の形成 ●まちの美化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観づくりへの参画意識の向上 ●放置自転車対策の推進 		
5 安全・安心な生活環境の確保	5-1 大気環境汚染防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●規制基準の遵守と大気環境に関わる情報発信 ●運輸部門、交通分野での大気汚染防止対策の推進 ●石綿の飛散防止対策の徹底に向けた指導の実施 			
	5-2 水環境の保全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●河川水質の常時監視の充実、事業所に対する対策の推進 ●水環境保全に対する意識の向上 			
	5-3 騒音・振動等の公害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●発生源対策等の指導の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●規制基準に基づく指導の実施 		
	5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●有害化学物質の適正管理 			
	5-5 災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●「分散型エネルギーシステム」の構築 ●避難地確保や延焼防止機能の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●雨水の有効利用、水害対策の推進 ●災害発生に備えた体制づくり 		
6 環境教育及びパートナーシップの推進	6-1 環境情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報の提供 ●新たな環境問題に係る情報収集・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報の集積・共有化 		
	6-2 環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●環境学習等の機会の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境教育を推進する人材の育成 		
	6-3 多様な主体が取り組むエコ意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●環境パートナーシップの推進 			

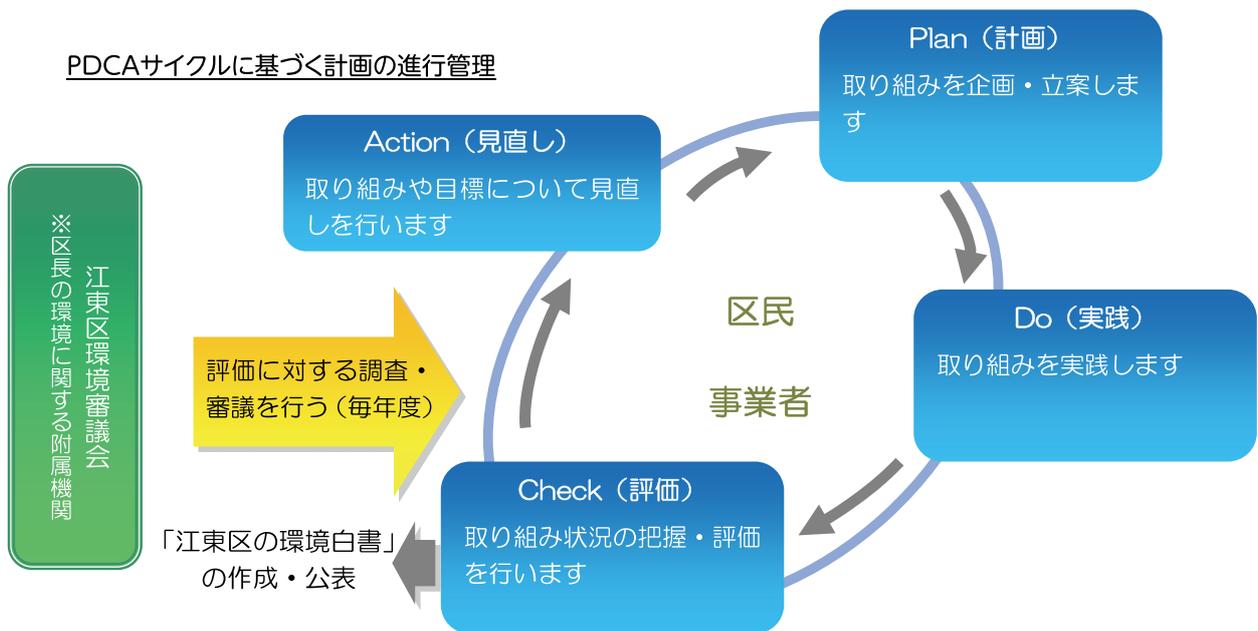
2 環境管理体制

施策の実施にあたっては、庁内各部署の役割を明確にしたうえで、PDCAサイクルの運用により、定期的なチェック＆レビューを経て、環境管理の継続的なレベルアップを図ります。

環境基本計画に関わる各課の役割



PDCAサイクルに基づく計画の進行管理



3 江東区環境審議会

江東区環境審議会は、区長の附属機関として、環境基本計画及び環境の保全に関する基本的な事項を調査審議することを目的とし、平成 11 年 4 月に設置されました。

審議会委員は、学識経験者・事業者代表・住民代表・区議会議員によって構成され、特に環境基本計画の進行管理においては、その PDCA サイクルの中での第三者評価として重要な役割を担っています。

江東区環境審議会委員名簿（令和 5 年 3 月 31 日現在） ◎：会長 ○：副会長

区 分	氏名（敬称略・五十音順）	役 職 等
学識経験者 (5名)	芦谷 典子	東洋大学経済学部教授（環境と経済）
	奥 真美	東京都立大学都市環境学部教授（環境法学）
	○長谷川 猛	元東京都環境局理事（水質分野、廃棄物分野）
	村上 公哉	芝浦工業大学建築学部教授（都市環境、建物及び地域の環境エネルギー計画）
	◎柳 憲一郎	明治大学名誉教授（環境法政策、環境アセスメント法）
事業者代表 (3名)	市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長
	伊藤 あすか	東京ガスネットワーク株式会社東京東支店支店長
	中島 宏幸	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社支社長
住民代表 (3名)	田中 真司	区民委員（公募）
	新井田 有慶	区民委員（公募）
	源川 郁夫	区民委員（江東区立中学校 PTA 連合会長）
区議会議員 (2名)	にしがき 誠	区民環境委員会委員長
	矢次 浩二	区民環境委員会副委員長

江東区環境審議会の実施状況（令和 4 年度）

回 数	日 時	主 な 議 題
第 1 回	令和 4 年 5 月 26 日	(1) 委員の委嘱について (2) 会長・会長職務代理（副会長）の選出について (3) 令和 4 年度カーボンマイナスこどもアクションについて
第 2 回 WEB 併用	令和 4 年 9 月 5 日	(1) 令和 3 年度「江東区の環境白書」(案)～江東区環境基本計画 令和 3 年度実績報告～ (2) 第 15 回江東区環境フェアの実施結果について (3) 都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業環境影響評価調査計画書について
第 3 回 WEB 併用	令和 4 年 11 月 29 日	(1) 「都市高速鉄道第 8 号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する区長意見について (2) 令和 4 年度カーボンマイナスこどもアクションの実績報告 (3) 地球温暖化防止設備導入助成事業における対象設備等の追加について (4) フードドライブ常設窓口の拡充について (5) 江東区環境検定の実施について
第 4 回	令和 5 年 3 月 16 日	(1) チーム江東・環境配慮推進計画の令和 3 年度進捗状況について (2) 令和 4 年度江東区環境検定の実施結果について (3) 令和 5 年度環境関連施策の予算概要について (4) 若洲風力発電施設の今後の取扱いについて (5) 若洲公園整備事業について

第4章 実績報告と進捗管理

環境基本計画では、基本構想に掲げる「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」の実現に向け、

- 柱1 地球温暖化・エネルギー対策の推進
- 柱2 資源循環型地域社会の形成
- 柱3 自然との共生
- 柱4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進
- 柱5 安全・安心な生活環境の確保
- 柱6 環境教育及びパートナーシップの推進

の「6つの柱」を設け、各柱への45の管理指標により、その実施状況と評価を行っています。
 本書は、この管理指標を用いて、江東区環境基本条例第9条に基づき、施策の実施状況及び評価等を明らかにした環境白書を作成し、公表するものです。

柱3 自然との共生

11 水と緑
14 自然
15 環境
17 資源

3-1 生物多様性の保全

「区が目指すべき10年後の姿」
 人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が息できる空間がつけられています。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の輪が広がって、人と多様な生物が共生しています。

<ポケットエコスペース>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
②0	ポケットエコスペース設置数	箇所	53	H30	52	52	—

*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

- **ポケットエコスペース整備・維持** 重点事業

ポケットエコスペースとは、一般に「ビオトープ」と呼ばれる自然生態系の回復を目的とした施設で、本区では昭和63年に実験池をつくり、その後小規模な「ポケットエコスペース」を小学校や公園等に整備しています。ここではさまざまな生物の回帰が観察され、子どもをはじめとする区民の環境学習の場としての活用など、その波及効果が期待されており、その管理は小学校、幼稚園の教諭や児童等のほか、ボランティア団体が行っています。令和3年度に、もみじ幼稚園の廃園により1か所減少し、52か所となりました。

ポケットエコスペース整備実績

Pick up

ポケットエコスペースって何？

新砂のぞみ公園ポケットエコスペース

...江東区で用いられている漢語であり、1か所あたりの面積が比較的小さいビオトープをポケットエコスペース。(Pocket Eco Space)と呼んでいます。

...ここでは、多様な生物が息できる環境として、小さな池を中心に草地、生垣、樹木などを組み合わせた空間を造成し、その場所ごとに生息する植物、トンボやカエルなど多くの生き物のモニタリングを行っています。

...区では、これらの活動を支援し、通常の公園地とは異なる環境管理を進めることによって、都市の中における人と多様な生物の共生できる自然空間の創出を目指しています。

「6つの柱」の各施策

施策に関連するSDGs

施策番号・施策名

施策の目的・方向性

管理指標の基準値、実績値、目標値

実績評価
今後の取り組み
その他解説

関連するグラフ・表

関連する内容のコラム

第4章 実績報告と進捗管理

44

11

1 施策体系と管理指標 (45)

進捗状況 ○：目標値を達成、↑：基準値より向上、↓：基準値より低下、→：基準値より変動なし、-：目標値なし

No.	管理指標	単位	基準値		年度実績		目標値 令和6年度	進捗 状況
			数値	年度	令和3年度	令和4年度		
柱1 地球温暖化・エネルギー対策の推進								
1-1 地球温暖化対策の推進【緩和策】								
1	江東区域のCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	3,360	H25	2,710 [R1]	2,626 [R2]	2,543 (H25比▲24.3%)	↑
②	太陽光発電システムの助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量	件数	499	H30	562	593	1,261	↑
		t-CO ₂	948		1,096	1,180	2,110	
③	高効率給湯器等の助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量	件数	1,390	H30	1,520	1,623	2,855	↑
		t-CO ₂	856		977	1,078	1,745	
④	エネルギー管理システム機器助成件数	件数	19	H30	48	60	500	↑
⑤	高反射率塗装助成件数	件数	218	H30	402	466	401	○
⑥	蓄電池助成件数	件数	28	H30	120	151	400	↑
⑦	高断熱窓助成件数	件数	28	H30	188	239	350	↑
⑧	LED照明助成件数	件数	-	-	122	165	250	→*
⑨	次世代自動車助成件数	件数	60	H30	273	496	330	○
⑩	再生可能エネルギー設備を 導入した区施設数	風力・水力発電	施設	H30	3	3	3	↑
		太陽光発電	施設		15	18	19	
		雨水利用	施設		55	57	58	
11	庁有車の低公害車導入率	%	93.5	H30	97.1	93.8	100	↑
12	江東区役所のCO ₂ 排出量	t-CO ₂	36,386	H30	25,554	25,351	34,567	○
1-2 地球温暖化対策の推進【適応策】								
13	緑被率	%	18.7	H29	18.7 [H29]	21.01 [R4]	22 [R11]	↑
14	区民、事業者による新たな緑化面積	m ²	52,599	H30	34,237	62,315	-	-
15	区立施設における新たな緑化面積	m ²	911	H30	2,998	0	-	-
柱2 資源循環型地域社会の形成								
2-1 ごみ減量と有効活用の推進								
16	区民1人当たり1日の資源・ごみ量	g/人	639	H30	656 [R2]	641 [R3]	591	↓
17	区民1人当たり1日のごみ量	g/人	467	H30	480 [R2]	468 [R3]	428	↓
18	資源化率	%	27.3	H30	27.2 [R2]	27.4 [R3]	28	↑
19	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の 再利用率	%	71.4	H30	71.7 [R2]	72.1 [R3]	73.4	↑
柱3 自然との共生								
3-1 生物多様性の保全								
⑳	ポケットエコスペース設置数	箇所	53	H30	52	52	-	-
21	みどりのボランティア数	人	1,212	H30	1,561	1,669	-	-
3-2 公園・緑地の整備								
㉑	公園面積	ha	438.1	H30	508.1	508.1	540	↑
13	緑被率(再掲)	%	18.7	H29	18.7 [H29]	21.01 [R4]	22 [R11]	↑
23	緑視率	%	16.3	H30	16.3 [H30]	17.2 [R4]	22 [R11]	↑
14	区民、事業者による新たな緑化面積(再掲)	m ²	52,599	H30	34,237	62,315	-	-
15	区立施設における新たな緑化面積(再掲)	m ²	911	H30	2,998	0	-	-
3-3 水辺環境の整備								
24	水辺・潮風の散歩道整備率	%	57.61	H30	59.77	59.77	61.43	↑

No.	管理指標	単位	基準値		年度実績		目標値 令和6年度	進捗 状況	
			数値	年度	令和3年度	令和4年度			
柱4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進									
4-1 低炭素まちづくりの推進									
4-2 景観・美観の向上									
25	江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	52.4	H30	57.1	57.9	60	↑	
26	アダプトプログラム	登録団体数	団体	162	H30	223	235	210	○
		登録者数	人	3,513		4,208	4,529	3,933	
27	一斉清掃	参加団体数	団体	564	H30	実施中止	467	572	↓
		参加者数	人	36,013		実施中止	26,170	38,655	
28	駅周辺の放置自転車数	台	1,084	H30	743	975	1,000	○	
⑳	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	22,599	H30	22,731	22,614	23,000	↑	
柱5 安全・安心な生活環境の確保									
5-1 大気環境汚染防止対策の推進									
30	二酸化窒素 (NO ₂)	ppm	0.043	H30	0.036	0.035	0.06以下	○	
31	浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m ³	0.043	H30	0.031	0.032	0.1以下	○	
32	二酸化硫黄 (SO ₂)	ppm	0.004	H30	0.002	0.003	0.04以下	○	
33	光化学オキシダント (O _x)	発令日数	2	H30	1	2	0	→	
5-2 水環境の保全の推進									
34	河川BODの環境基準適合率	%	96	H30	92	88	100	↓	
35	DOの環境基準適合率	%	48	H30	42	33	100	↓	
36	海域CODの環境基準適合率	%	100	H30	92	92	100	↓	
5-3 騒音・振動等の公害対策の推進									
37	道路交通騒音の 環境基準達成率	昼間	%	65	H30	81	76	100	↑
		夜間	%	45		57	57	100	
5-4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進									
38	ダイオキシン類の 環境基準適合率	水質	%	100	H30	100	100	100	○
		底質	%	100		100	100	100	
39	大気中ベンゼン	沿道	μg/m ³	0.88	H30	0.80	1.2	3以下	○
		後背地	μg/m ³	0.82		0.73	1.1	3以下	
5-5 災害に強いまちづくりの推進									
④⑩	透水性舗装面積	m ²	74,657	H30	86,555	88,444	-	-	
④⑪	区立施設における雨水利用の導入施設数	施設	55	H30	56	57	58	↑	
42	雨水流出抑制対策量	m ³	9,607	H30	6,717	7,711	-	-	
柱6 環境教育及びパートナーシップの推進									
6-1 環境情報の共有									
6-2 環境教育・学習の推進									
43	講座・イベント等の 開催状況	開催回数	回	284	H30	111	276	295	↓
		参加者数	人	31,222		2,957	11,630	32,750	
④④	エコリーダー養成講座修了者数	人	409	H30	433	443	510	↑	
④⑤	カーボンマイナスこども アクション	参加者数	人	62,401	H30	78,759	85,431	110,000	↑
		総CO ₂ 削減量	t-CO ₂	1,689		2,104	2,275	2,900	
6-3 多様な主体が取り組むエコ意識の向上									

*管理指標No.13、No.14、No.15は、柱3の評価にも用いるため再掲とする

*Noが○印で囲まれた管理指標の数値は累計

*管理指標No.8の進捗状況は、基準値がないため「→」とする

*管理指標No.33の発令日数は、光化学スモッグ注意報の発令日数を示す

2 管理指標の達成状況

管理指標の達成状況については、令和4年度実績のうち、10指標が「達成」、20指標が「向上」となりました。そのほか、「低下」は7指標、「変動なし」は2指標、「目標値なし」は6指標で、いずれもその推移を見ていく実績管理指標です。

進捗状況	令和4年度
達成	10指標
向上	20指標
低下	7指標
変動なし	2指標
目標値なし	6指標

●「達成」となった管理指標について

目標を達成した管理指標			
指標 5	高反射率塗装助成件数	指標 30	二酸化窒素 (NO ₂)
指標 9	次世代自動車助成件数	指標 31	浮遊粒子状物質 (SPM)
指標 12	江東区役所のCO ₂ 排出量	指標 32	二酸化硫黄 (SO ₂)
指標 26	アダプトプログラム	指標 38	ダイオキシン類の環境基準適合率
指標 28	駅周辺の放置自転車数	指標 39	大気中ベンゼン

●「向上」となった管理指標について

取り組みが向上した管理指標			
指標 1	江東区域のCO ₂ 排出量	指標 19	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率
指標 2	太陽光発電システムの助成件数および導入によるCO ₂ 削減量	指標 22	公園面積
指標 3	高効率給湯器等の助成件数および導入によるCO ₂ 削減量	指標 23	緑視率
指標 4	エネルギー管理システム機器助成件数	指標 24	水辺・潮風の散歩道整備率
指標 6	蓄電池助成件数	指標 25	江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合
指標 7	高断熱窓助成件数	指標 29	区内自転車駐車場の駐車可能台数
指標 10	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	指標 37	道路交通騒音の環境基準達成率
指標 11	庁有車の低公害車導入率	指標 41	区立施設における雨水利用の導入施設数
指標 13	緑被率	指標 44	エコリーダー養成講座修了者数
指標 18	資源化率	指標 45	カーボンマイナスこどもアクション

●「低下」となった管理指標について

取り組みが低下した管理指標			
指標 16	区民1人当たり1日の資源・ごみ量	指標 35	DOの環境基準適合率
指標 17	区民1人当たり1日のごみ量	指標 36	海域CODの環境基準適合率
指標 27	一斉清掃	指標 43	講座・イベント等の開催状況
指標 34	河川BODの環境基準適合率		

・指標 16 「区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみ量」

指標 17 「区民 1 人当たり 1 日のごみ量」

区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみの発生量は、令和元年度以降在宅時間の増加など新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により増加傾向へと転じていましたが、令和 3 年度は減少へと転じました。今後も引き続き 5R の取り組みの周知啓発活動を実施し、ごみ量の削減を目指します。

・指標 27 「一斉清掃」

令和 4 年度から事業を再開したが、新型コロナウイルス感染防止対策を行う必要があったため、参加の自粛や参加者数の抑制が見られ、参加団体数、参加者数とも基準値（平成 30 年度）より減少となりました。

・指標 34 「河川 BOD の環境基準適合率」

指標 35 「DO の環境基準適合率」

平成 29 年度に東京都告示で河川の水域類型が見直され、基準が強化されたことにより、BOD・DO の環境基準適合率が低下しています。降雨の影響など年度毎に増減が見られることや、測定値に若干の変動があることから、今後も河川水質の定期調査を継続していくとともに、隅田川や東京湾といった区周辺の河川・海域についても、他の自治体と連携した水質監視を継続し、水環境の改善を目指します。

・指標 36 「海域 COD の環境基準適合率」

海域 3 地点において年 4 回、水質調査を実施しており、令和 4 年度は、全 12 回中 11 回、環境基準を満たしました。環境基準を満たさなかった 1 回は 4 月の測定のみ 1 地点でした。全 3 地点において年 4 回の平均値は環境基準を満たしていました。近年の平均値は、年度毎に増減はあるものの良好な結果となっています。今後も周辺自治体と連携することにより、水環境の改善を目指します。

・指標 43 「講座・イベント等の開催状況」

令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講座定員の縮小などを行って事業を実施したため、基準値（平成 30 年度）と比較すると講座回数・参加者数が減少となりました。一方、令和 3 年度からは、江東エコキッズ事業や江東区環境フェアの再開により講座回数・参加者数ともに増加しており、引き続き、コロナ禍以前の状態への回復を目指していきます。

● 「変動なし」の管理指標について

変動なしの管理指標			
指標 8	LED 照明助成件数	指標 33	光化学オキシダント (O _x)

● 「目標値なし」の管理指標について

目標値なしの管理指標			
指標 14	区民、事業者による新たな緑化面積	指標 21	みどりのボランティア数
指標 15	区立施設における新たな緑化面積	指標 40	透水性舗装面積
指標 20	ポケットエコスペース設置数	指標 42	雨水流出抑制対策量

3 重点事業（23）の進捗管理

（本文では、**重点事業**と表記）

No.	重点事業 （★は長期計画上の主要事業）	目標設定項目	単位	実績値 令和4年度	目標値 令和6年度	評価
①	地球温暖化防止設備導入助成事業★ （累計）	太陽光発電システム助成件数	件	593	1,261	
		高効率給湯器等の助成件数	件	1,623	2,855	
		エネルギー管理システム機器助成件数	件	60	500	
		高反射率塗装助成件数	件	466	401	
		蓄電池助成件数	件	151	400	
		高断熱窓助成件数	件	239	350	
		LED照明助成件数	件	165	250	
		次世代自動車助成件数	件	496	330	
②	再生可能エネルギー等の活用★ （累計）	太陽光発電施設	施設	18	19	
		雨水利用施設	施設	57	58	
3	街路灯の改修★（累計）	街路灯	基	4,507	4,850	
4	公共建築物等における木材利用推進方針の運用 [1平方メートル当たり0.008㎡以上]		—	—	—	
5	CITY IN THE GREEN 公共緑化 推進事業★（累計）	屋上・壁面緑化	施設	4	5	
		橋台敷緑化	箇所	0	10	
		公園内接道緑化	園	0	40	
		シンボルツリー整備	箇所	0	10	
		校庭芝生化	施設	0	1	
6	生ごみ減量推進事業	燃やすごみの減量効果	t	32	41	
7	古着・古布の回収	回収量	t	124	103	◎
⑧	ポケットエコスペース維持・管理		箇所	—	—	
⑨	みどりのボランティア活動支援		人	—	—	
10	区立公園の改修★	区立公園（大規模改修）	園/年	1	2	
		区立公園（小規模改修）	園/年	3	5	
		区立児童遊園（大規模改修）	園/年	1	2	
		区立児童遊園（小規模改修）	園/年	1	3	
⑪	水辺・潮風の散歩道の整備★	水辺・潮風の散歩道整備率	%	59.77	61.43	
12	低炭素まちづくりの推進		—	—	—	
⑬	アダプトプログラム事業の推進	登録団体数	団体	235	210	◎
⑭	自転車駐車場の整備	駐車可能台数	台	22,614	23,000	
⑮	大気監視指導	二酸化窒素（NO ₂ ）	ppm	0.035	0.06以下	
		浮遊粒子状物質（SPM）	mg/m ³	0.032	0.1以下	
		二酸化硫黄（SO ₂ ）	ppm	0.003	0.04以下	
		光化学スモッグ注意報発令日数	日	2	0	
⑯	水質監視指導	河川 BOD の環境基準適合率	%	88	100	
		DO の環境基準適合率	%	33	100	
		海域 COD の環境基準適合率	%	92	100	

No.	重点事業 (★は長期計画上の主要事業)	目標設定項目	単位	実績値 令和4年度	目標値 令和6年度	評価	
17	近隣・生活騒音防止の啓発		-	-	-		
⑱	道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の 環境基準達成率	昼間	%	76	100	
			夜間	%	57	100	
⑲	有害化学物質調査	ダイオキシン類の 環境基準適合率	水質	%	100	100	◎
			底質	%	100	100	
		大気中ベンゼン	沿道	μg/m ³	1.2	3以下	
			後背地	μg/m ³	1.1	3以下	
⑳	江東区雨水流出抑制対策の推進		-	-	-		
㉑	透水性舗装道路の整備		-	-	-		
㉒	環境学習情報館運営事業★	講座・啓発イベント等開催回数	件	276	295		
		講座・啓発イベント等見学参加者数	人	11,630	32,750		
㉓	カーボンマイナスこどもアクション 事業(累計)	参加者数	人	85,431	110,000		
		総CO ₂ 削減量	t-CO ₂	2,275	2,900		

- * 色彩部分は、目標値をもつ事業
- * ○で囲まれた番号の事業は、管理指標と重複する
- * ◎は目標値の達成を示す

主要事業を中心に、「区民・事業者・区が一体となって進めることが有効な事業」で重点的に取り組むべき事業を「重点事業」として23事業を選定し、その進捗管理も行っています。(本文では、**重点事業**と表記)

目標値を持たない事業を除く16事業を評価しました。このうち、管理指標と重複する事業が11事業あります。令和4年度は、3事業が目標値を達成しました。

● 「達成」の重点事業

No.	重点事業名	関連する管理指標
7	古着・古布の回収	なし
⑬	アダプトプログラム事業の推進	指標26
⑲	有害化学物質調査(ダイオキシン類・ベンゼン)	指標38、39

● 達成に至らなかった事業のうち、実績値が目標値よりかけ離れていた目標設定項目

No.	重点事業名	目標設定項目(管理指標)
①	地球温暖化防止設備導入助成事業(累計)	エネルギー管理システム機器助成件数(指標4)
5	CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業	橋台敷緑化・公園内接道緑化・シンボルツリー整備(指標なし)

・目標設定項目「エネルギー管理システム機器助成件数」

エネルギー管理システムは、必要性が高まってきた平成27年度から、助成対象へ追加しました。また、平成27年7月には、資源エネルギー庁から全世帯への導入を目指す方針が示されたことから、平成27年度に目標値を毎年50件、令和6年度までの累計で500件と設定しました。

しかし、助成の申請では、戸建て住宅で太陽光発電システムとあわせて導入されることが多くみられ、集合住宅に居住する方の割合が高い本区では、実績値が想定よりも少ない状況となっています。

引き続き、本事業の周知を行うとともに、エネルギー管理システムの役割である「電気の見える化」による省エネ等設備の設置を推進していきます。

・目標設定項目「橋台敷緑化・公園内接道緑化・シンボルツリー整備」

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、長期計画の事業の見直しを行い、令和2年度から令和4年度まで休止となりました。

柱 1 地球温暖化・エネルギー対策の推進



～ KOTO 低炭素プラン 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

1 - 1 地球温暖化対策の推進【緩和策】

「区が目指すべき 10 年後の姿」

区民・事業者・区が地球温暖化防止を意識した共通の目標を持ち、お互いに連携・協力しながら、省エネルギーのさらなる推進や再生可能エネルギー等の利用が進み、脱炭素社会に向けての取り組みを進めています。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 6 年度
1	江東区域の CO ₂ 排出量	千 t-CO ₂	3,360	H25	2,710 〔R1〕	2,626 〔R2〕	2,543 H25 比 ▲ 24.3%

*〔 〕内の年度の実績を集計しています。

● 国際的な動向

※ 国際的な取組みのため、西暦と和暦の併記としています

平成 27（2015）年にフランスのパリで開催された COP21（COP：国連気候変動枠組条約締約国会議）で、令和 2（2020）年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みであるパリ協定が採択されました。

パリ協定とは、国連気候変動枠組条約に加盟する国や地域が参加する公平かつ実効的な枠組みであり、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃未満に保つとともに 1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出について実質ゼロを目指しています。その実効性を高めるため、先進国だけでなく開発途上国にも対策への取り組みを課し、各締約国において 5 年ごとに削減目標を見直すことなどを規定しています。

平成 30（2018）年に開催された COP24 では、パリ協定の令和 2（2020）年以降の本格運用に向けた実施指針が採択、令和 3（2021）年に開催された COP26 では、パリ協定第 6 条に基づく、市場メカニズム（国レベルの温室効果ガス排出削減量のやり取りに関するルール）の実施指針が合意され、当該合意により、パリルールブックが完成しました。

● 国及び東京都の動向

パリ協定の採択以降、国は平成 28（2016）年に地球温暖化対策計画を閣議決定し、温室効果ガスの排出削減量を「2030 年度において、2013 年度比 26.0%減の水準にする」との中期目標を掲げました。

平成 30（2018）年には、気候変動適応法が施行され、温室効果ガスの排出削減（緩和策）とともに、気候変動の影響による被害の回避・軽減（適応策）の推進が盛り込まれました。

令和元（2019）年 6 月には、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略を閣議決定し、「最終到達点として『脱炭素社会』を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指す」との長期的なビジョンを示しました。

令和 2（2020）年 10 月には、「2050 年カーボンニュートラル」を宣言、これを踏まえ、14 の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだグリーン成長戦略を策定しました。令和 3（2021）年 4 月には、2030 年度の温室効果ガス排出量の 46% 削減（2013 年度比）を目標とし、さらに 50% の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。

一方、東京都は令和元（2019）年 12 月に、ゼロエミッション東京戦略を策定し、令和 32（2050）

年までにCO₂排出量を実質ゼロとするほか、気候変動による影響への適応策を推進するための東京都気候変動適応方針などを公表しました。また、令和3（2021）年1月には、ダボスアジェンダ会議にて2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減する「カーボンハーフ」を表明、同年3月に「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定しました。令和4（2022）年2月には「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 - Fast forward to “Carbon Half” -」を策定、東京都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取り組みを示しました。

令和4年12月、全国で初めて、戸建て住宅を含む新築建物に太陽光パネルの設置を義務づける改正環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、令和7年4月1日施行）が成立しました。

● KOTO 低炭素プランによる削減計画

「KOTO 低炭素プラン」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」で、環境基本計画に包含されています。

区では、区の現状や国・都の動向等の社会状況を踏まえ、温暖化対策における令和12年度（2030年度）の削減目標（中期目標）を以下のとおり定めました。なお、計画目標年度である令和6年度（2024年度）の削減目標については、令和12年度（2030年度）までの中間年度の位置付けとして設定しています。

令和12年度（2030年度）の目標（中期目標）

1. CO₂排出量を平成25年度（2013年度）比で令和12年度までに37.6%削減
（計画目標としては、令和6年度に平成25年度比で24.3%削減）
2. 区の施策で、CO₂削減量が算定可能な事業について、CO₂削減量の進捗管理を実施

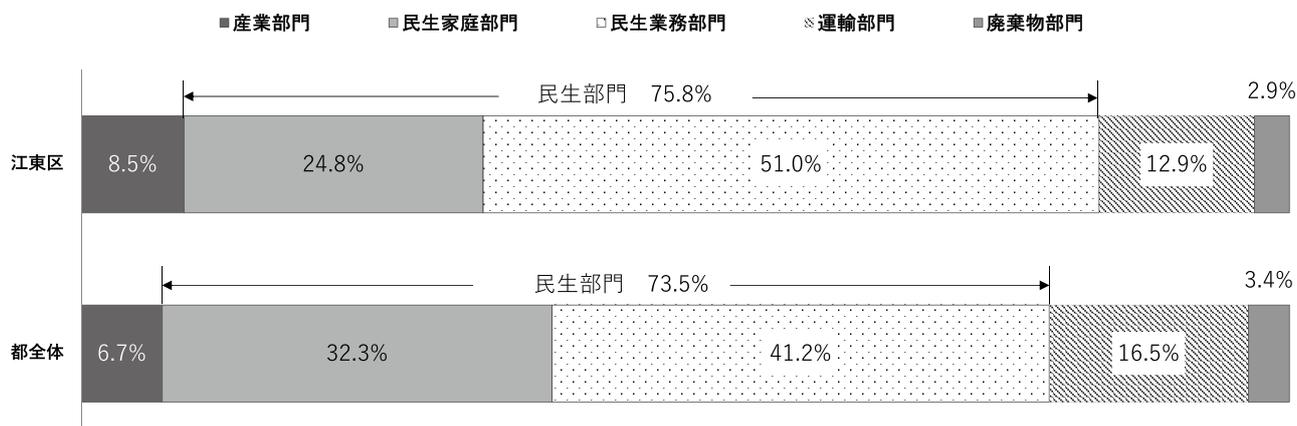
● 江東区の二酸化炭素（CO₂）排出量の現状

江東区の令和2年度のCO₂排出量は、2,626千tとなり、前年度比で3.1%減少しています。部門別排出割合では民生業務部門が全体の約51%で最も高く、民生家庭部門と合わせると全体の約76%を占めていました。また、人口や世帯数が増加傾向ですが、前年度から民生部門の排出量は減少しています。これは区民や事業者による節電や省エネ家電への買い替えなどの積極的な取り組みによる成果であり、今後も施策を継続していくことで一定程度の削減が進むものと考えられます。

令和2年度区内の部門別二酸化炭素（CO₂）排出量及び部門別排出割合（単位：千t-CO₂）

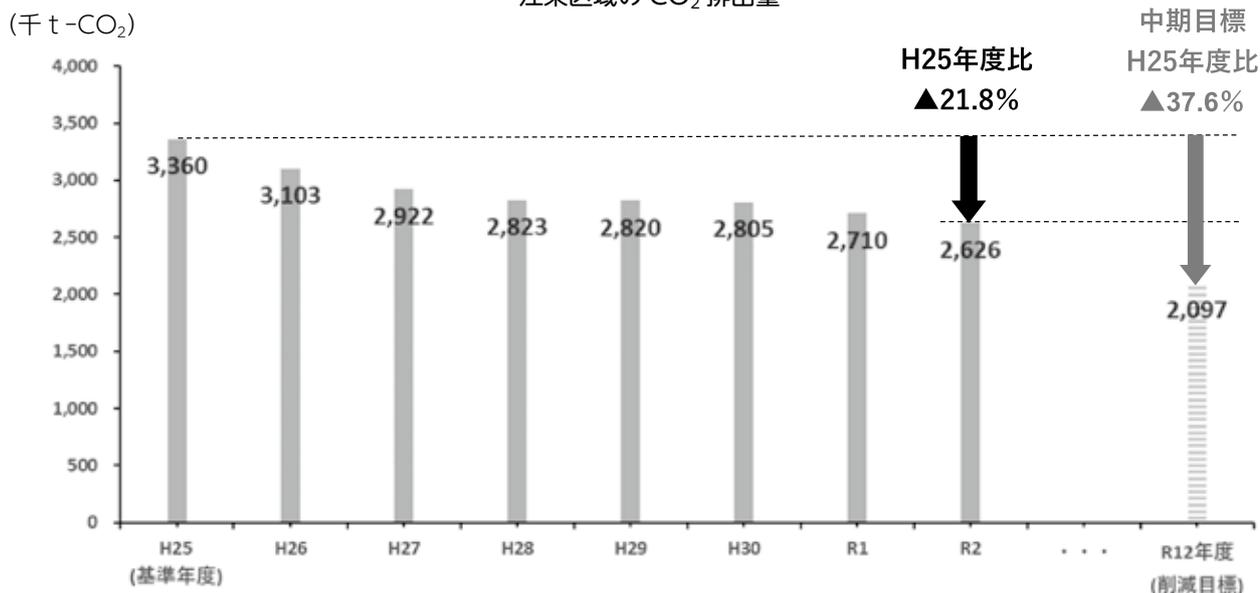
	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	廃棄物部門	合計
令和2年度	223	650	1,339	338	76	2,626
令和元年度	225	626	1,415	365	79	2,710
増減	△2	24	△76	△27	△3	△84

（出典 みどり東京・温暖化防止プロジェクト）



※四捨五入の関係により、各数値の合算と合計値は異なる（出典 みどり東京・温暖化防止プロジェクト）

江東区域のCO₂排出量



【参考指標】

参考指標	単位	基準値		実績値		目標値
		数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
区民1人当たりのCO ₂ 排出量 (民生家庭部門)	kg-CO ₂	1,310	H28	1,207 (R1)	1,240 (R2)	—
延床面積 (m ²) 当たりのCO ₂ 排出量 (民生業務部門)	kg-CO ₂	159	H28	144 (R1)	139 (R2)	—
江東区域のエネルギー消費量	TJ (テラジュール)	28,216	H28	28,088 (R1)	27,631 (R2)	—

* [] 内の年度の実績を集計しています。

(出典 みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

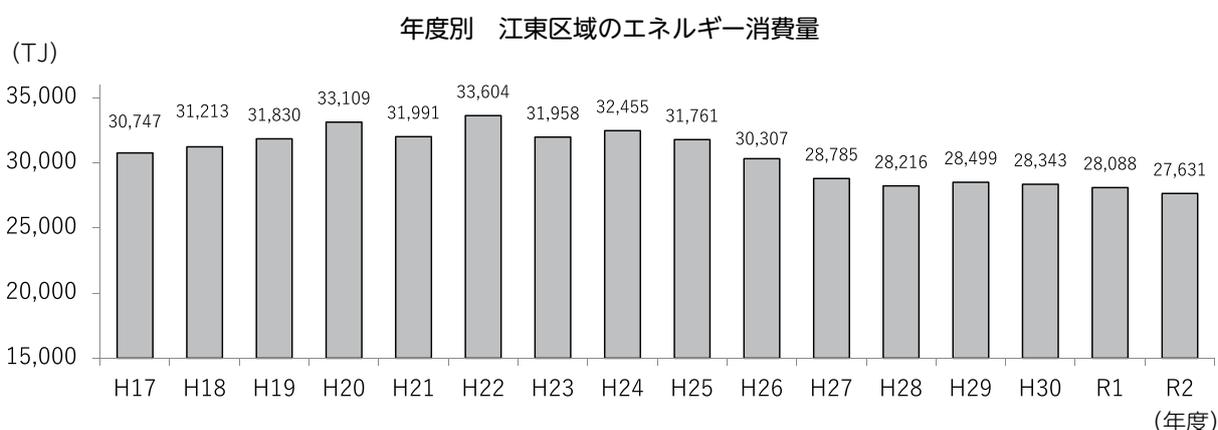
Pick up

【参考】江東区域のエネルギー消費量

温暖化対策課 環境調整係

環境基本計画(後期)では、環境基本計画(前期)で目標設定していたエネルギー消費量についても、区民や事業者などの省エネへの取り組みの「参考指標」としてしています。

江東区域のエネルギー消費量は、令和2年度実績で27,631TJで、令和元年度実績から457TJ(1.6%)減少しました。



(出典 みどり東京・温暖化防止プロジェクト)

● 区の施策による CO₂ 削減

江東区の CO₂ 排出量は減少傾向ですが、排出割合の多い民生家庭部門と民生業務部門等では、更なる対策が必要です。区の施策で CO₂ 削減量を算出できる下表の施策について進行管理を行い、一層の削減を目指します。

区分	施策	CO ₂ 削減量の算出方法	令和4年度実績	CO ₂ 削減量	関連ページ
家庭・事業者の取り組みの推進	高効率給湯器等の導入（エコキュート、エネファーム）	機器ごとの CO ₂ 削減効果に助成件数を乗じて算出	103 件	101t	P.22
	太陽光発電システムの導入	太陽光発電システムの年間発電量に、助成件数及び排出係数を乗じて算出	31 件 184,158kWh	84t	P.22
学校での取り組みの推進	全区立小中学校でごみ発電の電力を使用	新電力 ^{※1} との契約実績による CO ₂ 削減量	68 件	9,414t ^{※2}	P.25
	カーボンマイナスこどもアクションの推進	全区立小学校（義務教育学校を含む）の総 CO ₂ 削減量	6,672 人	171t	P.73
区による再生可能エネルギーの導入	公共施設の改築時に併せた太陽光発電システムの導入	太陽光発電システムの年間発電量の合計に排出係数を乗じて算出	18 件 135,176kWh	14t	P.23
	若洲風力発電施設の発電量	若洲風力発電施設の年間発電量に排出係数を乗じて算出	65,649kWh	30t	P.23
	新電力からの電力購入	新電力との契約実績による CO ₂ 削減量 ^{※3}	115 件	10,723t	-
	グリーン電力証書の活用	年間の契約発電量の合計に排出係数を乗じて算出	11,000kWh	5t ^{※4}	P.30
リサイクルの推進	資源回収による CO ₂ 削減(古着、容器包装プラスチック、発泡スチロール、古紙、びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル)	単位当たりの CO ₂ 削減量に回収量を乗じて資源ごとに算出	16,152t	26,723t	P.38
緑化の推進	新たな緑化面積(区民・事業者)	区民・事業者から提出された緑化計画書に基づいた緑化面積に吸収係数を乗じて算出	62,315㎡	336t	P.32
	新たな緑化面積(区立施設)	新たに整備した緑化面積に吸収係数を乗じて算出	0㎡	0t	P.32
合 計				38,187t	-

※1 2013年3月に経済産業省より「特定規模電気事業者(PPS)」から「新電力」に名称を変更

※2 「新電力からの電力購入」に含まれているため、合計からは除いて計上

※3 新電力によっては、従来の電力会社より CO₂ 排出係数が高いものがあった

※4 使用電力分のグリーン電力証書を購入することで、CO₂ 排出量を実質0としている

CO₂ 削減量は、関連ページにも掲載しているよ！



江東区
環境学習情報館キャラクター
「たすけくん」

太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設備費用の一部を助成し、地球温暖化対策を推進します。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
②	太陽光発電システムの助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量	件数	499	H30	562	593	1,261
		t-CO ₂	948		1,096	1,180	2,110
③	高効率給湯器等の助成件数 および導入によるCO ₂ 削減量	件数	1,390	H30	1,520	1,623	2,855
		t-CO ₂	856		977	1,078	1,745
④	エネルギー管理システム機器助成件数	件数	19	H30	48	60	500
⑤	高反射率塗装助成件数	件数	218	H30	402	466	401
⑥	蓄電池助成件数	件数	28	H30	120	151	400
⑦	高断熱窓助成件数	件数	28	H30	188	239	350
⑧	LED照明助成件数	件数	—	—	122	165	250
⑨	次世代自動車助成件数	件数	60	H30	273	496	330

*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

● **地球温暖化防止設備導入助成事業**

家庭・業務部門のCO₂削減に貢献するため、太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設備費用の一部を助成する事業を実施しています。

令和4年度（単年度）の助成実績は、合計で558件、助成金額は53,175千円で、対象機器を導入することによるCO₂削減効果は年間約185tと試算されます。

令和4年度 助成内容の内訳

設備の種類		江東区の助成金額	() 内は上限金額	実績件数 [件]	助成金額 [千円]	CO ₂ 削減効果 [t/年] *
太陽光	太陽光発電システム	[個人住宅・事業所] 5万円/kW	(20万円)	31	5,515	84
		[集合住宅] //	(150万円)			
高効率給湯器等	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	[個人住宅] 設置経費の5%	(4万円)	33	800	17
		[事業所] //	(8万円)			
	燃料電池装置 (エネファーム)	[個人住宅] 設置経費の5%	(10万円)	70	3,605	84
		[事業所] //	(20万円)			
エネルギー管理システム機器 (HEMS・MEMS)		[個人住宅] 設置経費の5%	(2万円)	12	121	—
		[事業所] //	(4万円)			
		[集合住宅] //	(15万円)			
高反射率塗装		[個人住宅・事業所] (20万円)		64	5,756	—
		[集合住宅] (150万円)				
蓄電池		[個人住宅・事業所] 設置経費の5%	(10万円)	31	2,574	—
		[集合住宅] //	(50万円)			
高断熱窓		[個人住宅・事業所] 設置経費の10%	(10万円)	51	4,660	—
		[集合住宅] //	(100万円)			
LED照明		[集合住宅・事業所] 設置経費の10%	(50万円)	43	7,844	—
電気自動車等充電設備 (令和5年1月から対象に追加)		[集合住宅・事業所] 設置経費の5%	(普通充電10万円、急速充電50万円)	0	0	—
次世代自動車 〔電気自動車・燃料電池自動車〕 〔プラグインハイブリッド車〕		一律	10万円	223	22,300	—
令和4年度 合計				558	53,175	185

* CO₂削減効果は環境省が公表しているものを本区の管理指標として採用。環境省資料に含まれない「エネファーム」については、カタログ値等から試算。

<再生可能エネルギー等の活用> **重点事業**

区立施設の新築・改築等の機会をとらえ、太陽光発電システムや雨水利用設備等を可能な限り設置し、CO₂ 排出削減と環境負荷の軽減を図ります。

また、若洲風力発電施設やマイクロ水力発電施設等を活用し、区民の再生可能エネルギーについての知識の醸成を図ります。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	
⑩	再生可能エネルギー設備を導入した区施設数	風力・水力発電	施設	3	H30	3	3	3
		太陽光発電	施設	15		17	18	19
		雨水利用	施設	55		56	57	58

*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

● 設備容量と発電実績

約45t-CO₂を削減

令和4年度末現在、風力発電2施設、水力発電1施設、太陽光発電18施設、計21施設へ再生可能エネルギー設備を導入しています。風力・水力発電は目標値を達成しており、太陽光発電については、目標値の達成に向け、計画的に導入を進めていきます。

本区再生可能エネルギー発電設備の内訳と実績（令和4年度）

導入年度	施設名 ^{*1}	出力 [kW]	発電量 ^{*2,*3} [kWh]	CO ₂ 削減効果 [t/年度]	備考	
1	H15 若洲風力発電施設	1,950.0 kW	65,649 kWh	29.9 t-CO ₂	令和4年4月～7月計測	
2	H18 環境学習情報館	0.3 kW	☆ kWh	-	-	
風力小計		施設数：2	1,950.3 kW	65,649 kWh	29.9 t-CO ₂	-
1	H27 マイクロ水力発電施設	1.0 kW	3,037 kWh	1.39 t-CO ₂	-	
水力小計		施設数：1	1.0 kW	3,037 kWh	1.39 t-CO ₂	-
1	H17 防災センター	5.0 kW	5,272 kWh	2.40 t-CO ₂	-	
2	H18 環境学習情報館 ^{*4}	25.0 kW	-	-	-	
3	H19 深川第三中学校 ^{*,*4}	27.5 kW	-	-	-	
4	H20 大島南央小学校 [*]	20.0 kW	20,692 kWh	0 t-CO ₂	-	
5	H21 第五砂町小学校 [*]	20.0 kW	1,084 kWh	0 t-CO ₂	令和5年3月計測	
6	H21 塩浜保育園	0.0388 kW	☆ kWh	-	-	
7	H22 有明小・中学校 [*]	3.7 kW	3,612 kWh	0 t-CO ₂	-	
8	H23 東川小学校 [*]	10.0 kW	2,012 kWh	0 t-CO ₂	令和5年2月～3月計測	
9	H23 塩崎保育園	0.084 kW	☆ kWh	-	-	
10	H25 第二亀戸中学校 [*]	10.0 kW	12,683 kWh	0 t-CO ₂	-	
11	H26 豊洲西小学校 [*]	10.0 kW	11,552 kWh	0 t-CO ₂	-	
12	H27 豊洲シビックセンター	15.2 kW	12,982 kWh	5.92 t-CO ₂	-	
13	H27 第二亀戸小学校 [*]	10.0 kW	14,248 kWh	0 t-CO ₂	令和4年12月～令和5年3月計測	
14	H29 有明西学園 [*]	10.0 kW	12,331 kWh	0 t-CO ₂	-	
15	H30 第五大島小学校 [*]	10.0 kW	8,149 kWh	0 t-CO ₂	-	
16	R1 香取小学校 [*]	6.1 kW	7,149 kWh	0 t-CO ₂	-	
17	R3 こどもプラザ	10.3 kW	12,220 kWh	5.57 t-CO ₂	-	
18	R4 第二大島中学校 [*]	10.0 kW	11,189 kWh	0 t-CO ₂	令和4年7月～令和5年4月計測	
太陽光小計		施設数：18	202.9 kW	135,176 kWh	13.89 t-CO ₂	-
合計		施設数：21	2154.2 kW	203,862 kWh	45.18 t-CO ₂	-

※1 CO₂削減効果は、東京電力エナジーパートナー株式会社の令和3年度実績 調整後排出係数 [0.456kg -CO₂/kWh]より試算。ただし、「*」の施設については、東京エコサービス株式と契約しているため、令和3年度実績 調整後排出係数 [0.000kg -CO₂/kWh]より試算し、CO₂削減効果は0t -CO₂とした。

※2 発電量「☆」の施設は、設備出力が小さく、計量実績なし

※3 端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

※4 測定器等の故障により発電量を把握できなかった。今後修理予定。

● マイクロ水力発電施設

約 1.39t-CO₂を削減

区の豊富な水資源を活用した新たな再生可能エネルギーのシンボルとして横十間川親水公園水門橋に平成 27 年 3 月に設置されました。環境学習施設としての活用と新たな観光資源の創出も目的としています。

発電した電気は、ともに設置された専用モニターでの観光案内の表示や夜間ライトアップなどに使用しています。令和 4 年度は、6 月から 11 月まで故障により発電していませんでした。



発電量のほか、環境学習や観光情報を表示



橋の下の発電機



公園側からも発電機が見られる

【主な仕様】

メーカー	三菱プラントエンジニアリング株式会社
発電出力	約 1kW
有効落差	最大 1,500mm
使用水量	最大 0.23m ³ / 秒
水車型式	縦軸クロスフロー式
発電機	永久磁石同期発電機
電力利用	表示モニター、LED6 灯、カメラ等
発電量が 300W 以下になると、表示モニターが自動停止	

【視察実績】

- ・宮崎県都城市議会議員 (平成 27 年 7 月)
- ・江戸川区議会議員 (平成 27 年 7 月)
- ・日野市職員 (平成 27 年 8 月)
- ・特別区協議会 (平成 27 年 10 月)
- ・愛媛県新居浜市議会議員 (平成 27 年 11 月)
- ・湘南学園高校 (平成 28 年 7 月)
- ・広島県廿日市議会議員 (平成 28 年 7 月)
- ・江戸川区議会 (平成 29 年 5 月)
- ・会津若松市議会 (平成 29 年 8 月)
- ・グリップキッズ扇橋校 (平成 30 年 8 月)
- ・沖縄県宜野湾市職員 (平成 30 年 11 月)
- ・全国信用協同組合連合会 (令和元年 5 月)

● 雨水利用施設

雨水利用施設では、雨水を便器洗浄等に使用しています。計画的な導入を図り、令和 4 年度までに累計で 57 施設へ導入しました。雨水利用量は把握できませんでしたが、雨水タンク容量の合計は 13,213m³ (13,213KL) です。雨水を有効活用することで水道施設にかかわるエネルギーを軽減し、二酸化炭素の排出量削減 (水道 1m³あたりの CO₂ 排出量 235g (令和 3 年度東京都水道局「水道事業ガイドライン」)) につながります。

● 太陽光発電施設

約 14t-CO₂を削減

区立施設の改築等に合わせて、令和 4 年度までに 18 施設に導入しました。発電した電力は、主に施設内で利用されるほか、電力量を表示して「見える化」するなど、環境学習に活用しています。



第二亀戸小学校設置 太陽光パネル



第五大島小学校 太陽光発電モニター

● 若洲風力発電施設

約 30t-CO₂を削減

海に面した若洲公園は、年平均 5.7m/ 秒の風が吹く風力発電に適した場所であり、地球環境問題を考えるための環境配慮のシンボルとして、出力 1,950kW の大型風力発電設備で平成 16 年に設置しました。令和 4 年度は、故障による発電停止のため、発電量は減少しました。
※若洲風力発電施設は、老朽化のため令和 6 年度以降に撤去予定

主な仕様

メーカー	ノルデックス社 (ドイツ)
定格 (最大) 出力	1,950 kW
年間想定発電量	270 万 kWh
高さ	100 m
ブレード (羽) の長さ	40 m
発電し始める風速 (カットイン風速)	4 m/ 秒
定格出力で発電する風速	風速 12 ~ 25 m/ 秒
風速 25m/ 秒 (カットアウト風速) 以上になると安全のため風車は自動的に止まります	



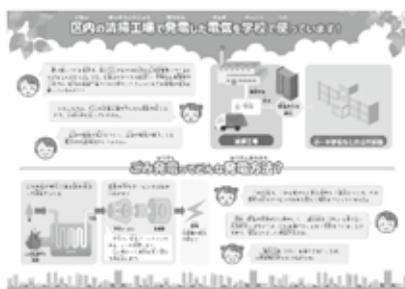
若洲風力発電施設

Pick up

全区立小・中学校等でごみ発電の電力を使用

約 9,414t-CO₂を削減

温暖化対策課 環境調整係



小学生に向け作成したリーフレット

ごみ発電は再生可能エネルギー (バイオマス発電) の一種で、ごみを燃やした熱を利用して蒸気を発生させ、その蒸気のでタービンを回して発電します。CO₂を増やすことなく発電することができる環境にやさしい発電方法です。
令和元年度から、それまで一部の区立小・中学校で行っていた東京エコサービス株式会社による清掃工場が発電した電力の供給を、全区立小・中学校及び義務教育学校へ拡大しました。
また、ごみ問題との関係が深い江東区ならではの「ごみ発電」についてのリーフレットを小学生に配布し、環境学習へつなげています。

<運輸部門の対策>

運輸部門からのCO₂排出削減を目的に、庁有車の低公害化を図るとともに、電気自動車（EV）の普及に取り組みます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
11	庁有車の低公害車導入率	%	93.5	H30	97.1	93.8	100

● 庁有車の低公害車導入

低公害車とは、排出ガスを発生させない、または排出ガスの発生量が相当程度少なく、かつ、低燃費で、CO₂の排出量も少ないと認められる自動車で、国や東京都が指定しています。

区では、令和6年度に庁有車の100%を低公害化することを目標に掲げ、令和4年度は93.8%の導入率になりました。今後も低公害車導入100%を目指していきます。

江東区 庁有車内訳（九都県市指定低公害車区分） 令和4年度実績

庁有車数 40台					
低公害車導入対象数 32台				低公害車未導入数 2台	低公害車を導入できない清掃車* 8台
低公害車導入済数 30台（導入率 93.8%）			①, ②以外の低公害車 27台		
①燃料電池自動車 2台	②電気自動車 1台				

※費用の関係から低公害車を導入できない清掃車については、公害車の対象から除く。

● 新築マンション等駐車場への電気自動車（EV）等の充電設備設置の促進

電気自動車（EV）普及の課題である集合住宅へのインフラ設備不足の解消を目的に、「江東区マンション等の建設に関する指導要綱」に基づき、区内にマンション等を新築する場合、駐車場収容台数の1割以上に電気自動車等の充電設備を設置するよう、マンション等建設事業者へ指導しています。

新築マンション等への設置実績（令和4年度）

マンション等建設数	自動車駐車場計画数	電気自動車等の充電設備	
		外部電源設備設置数	急速充電器設置数
66件	960台	19基	2基

● 環境保全対策資金融資

区内の中小企業の方が自動車を低公害車（新車のみ）に切り替える際、低金利で借入れができるよう、金融機関と東京信用保証協会の協力を得ながら、融資のあっせんを行っています。

環境保全対策資金融資あっせん制度利用件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1件	3件	2件	2件	1件	2件	1件

● EV 用急速・普通充電設備の無料開放

EVの普及推進及びインフラ設備の充足を目的に、平成22年11月1日から庁舎駐車場に、平成27年9月24日から豊洲シビックセンターにEV用急速・普通充電設備を設置し、区民や事業者の方々に無料で開放してきました。

なお、庁舎駐車場のEV用急速・普通充電設備は、設置から10年経過による老朽化のため、令和3年3月末で終了しました。



豊洲シビックセンター設置 充電設備

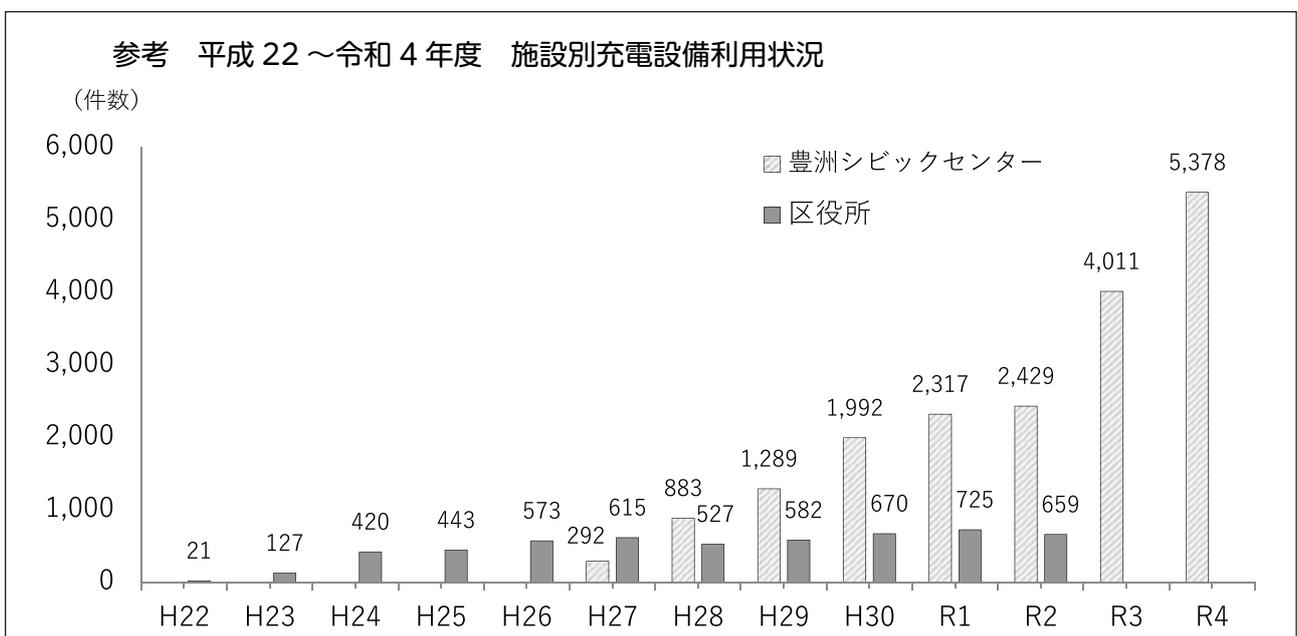
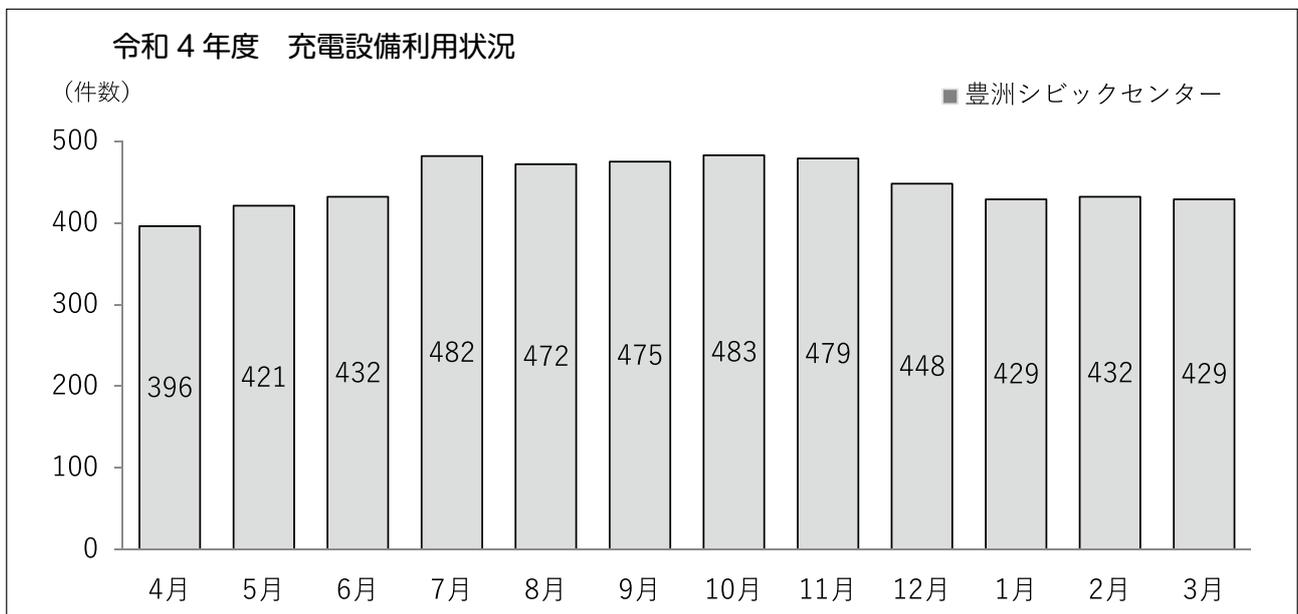
設置場所：豊洲シビックセンター 1F 駐車場入口
(豊洲2-2-18)

設置基数：EV用急速充電器 1基
普通充電設備(200V) 1基

利用時間：8:00～22:00
(年末年始は利用できません)

利用方法：1F 駐車場管理室で利用受付台帳に記入

利用料金：無料



<チーム江東・環境配慮推進計画>

「チーム江東・環境配慮推進計画」に基づき、区も一事業者として、環境負荷軽減やCO₂排出量の抑制に取り組みます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
12	江東区役所のCO ₂ 排出量	t-CO ₂	36,386	H30	25,554	25,351	34,567

● 江東区役所のCO₂排出量

令和4年度の実績値は、平成30年度の基準値より大幅に減少し、計画開始年度の令和2年度から引き続き目標を達成しました。要因として、令和元年度から区立小・中学校等の区施設における電力を環境負荷の低いCO₂排出係数の小さい電力へ切り替えたことにより、CO₂排出量が減ったことが挙げられます。また、令和3年度と比べて203t(0.8%)減少しましたが、より一層の削減に向けて、引き続き省エネ・節電行動等の取り組みを行っていきます。

● チーム江東・環境配慮推進計画（第三次庁内環境配慮推進計画）

令和2年3月に「チーム江東・環境配慮推進計画（第二次庁内環境配慮推進計画・後期）」を改定し、「チーム江東・環境配慮推進計画（第三次庁内環境配慮推進計画）」を策定しました。

新しい計画では、令和2から11年度を計画期間とし、CO₂排出量削減目標の改定や職員ごとの取組マニュアルの見直しを行いました。マニュアルにおいては、取り組みに関するSDGs目標の記載や抜粋版となる「これだけはやろう！チーム江東・省エネ行動」を1枚にまとめ、区職員一丸となって環境負荷低減へ取り組んでいます。

「チーム江東・環境配慮推進計画（第三次庁内環境配慮推進計画）」の基本的事項

目的	<p>(1) 地球温暖化防止に向けた温室効果ガスの抑制 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条において、地方公共団体に策定が義務づけられている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を包含するものとする。</p> <p>(2) エネルギー使用の合理化等に関する法律及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に対応した計画 環境負荷低減の取り組みとあわせて、「省エネ法」や「温対法」の改正による責務を果たすため、区役所全体で年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に努めるなど、エネルギー管理の徹底を図るものとする。</p>
計画期間	令和2年度から11年度（10年間）
基準年度	平成30年度
計画の対象範囲	区が実施する全ての事務・事業 (指定管理者や無人施設等、省エネ法等で区の報告対象範囲となる事業や施設は全て対象)

● 令和4年度の実績

チーム江東・環境配慮推進計画（第三次庁内環境配慮推進計画）で定めている管理指標のうち、「用紙購入量」等3指標について、前期目標を達成しました。引き続き、省エネへの一層の取り組みを推進します。

「チーム江東・環境配慮推進計画」令和4年度 実績一覧 ○(達成) ↑(向上) ↓(低下) →(変動なし)

管理指標	単位	基準値 (平成30年度)	令和4年度		前期目標 (令和2～ 令和6年度)	目標達成	進捗状況
			実績値	基準比			
1	①コピー機・複合機の出力枚数	千枚	38,838	41,612	7.1%	現状維持	↓
	②用紙購入量*1	千枚	82,601	78,543	△4.9%	現状維持	○
2	電気使用量（床面積あたり）	kWh/千㎡	22,507	23,607	4.9%	△5%	↓
3	都市ガス使用量（床面積あたり）	Nm ³ /千㎡	1,644	1,604	△2.4%	△5%	↑
4	上水道使用量（床面積あたり）	m ³ /千㎡	595	515	△13.4%	△5%	○
5	低公害車の導入	導入率	93.5%	93.8%	0.3pt	100%	↑
6	エネルギー使用量*2 (床面積あたり・原油換算)	kL/千㎡ (原油換算)	7.8	7.92	1.5%	年平均1% 以上削減	↓
7	廃棄物量	t	1,183	1,156	△2.3%	△5%	↑
8	リサイクル率	%	49.3%	49.3%	-	60%	→
9	木材利用0.008m ³ /m ² 以上の新築・改築施設の割合（木材利用推進方針）	%	100%	100%	-	100%	○

*1 用紙購入量は、新規管理指標のため、令和2年度を基準年度とする。

*2 エネルギー使用量の原油換算は、電気、都市ガス、ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガス(LPG)の使用量に基づいて算出。



江東区
環境学習情報館キャラクター
「あられさん」

● グリーン電力証書の活用

約 5t-CO₂を削減*

「グリーン電力証書」を購入することで、自然エネルギーによって発電されたグリーン電力を使用しているとみなす制度です。証書を購入した費用は、国内の自然エネルギーの普及・拡大を目的に、発電設備の維持等に利用されます。

令和4年度は、環境学習情報館（えこっくる江東）及びEV用急速充電器（豊洲シビックセンター）へ活用しました。



「グリーン電力証書（サンプル）」
（出典：日本自然エネルギー（株）HP）

令和3年度の活用実績

活用先	電力量	電力種類	発電場所
環境学習情報館（えこっくる江東）	5,000kWh	バイオマス	宮城県石巻市
EV用急速充電器 （豊洲シビックセンター）	6,000kWh		

※ 使用電力分のグリーン電力証書を購入することで、CO₂排出量を実質0としている

● 街路灯の改修 **重点事業**

約 346t-CO₂を削減

区道に設置している老朽化した街路灯を改修し、合わせて省エネ化を図ります。これによりCO₂の発生を抑制し、環境負荷を低減します。

令和4年度現在、区内の街路灯13,988基のうち約2割が水銀灯となっています。水銀灯をより効率の良いLED灯に更新することで、照度を確保しつつ消費電力の低減を図ることができます。（例として、水銀灯100WをLED灯17Wに取り換えた場合、照度はほぼ同じですが、消費電力は約1/6になります）

また、街路灯だけでなく、橋梁灯などの照明についても改修を進めており、省エネ化に向けて、今後も計画的に改修を行います。



改修後の街路灯（LED灯）

街路灯の改修基数の推移（単年度推移）

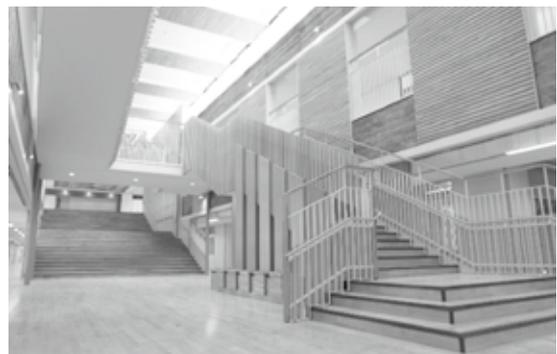
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
路線改修数（基）	564	591	549	585	665	665	666	786
（参考）橋梁灯を含めた改修数（基）	-	-	-	-	730	725	718	838

● 江東区公共建築物等における木材利用推進方針の運用 **重点事業**

「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」（平成26年4月1日施行）では、公共建築物の新築・改築時に、木材利用を原則、1㎡当たり0.008㎡以上とし、目標値を設定しています。

令和4年度は、第二大島中学校の改築で床面積1㎡当たり0.023㎡の木質化を実施しました。

木材の積極的な利用を推進し、木材利用を通じて、森林の適切な保全や木材産業の振興、温暖化対策を図ります。



第二大島中学校 廊下・階段等に木材使用

1 - 2 地球温暖化対策の推進【適応策】

「区が目指すべき 10 年後の姿」

海風が区内陸部に効果的に吹き込むようにヒートアイランド対策を実施し、熱環境の改善による快適な生活環境を実現しています。

<緑被率の向上>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 6 年度
13	緑被率	%	18.7	H29	18.7 (H29)	21.01 (R4)	22 (R11)

* () 内の年度の実績を集計しています。江東区みどりの基本計画の目標管理指標であり、5年に1度調査を行っています。

● CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 **重点事業** → 47 ページ参照

「CITY IN THE GREEN」(みどりの中の都市) の実現に向けて

CITY IN THE GREEN (CIG) とは、江東区が目指すみどりのまちづくりの基本となる考え方で、都市の中のみどりではなく、「みどりの中の都市」をイメージしています。

区は、令和 2 年 3 月に改定した「江東区みどりの基本計画」に基づき、公共施設における敷地内の緑化・屋上壁面緑化等を進める一方、新たな建築物に対する緑化指導、「みどりのコミュニティづくり講座」などみどりの魅力や大切さを理解してもらう取り組みにより、区民・事業者との連携による緑化を推進しています。

CITY IN THE GREEN 実現のイメージ



<緑化面積の拡大に向けた取り組み>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
14	区民、事業者による新たな緑化面積	m ²	52,599	H30	34,237	62,315	—
15	区立施設における新たな緑化面積	m ²	911	H30	2,998	0	—

● 区民・事業者による新たな緑化

約 336t-CO₂を削減*

「江東区みどりの条例」に基づき緑化指導を行い、公共施設だけでなく、民間施設においても着実に緑化を進めています。令和4年度の区民・事業者への緑化指導件数は、85件でした。

また、緑化助成制度についても幅広く周知を行っており、緑化指導と併せて、区民・事業者の意識啓発を進めるとともに、周辺気温上昇の抑制等快適な都市環境の創出、災害に強いまちづくりの推進、緑地の増加と緑被率の向上を目指しています。

※ 「緑化計画書」に基づいた緑地面積に吸収係数を乗じて算出



区民・事業者による緑化

● 区立施設における新たな緑化

公共施設等の緑化にあたっては、率先して質の高い緑を充実していくこととしています。

積極的な緑化により、環境教育等に役立てるとともに、建物周辺の気温上昇の抑制を図っています。

学校をはじめとする区立施設では、引き続き、改築・改修等に合わせて屋上・壁面緑化を含む緑豊かな施設整備を推進していきます。



区立施設における緑化
「江東区立第二大島中学校」

Pick up

大島六丁目団地のイベントに出展

土木部管理課 CIG 推進係



CIG ブースの様子

令和4年10月に大島六丁目団地内で開催したカフェ06アニバーサリーイベントにCIGブースを出展しました。ブースでは、ベランダガーデニング講座や挿し芽体験、みどりの中の都市(CITY IN THE GREEN)の実現に向けた取り組みを紹介するパネル展示を実施しました。また、CIGクイズを行い、回答いただいた方には、啓発品をプレゼントしました。近くにお住まいの多くの方にお立ち寄りいただき、大変好評でした。

今後も展示やSNS等を活用して積極的に情報発信を行い、みどりに関する普及・啓発に取り組んでいきます。

柱 2 資源循環型地域社会の形成

2-1 ごみ減量と有効活用の推進

「区が目指すべき 10 年後の姿」

すべての区民・事業者が、5R（リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル）の取り組みを実践することで、ごみの発生と排出が抑制され、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会を実現します。

<ごみ減量と資源化率の向上>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 6 年度
16	区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみ量	g/人	639	H30	656 [R2]	641 [R3]	591
17	区民 1 人当たり 1 日のごみ量	g/人	467	H30	480 [R2]	468 [R3]	428
18	資源化率	%	27.3	H30	27.2 [R2]	27.4 [R3]	28

*〔 〕内の年度の実績を集計しています。

*資源化率の算出方法→ 37 ページ参照

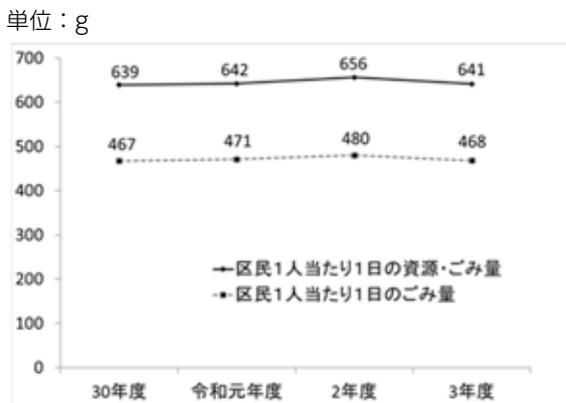
● 区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみ量の削減

令和 3 年度の区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみ量の実績は 641g/人で、前年度より 15g/人の減少となりました。

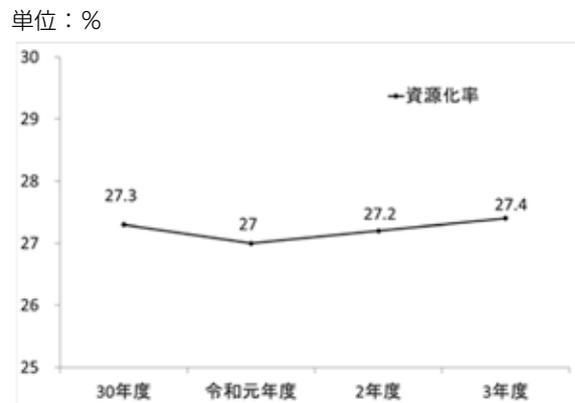
また、区民 1 人当たり 1 日のごみ量の実績は、468g/人で、前年度より 12g/人の減少となりました。令和元年度、2 年度はいずれも増加していましたが、令和 3 年度は減少しています。

ごみを削減するには、区民 1 人ひとりがごみを出さないライフスタイルを完成し、出す場合には正しく分別することが最も効果的です。本区では、資源とごみの正しい分別を継続的に啓発し、ごみ量の削減と資源化に取り組みます。また、アプリ等を活用した若年層や外国人住民の方に対する情報発信を推進します。

区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみ量と
区民 1 人当たり 1 日のごみ量の推移



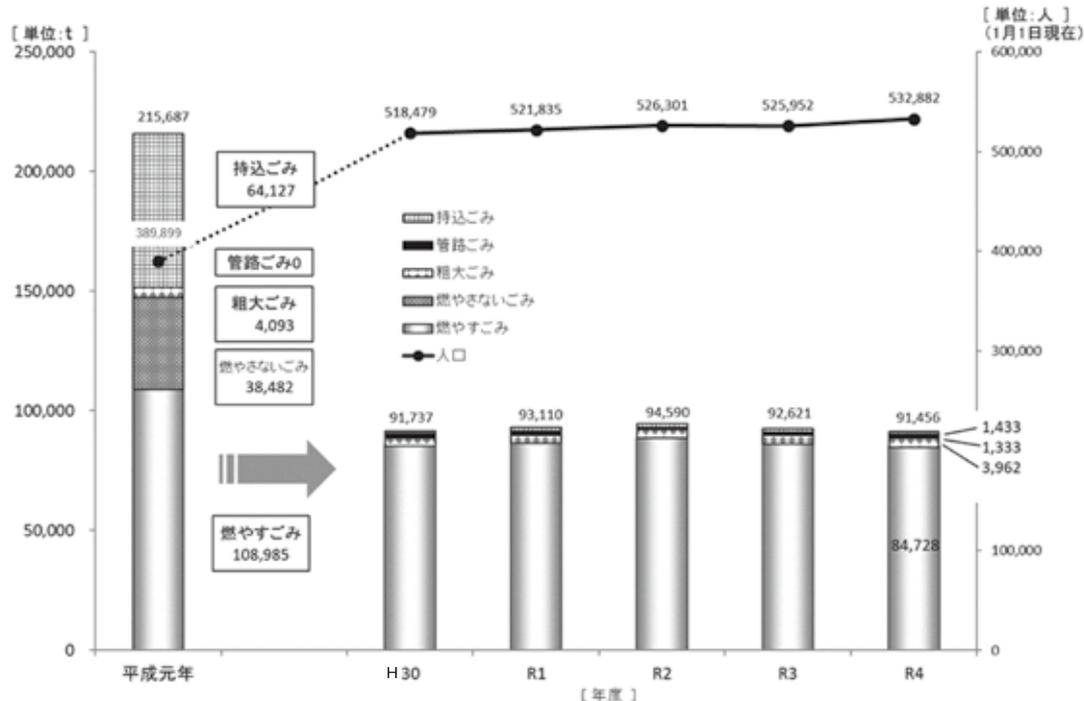
資源化率の推移



● 取り扱いごみ量の推移

区民 1 人当たりのごみ量は、令和元年度末からの新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、家庭ごみが増加したことに伴い、減少傾向から微増へと転じましたが、令和 3 年度は減少となりました。

また、区全体のごみ量は平成元年をピークに減少していますが、人口増加などの影響から近年は横ばい傾向となっています。区民・事業者の皆様にも、より一層の排出抑制への協力を求めています。



* 持込ごみについては、江東区清掃事務所での受付量であり、区内の発生量と必ずしも一致しない場合があります。

単位: t

	平成元年	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
燃やすごみ	108,985	85,376	86,533	88,538	86,227	84,728
燃やさないごみ* ¹	38,482	-	-	-	-	-
粗大ごみ	4,093	3,112	3,365	3,568	3,613	3,962
管路ごみ	0	1,839	1,668	1,131	1,250	1,333
持込ごみ	64,127	1,409	1,545	1,353	1,531	1,433
合計* ²	215,687	91,737	93,110	94,590	92,621	91,456

* 1 「燃やさないごみ」は、平成 28 年度から資源として回収を行っています。資源回収量については P38 を参照

* 2 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

● 家庭ごみの組成

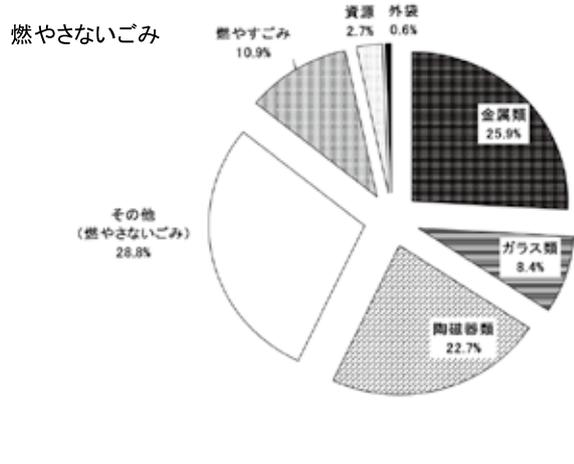
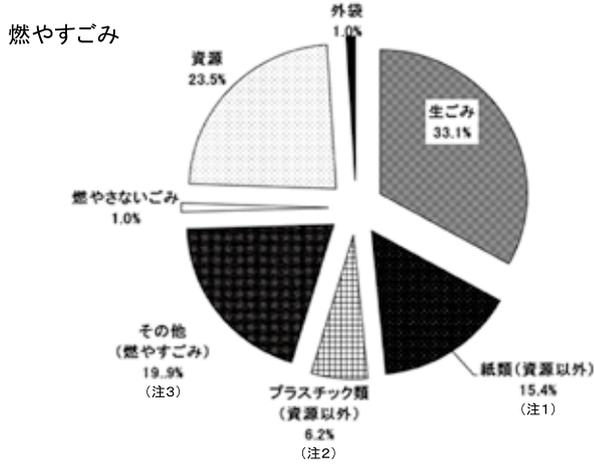
令和 4 年度の区の家庭ごみの組成調査では、燃やすごみの約 33%を生ごみが占め、約 24%を資源(古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック・発泡スチロール等)が占めています。

生ごみの量は、「余分なものは買わない・作らない」「食べ残しをしない」、また、水分が多いので「捨てる前に水分をしっかりと切る」などの心がけによって、減らすことができます。

また、古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック・発泡スチロールなどを正しく分別することで、燃やすごみとして排出されているごみを減量し資源化することが可能になります。

一方、燃やさないごみとして排出されるごみの中には、燃やすごみが約 11%、資源が約 3%混入しています。ごみの減量のため、ごみの正しい分別方法についての一層の啓発に取り組んでいきます。

家庭ごみの組成 (令和4年度:江東区)



(注1) 汚れた新聞、ティッシュ、紙くずなど
 (注2) 製品プラスチック(容器包装プラスチック以外)、汚れた容器包装プラスチックなど
 (注3) ゴム・皮革、布、木など

* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

● 生ごみ減量推進事業 **重点事業**

燃やすごみの3分の1を占める生ごみを区民が各家庭で減量に取り組むことでごみ全体の減量化を図ります。

平成24年度～26年度にかけて、公募によるモニター事業を実施しました。3年間で297世帯に生ごみ減量資器材を配布し、生ごみの減量に取り組んでいただきました。

平成27年度からは事業の本格実施が始まり、令和4年度は126世帯が取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新規取り組み世帯が減少した時期もありましたが、平均して毎年120世帯以上に新規参加いただいております。以前より継続して取り組んでいる方もいることから、燃やすごみの減量効果は着実に進展しています。今後も区報やホームページなどを積極的に活用し、資器材を利用した生ごみ減量を推進していきます。

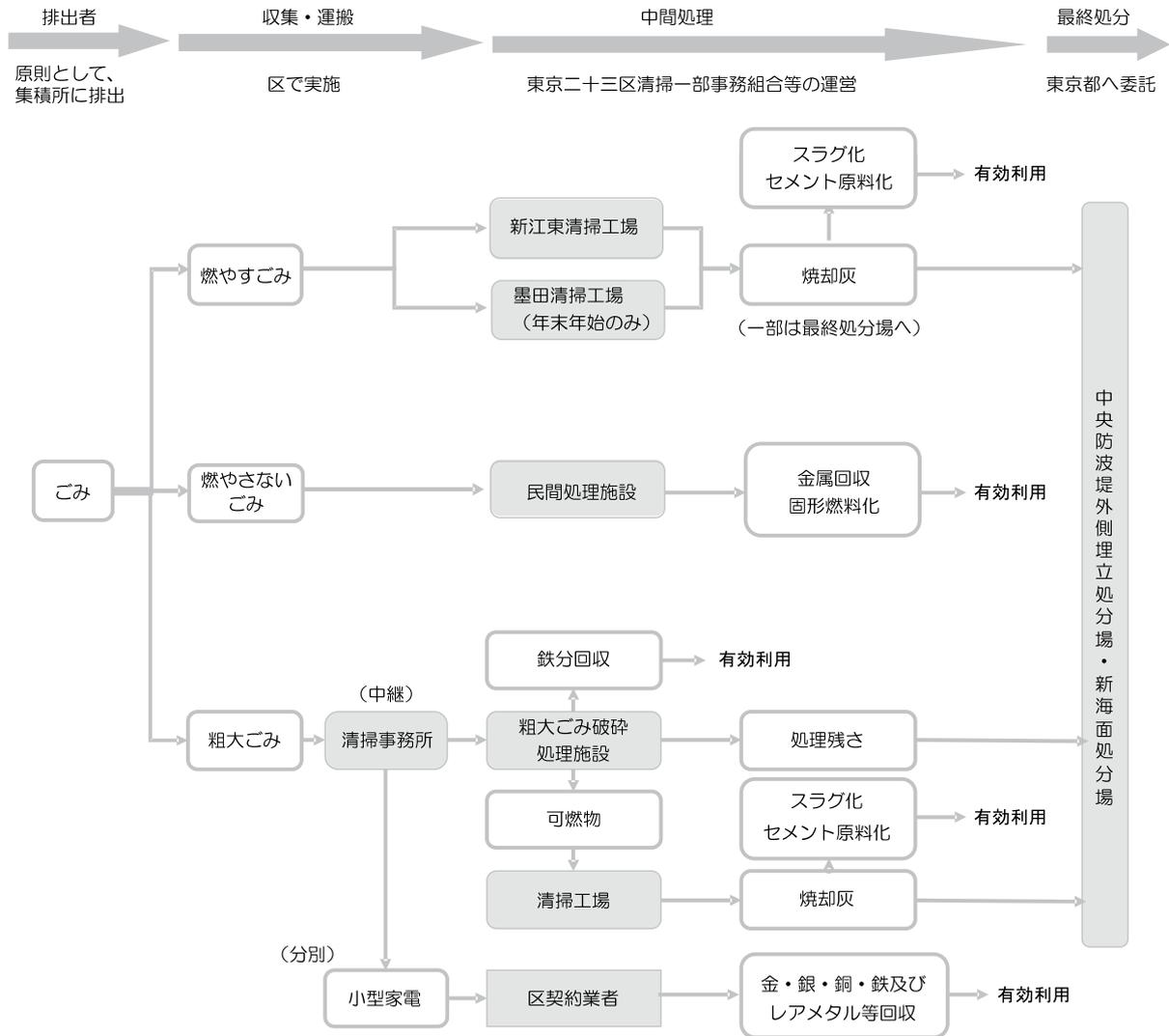
資器材種類			
【消滅型】堆肥を増やさず、バクテリアの力を使って、生ごみを分解・消滅させるタイプ		【堆肥化型】積極的に堆肥をつくるタイプ	
			
森のしくみ	キエーロ	EMぼかし	段ボールコンポスト

<方式別取り組み状況>

種別	取り組み世帯数 (延べ世帯数)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
森のしくみ	30 (188)	- (188)	48 (236)	27 (263)
キエーロ	39 (258)	26 (284)	37 (321)	51 (372)
EMぼかし	25 (334)	40 (374)	18 (392)	19 (411)
段ボールコンポスト	29 (230)	23 (253)	18 (271)	29 (300)
合計	123 (1,010)	89 (1,099)	121 (1,220)	126 (1,346)

● ごみ処理の流れ

区が収集しているごみ処理の流れは、次のようになります。



* 臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

☆ 『5R とは、ごみを減らすための R で始まる 5 つの行動』

Refuse～リフーズ～

ごみになるものは断る



5R

Reduce～リデュース～

ごみになるものを減らす



Reuse～リユース～

使えるものは捨てずに使う



Recycle～リサイクル～

もう一度資源として生かす



Repair～リペア～

壊れたものは修理して使う



● 資源化

区内で排出されるごみの資源化率について、令和6年度に28%を目標に掲げて取り組んでいます。令和4年度（令和3年度実績）は27.4%で、前年度と比べて0.2ポイント増加しました。

本区の「資源化率」は、区内の「資源化量」を、『区収集ごみ量』と『資源化量』から『収集後資源化量〔江東区分〕*』を引いたもの〕の合計値で割ることで求められます。

* 収集後資源化量〔江東区分〕：

東京23区のごみ・資源を共同処理している「東京二十三区清掃一部事務組合」の処理施設（不燃ごみ処理センター等）で資源化されたもののうち、江東区相当分を推計したものの

資源化率の算出方法

$$\text{資源化率（\%）} = \frac{\text{資源化量}}{\text{区収集ごみ量} + \text{資源化量} - \text{収集後資源化量}}$$

[集積所回収・拠点回収・集団回収・粗大ごみピックアップ回収+燃やさないごみ+収集後資源化量（江東区分）]

[燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ] [江東区分]

「資源化量」は、週1回の「集積所回収量」、区内協力店や区施設に複数設置される拠点からの「拠点回収量」、区内団体が実施する「集団回収量」、中継所で粗大ごみの中から小型家電を分別し資源化する「粗大ごみピックアップ回収」による回収量、燃やさないごみ量と、「収集後資源化量〔江東区分〕」を合計したものです。

今後、資源化率の向上を目指して、情報発信等を通じ、区民のごみの分別意識向上を図っていきます。

● 区内のリサイクル施設

エコミラ江東

江東区内の家庭から回収された、使用済み食品トレイなどの発泡スチロールを再資源化する施設です。白色と色つきのものに分別し、プラスチックの原料となる粒状の「ペレット」や板状の「インゴット」に資源化しています。これらは、食品トレイやプラスチック製品の原料として活用されています。

また、エコミラ江東は、リサイクル事業を通じて、知的障がい者の雇用創出を図っています。

施設概要

- ・所在地：江東区潮見1-29-7
- ・施設稼働：平成22年4月



エコミラ江東の外観

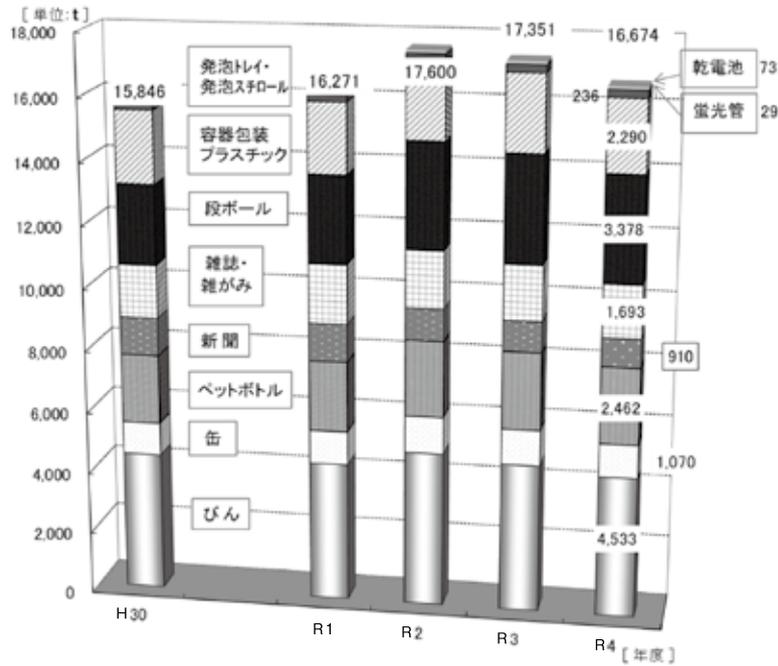
● 江東区の資源回収量

約 26,723t-CO₂を削減

区では、週 1 回集積所で「新聞・雑誌 雑がみ・段ボール」、「びん・缶・ペットボトル」及び「容器包装プラスチック」と「発泡トレイ・発泡スチロール」の回収を行っています。

「蛍光管・乾電池」については、平成 28 年 9 月より燃やさないごみの日に集積所回収をしています。

江東区 資源回収量（集積所回収）の推移



〈江東区の資源回収量（集積所回収）の推移〉

単位：t

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
発泡トレイ・発泡スチロール	195	203	244	239	236
容器包装プラスチック	2,316	2,237	2,395	2,433	2,290
段ボール	2,565	2,800	3,366	3,417	3,378
雑誌・雑がみ	1,705	1,893	1,844	1,768	1,693
新聞	1,217	1,214	1,018	982	910
ペットボトル	2,225	2,269	2,448	2,492	2,462
缶	1,048	1,074	1,191	1,142	1,070
びん	4,458	4,468	4,985	4,772	4,533
蛍光管	47	41	37	32	29
乾電池	70	72	72	74	73
合計	15,846	16,271	17,600	17,351	16,674

* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

〈江東区の資源全回収量の推移〉

単位：t

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
集積所回収	15,846	16,271	17,600	17,351	16,674	
拠点回収	古着・古布回収	89	97	79	134	124
	小型家電	5	2	4	5	5
宅配回収	パソコン・小型家電	-	-	-	-	44
集団回収	13,077	12,341	11,890	11,785	11,558	
粗大ごみピックアップ	417	436	371	389	385	
不燃ごみ	2,625	2,848	3,229	2,916	2,647	
その他	521	624	647	683	684	
資源化合計	32,581	32,620	33,820	33,263	32,121	

* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

* 令和 4 年 9 月よりパソコン・小型家電の宅配回収を開始

● **古着・古布の回収** **重点事業**

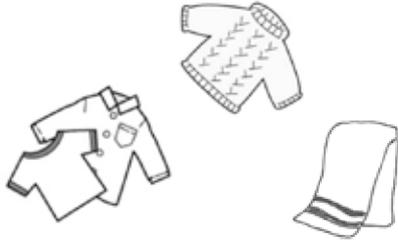
区民から古着・古布を回収し、国内外で回収物を再利用（リユース）しています。また、再利用できないものは、工業用雑巾（ウエス）への加工や、綿やフェルトの原料になります。

常設回収2か所（清掃事務所（日曜・年末年始を除く毎日）、無印良品東京有明）及び月1回の巡回回収（区施設等）を実施しています。

令和4年度は目標回収量を達成しました。これは古着の回収事業が区民に浸透してきたこと、区民の継続的なリユース（再利用）の取り組みによるものと評価できます。

＜回収できるもの＞

衣類全般（スーツ、着物、タオル、シーツ等）
※洗濯したものに限り



＜回収できないもの＞

布団、座布団、ゴム・ビニール製品
汚れ・破損がひどいもの



※ 回収可能品目は年度毎に変わる場合があります。

● **フードドライブの実施**

区民から家庭で消費しきれなかった未利用食品を回収し、フードバンク団体等を通じて食品を必要としている福祉団体や施設などに提供しています。現在、区内2か所（無印良品東京有明、清掃リサイクル課窓口）令和5年1月からは区の文化センターとスポーツセンター15か所に回収窓口を拡充し、常設回収を行っています。

また、令和3年8月からは、こども家庭支援課と提携し、回収した食品を区内のこども食堂へ提供する取り組みを本格的に開始しました。2か月に一度、こども食堂への配布会を開催しております。

フードドライブ回収実績（令和4年度）

回収場所	回収量
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃リサイクル課窓口 ・無印良品東京有明 	2,478kg
<ul style="list-style-type: none"> ・文化センター（8か所） ・スポーツセンター（7か所） 	522kg

※数値は小数点以下切り捨て



回収した未利用食品

Pick up

江東区食べきり協力店スタンプラリーを実施

清掃リサイクル課 清掃リサイクル係



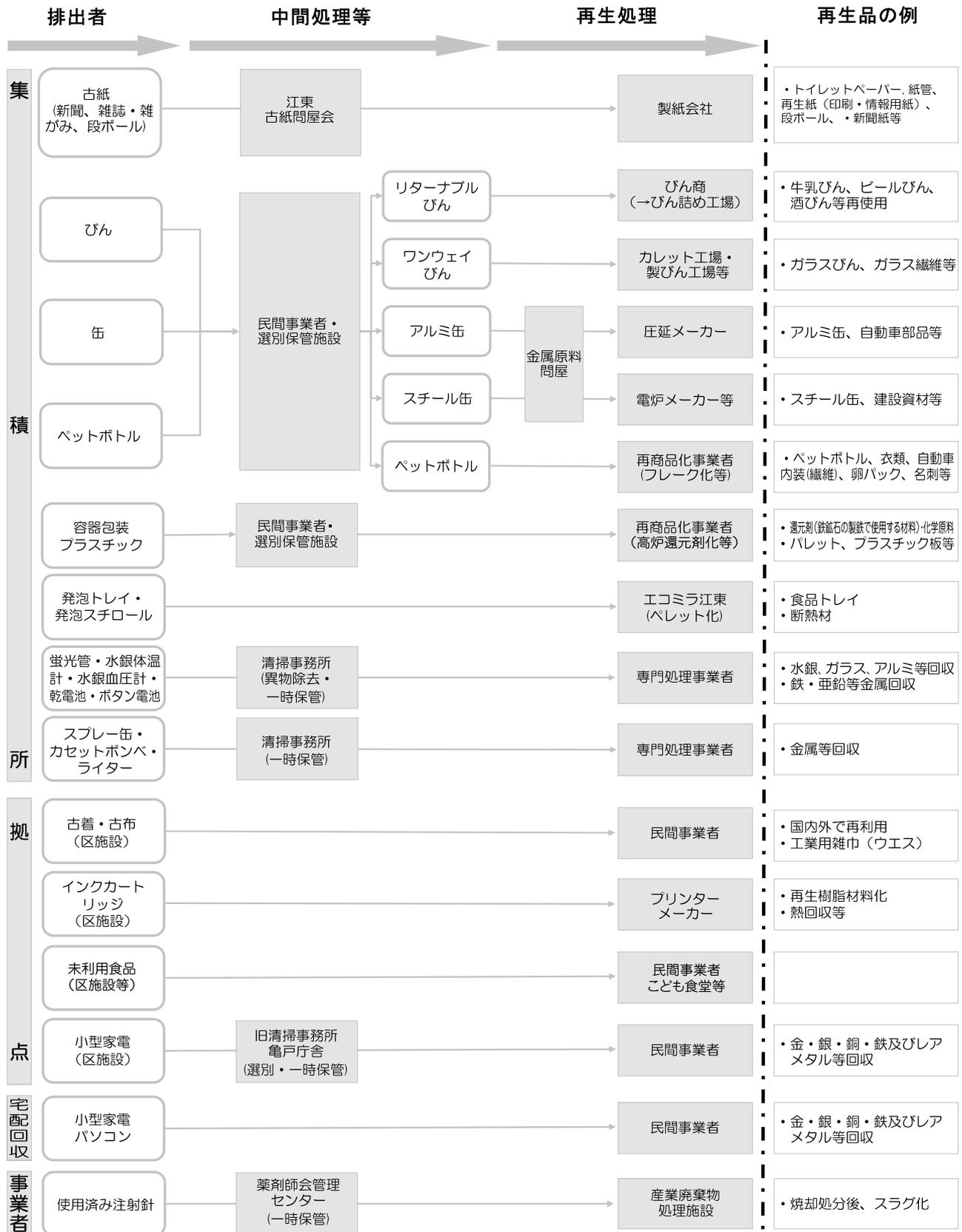
「江東区食べきり協力店」の取り組みをより多くの区民に知っていただき、食品ロスの意識啓発を図るため、令和3年度に引き続き、食べきり協力店をめぐるスタンプラリーを実施しました。

食べきり協力店全52店舗中（令和4年12月末現在）26店舗にご協力をいただき、異なる3店舗のスタンプを集めた方へエコグッズをプレゼントするキャンペーンを実施。コロナ禍で外食等が難しい中ではありましたが、区内外を含め69通の応募をいただき、楽しんで参加できたとの暖かいメッセージをいただきました。

←江東区食べきり協力店スタンプカード

● 資源の流れ

区が回収している資源の流れは、次のようになります。



● 資源回収拠点の設置

区施設に回収拠点を設置し、小型家電、インクカートリッジの回収をしています。

小型家電は品目ごとに分別した後、再資源化業者に引き渡し、インクカートリッジは「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」で再資源化等により再利用しています。

使用済みインクカートリッジ回収実績（令和4年度）

区施設回収場所	回収量	回収対象
・江東区役所 2階（2カ所） ・総合区民センター 2階 ・えこっくる江東 2階	153kg	「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」の参加企業である、ブラザー、キャノン、エプソン、日本 HP の純正カートリッジ

● パソコン・小型家電宅配回収

令和4年9月から、小型家電リサイクル法の認定事業者である、リネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、宅配便による使用済パソコン等小型家電の回収を実施しています。

パソコン・小型家電回収実績（令和4年度（9月～3月））

回収量	主な回収品目と内訳	
43,675kg	パソコン	23,922kg
	携帯電話	196kg
	その他	19,557kg

● 集団回収支援

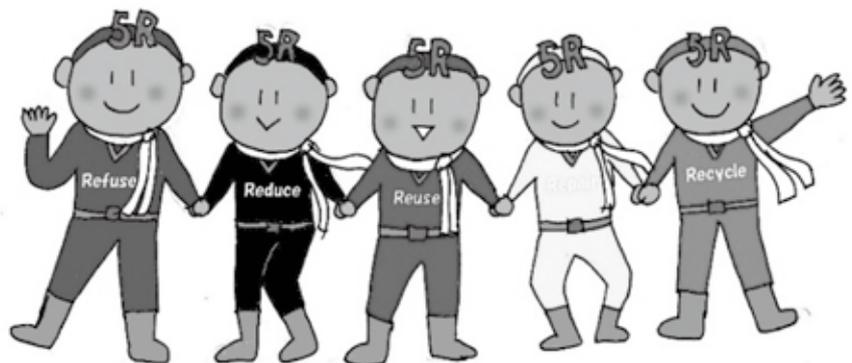
「集団回収」とは町会・自治会などの団体が、地域で自主的に行う資源回収のことです。区では、集団回収を行う団体に対して支援（報奨金の支給など）を実施しています。

集団回収実績（令和4年度）

（単位：t）

集団回収実施団体	回収品目	回収量
729 団体	紙類	11,029
	布	7
	缶	521
	びん	1
	その他	0
	合計	11,558

* 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。



5R 隊

● 粗大ごみピックアップ回収

家庭から排出された粗大ごみの中から小型家電リサイクル法の対象となる家電製品をピックアップし、再資源化事業者へ引き渡し、資源化しています。

例：電子レンジ、掃除機、扇風機、ドライヤーなど



● 不燃ごみ資源化

平成 27 年 4 月から不燃ごみ資源化事業を実施しています。家庭から排出された不燃ごみを委託事業者にてスプレー缶等の危険物を取り除いたのちに破碎・選別し、鉄・アルミ等の金属を資源化し、その他の不燃ごみは固形燃料の原料として再生利用しています。

不燃ごみの全量資源化は、最終処分場の延命化に寄与しています。

● リサイクル推進員の活動とリサイクル講座の実施

「リサイクル推進員」は、区民と行政による協働で、地域での資源とごみの適正排出やごみ減量・リサイクルの促進を呼びかけるボランティアです。平成 25 年度までは、区民公募により推進員として活動していただいていたのですが、平成 26 年度からは、区民の皆様にごみ減量・リサイクルの基礎知識を学んでいただく「リサイクル講座」を開講し、受講者の中から希望する方に推進員として活動していただいています。

リサイクル推進員の主な活動内容は、集積所における排出状況の調査と報告、適正分別協力の呼びかけや普及啓発チラシの配布等ですが、区のイベントにおける啓発活動等にも協力していただいています。

令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、リサイクル推進員の方にご協力いただく予定だったイベントが中止となり、リサイクル講座も実施することができませんでした。

● 出張勉強会

資源・ごみの分別の周知や徹底を図るため、町会・自治会・ご近所同士のグループ等の団体や集団回収の実施団体等から希望があった場合、出張勉強会を行っています。希望する団体に職員が出張し、資源やごみの分け方・出し方について説明を行い、日頃の資源・ごみに関する疑問を解消していただいています。

令和 4 年度の実績は、希望する団体がなく出張勉強会を行いませんでした。

<事業系廃棄物の再利用率の向上>

大規模建築物の建設に際し、廃棄物保管場所の指導を行うほか、ごみの減量・リサイクルに協力するよう指導助言を行い、大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を推進します。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
19	大規模建築物事業者による事業系廃棄物の再利用率	%	71.4	H30	71.7 [R2]	72.1 [R3]	73.4

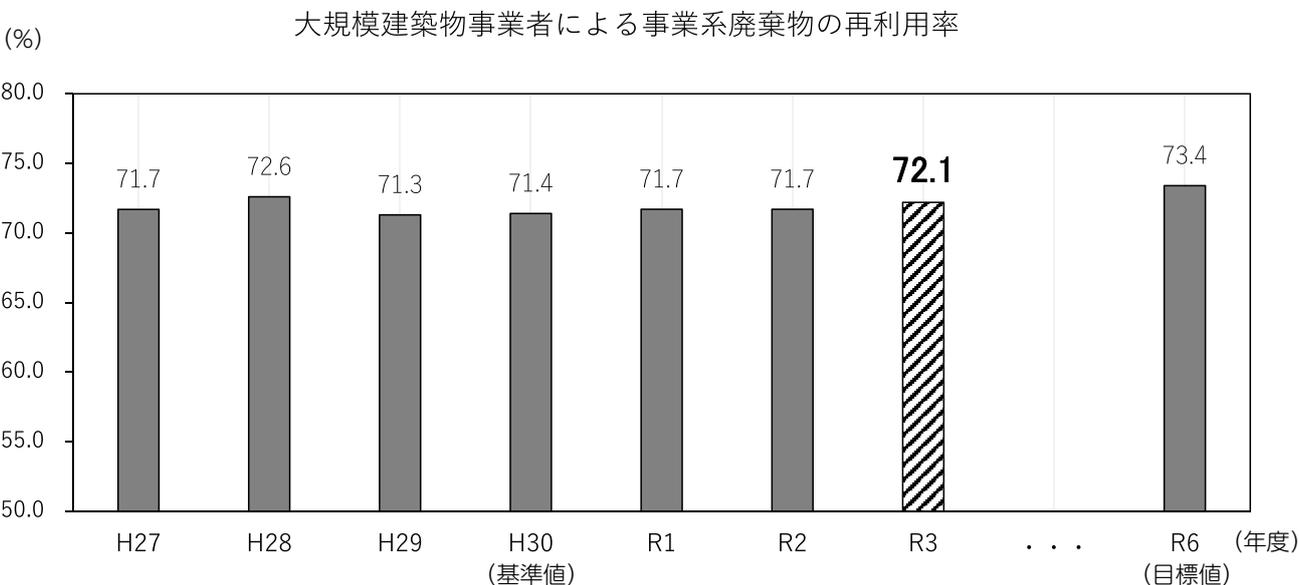
*〔 〕内の年度の実績を集計しています。

● 大規模建築物事業者への啓発活動

清掃事務所では、大規模建築物事業者を対象とした啓発活動等を進めています。

事業系廃棄物の再利用率向上に向けた取り組み

再利用率計画書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 3,000㎡以上の延べ床面積をもつ事業所に対して、再利用率計画書の提出を義務付けています ➤ 再利用率計画書は、事業所の廃棄物収集運搬業者や、リサイクルの状況について記載されています
廃棄物管理責任者の設置	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1,000㎡以上の延べ床面積をもつ事業所につき1名の廃棄物管理責任者を置くことを義務付けています ➤ 3,000㎡以上の延べ床面積をもつ事業所の廃棄物管理責任者には、清掃事務所で開催する廃棄物管理者講習会への参加を義務付け、社内でのごみの減量の啓発を行ってまいります
立入調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 1,000㎡以上の延べ床面積をもつ事業所に対して、立入調査を行っています ➤ 立入調査では、再利用率計画書に記載された処理業者の確認や、再利用率状況の確認及び評価を行っています



柱3 自然との共生



3-1 生物多様性の保全

「区が目指すべき10年後の姿」

人工的に造成された土地と豊かな水辺をもつ江東区に、さまざまな生物が生息できる空間がつけられています。そして、生物多様性について知り、考え、行動する人の輪が広がって、人と多様な生物が共生しています。

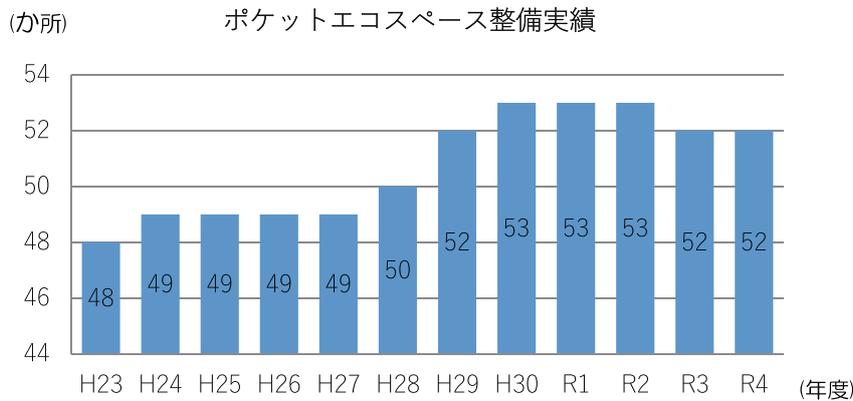
<ポケットエコスペース>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
⑳	ポケットエコスペース設置数	箇所	53	H30	52	52	—

*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

● ポケットエコスペース整備・維持 **重点事業**

ポケットエコスペースとは、一般に「ビオトープ」と呼ばれる自然生態系の回復を目的とした施設で、本区では昭和63年に実験池をつくり、その後小規模な「ポケットエコスペース」を小学校や公園等に整備しています。ここではさまざまな生物の回帰が観察され、こどもをはじめとする区民の環境学習の場としての活用など、その波及効果が期待されており、その管理は小学校、幼稚園の教諭や児童等のほか、ボランティア団体が行っています。令和3年度に、もみじ幼稚園の廃園により1か所減少し、52か所となりました。



Pick up

ポケットエコスペースって何？

施設保全課



新砂のぞみ公園ポケットエコスペース

江東区で用いられている造語であり、1か所あたりの面積が比較的小さいビオトープをポケットエコスペース (Pocket Eco Space) と呼んでいます。

ここでは、多様な生物が生息できる環境として、小さな池を中心に草地、生垣、樹木などを組み合わせた空間を造成し、その場所ごとに生息する植物、トンボやカエルなど多くの生き物のモニタリングを行っています。

区では、これらの活動を支援し、通常の公園地とは異なる環境管理を進めることによって、都市の中における人と多様な生物の共生できる自然空間の創出を目指しています。

<ボランティア活動支援>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
21	みどりのボランティア数	人	1,212	H30	1,561	1,669	—

● みどりのボランティア活動支援 **重点事業**

区民が緑化推進や自然回復を図るためボランティア組織を結成し活動する場合に、区が活動資材提供などの支援を行っています。「コミュニティガーデン」は、区立公園などの緑地や花壇で草花を育てることにより、景観の向上を図るとともに、参加者同士の交流を深めることも目的とし、令和5年3月現在、64団体約1,500人が活動しています。

また、横十間川親水公園には田んぼがあり、毎年、小学生のいる家族を対象に参加者を募集し「田んぼの学校」を開催しています。

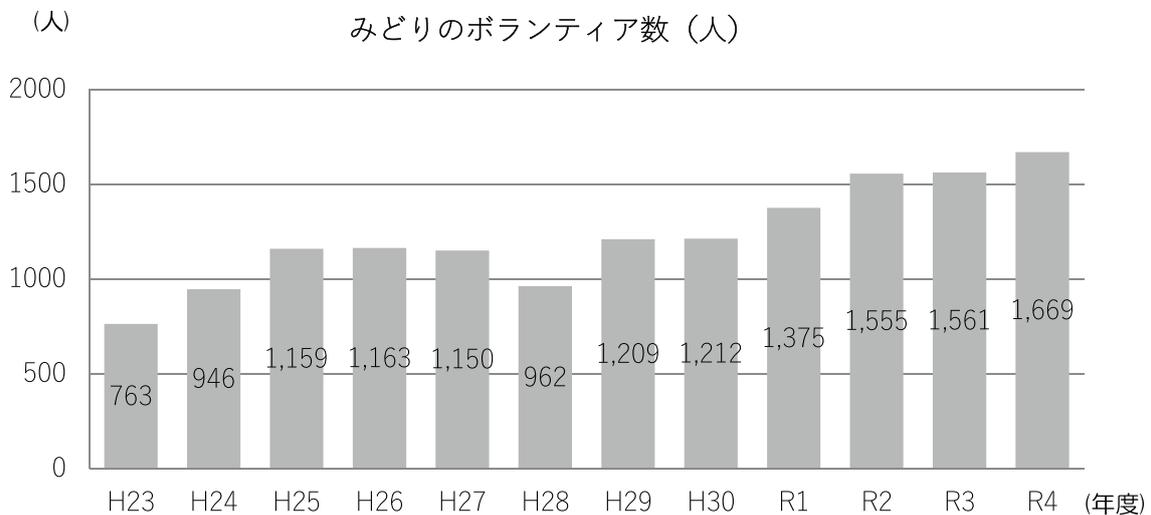
他にも「ポケットエコスペース」活動や、ポケットエコスペースの管理活動、自然観察など身近な自然やボランティア活動への関心を高めることを目的とした「ネイチャー・フェスタ！Koto」を開講しています。



コミュニティガーデン活動



無農薬・手作業による昔ながらのお米づくり



● 水鳥生息調査

区内の水鳥生息状況調査を、長期的な水環境の状況や水辺の生態系を把握するため、毎年実施しています。

令和4年度調査概要

頻度	調査地点	調査対象及び調査方法
年5回	①旧中川（都立亀戸中央公園） ②都立猿江恩賜公園 ③仙台堀川公園・横十間川親水公園 ④荒川（都立新木場緑道公園） ⑤豊洲運河	・水辺で見られる鳥とし、次の鳥類を対象とする。 カモ目、カイツブリ目、カツオドリ目、ペリカン目、ツル目、チドリ目 ・ラインセンサス法または定点センサス法により、種ごとに個体数を計数

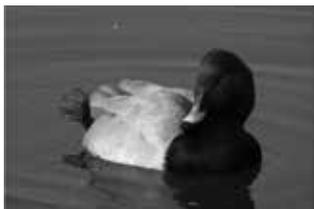
令和4年度の調査では、5地点の合計で6目8科21種、年間総個体数2,675個体を確認しました。

確認された種の分類群は、カモ目（カモ科7種）、カイツブリ目（カイツブリ科1種）、カツオドリ目（ウ科1種）、ペリカン目（サギ科5種）、ツル目（クイナ科1種）、チドリ目（チドリ科1種、シギ科2種、カモメ科3種）でした。

観察個体数の多かった種は、順にカワウ、ホシハジロ、ヒドリガモ、キンクロハジロ、オオバンとなりました。



カワウ



ホシハジロ



オオバン



ヒドリガモ



キンクロハジロ



カルガモ

3-2 公園・緑地の整備

「区が目指すべき10年後の姿」

区民のみどりに対する愛着とみどりを守り育てる心が生まれ、みどりのネットワークが形成された「みどりの中の都市（CITY IN THE GREEN）」が実現しています。

< CITY IN THE GREEN 公共緑化推進事業 > (再掲) **重点事業**

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
②	公園面積	ha	438.1	H30	508.1	508.1	540
13	緑被率(再掲)	%	18.7	H29	18.7 (H29)	21.01 [R4]	22 (R11)
23	緑視率	%	16.3	H30	16.3 (H30)	17.2 [R4]	22 (R11)
14	区民、事業者による新たな緑化面積(再掲)	m ²	52,599	H30	34,237	62,315	—
15	区立施設における新たな緑化面積(再掲)	m ²	911	H30	2,998	0	—
「参考指標」区民1人当たり公園面積		m ² /人	8.51	H30	9.64	9.49	—

*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

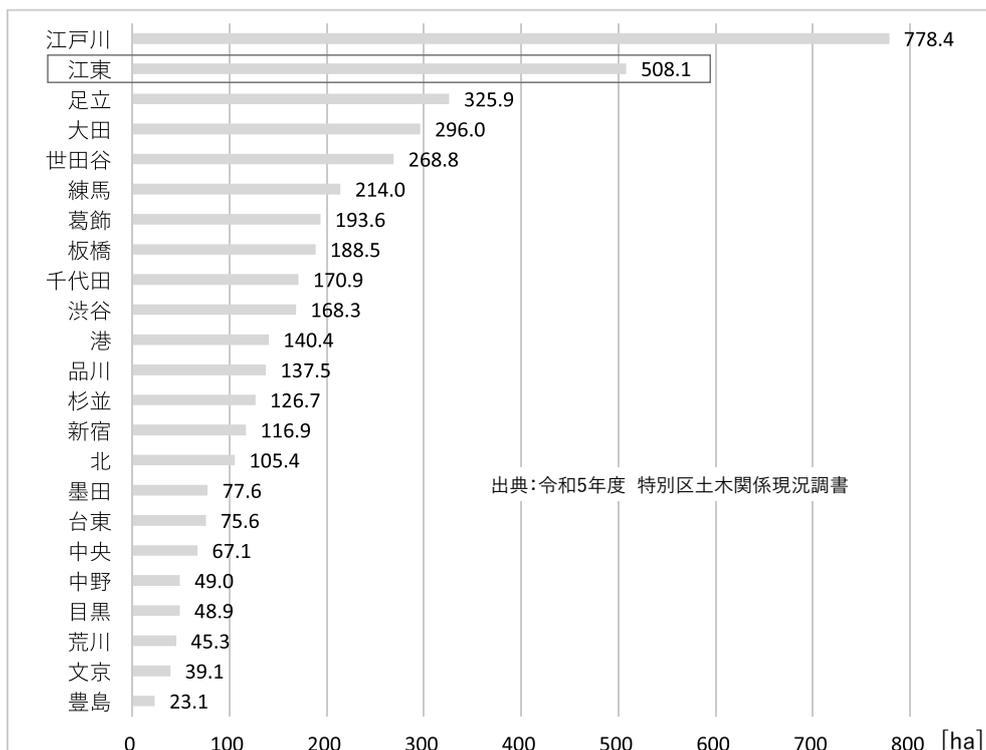
*〔 〕内の年度の実績を集計しています。

● 公園面積(累計)

令和5年4月1日の時点で江東区内には、区立公園171か所、区立児童遊園96か所、都立公園7か所、海上公園18か所、国営公園1か所の合計293か所の公園・児童遊園があります。江東区内にある公園の総面積は508.1haであり、23区では2番目に多い値です。

公園面積については、みどりの中の都市(CITY IN THE GREEN)の実現に向けて、新しい公園の整備を行うとともに、東京都や事業者と連携して公園整備を進めていくことで、総面積「540ha」を目指しています。

東京23区における公園面積(公園+児童遊園)の比較(令和5年4月1日時点)



● 区立公園の改修 **重点事業**

改修に当たっては、地域のニーズを踏まえつつ、CIGの実現に向けて整備を進めています。令和4年度は、区立公園の大規模改修は扇橋一丁目公園の1園、小規模改修は五間堀公園と千石公園、亀戸駅前公園の3園、区立児童遊園の大規模改修は常盤二丁目児童遊園の1園、小規模改修はかめ・うさぎ児童遊園の1園の工事を実施しました。

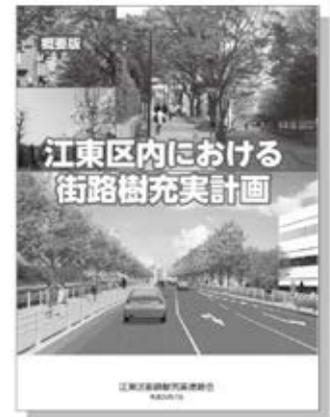
● 「街路樹充実計画」の推進

水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成を目指して、平成20年に東京都第五建設事務所と「江東区街路樹充実連絡会」を設置し、平成22年に「江東区内における街路樹充実計画」を取りまとめました。

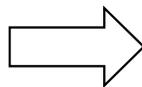
本計画は、植栽の目標値、植栽パターン、住民参加による維持管理のあり方、樹種選定の考え方など、江東区内における街路樹充実の基本的な方向性を示したもので、この計画に基づき、江東区と東京都第五建設事務所では街路樹の豊かな育成・管理につとめ、街路樹を増やす工事を行っています。

街路樹の種類はさまざま、幅員の広さや樹木の統一感など、現場条件を考慮しながら選定しています。

街路樹は道路に緑陰をつくるだけでなく、騒音の緩和、ヒートアイランド現象の抑制などさまざまな効果を発揮するため、今後も道路の緑化に努めます。



街路樹充実工事前



街路樹充実工事後

● 公園樹・街路樹の管理に伴う「緑のリサイクル」

緑のリサイクル事業は、公園や街路樹等から発生する剪定枝をチップ化・堆肥化し、植栽地の土壌改良材として利用することによりゴミの排出抑制を図り、資源の地域循環を目指す事業です。

リサイクル堆肥は、東京湾の「海の森」に提供することで造成に役立てられたほか、東京都に特殊肥料の登録を行い（平成21年度）、『水彩堆肥 つちひめ』と名づけ、学校・幼稚園・保育園・福祉会館・公園で土壌改良材として利用しています。

剪定枝はチップ化・堆肥化する以外にも、樹名板として活用するほか、工作材料としてイベントや幼稚園などへの提供もおこなっています。

[令和4年度実績]

- ・剪定枝搬入量 1,900.0 m³
- ・チップ生産量 457.2 m³
- ・堆肥生産量 211.2 m³

3-3 水辺環境の整備

「区が目指すべき10年後の姿」

水辺の緑が整備され、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道^{*1}」が確保されています。
また、区民が豊かな水辺に誇りと親しみを感じるとともに、多様な生物とのふれあいを楽しんでいます。

*1 「風の道」…市街地への空気の進入経路を意味します。流入する空気が冷涼な場合、市街地の温度上昇の緩和が期待されます。

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
24	水辺・潮風の散歩道整備率 ^{*2}	%	57.61	H30	59.77	59.77	61.43

*2 水辺の散歩道…河川の耐震護岸を緑化して河川並木を整備し、遊歩道として開放します。
潮風の散歩道…運河の護岸の上部を整備し、遊歩道として開放します。

● 水辺・潮風の散歩道の整備 **重点事業**

区内を縦横に走る内部河川や運河に沿い、散策路として水辺・潮風の散歩道を整備しています。沿道には植栽を行い、緑豊かな水辺空間を形成しています。これらは、ヒートアイランド現象を緩和する「風の道」として寄与するとともに、身近な水辺空間となっています。

今後も区では、都の工事等の状況に応じて、実施してまいります。



水辺の散歩道（小名木川）



潮風の散歩道（汐見運河）

Pick up

公園・児童遊園の改修工事

河川公園課 工事係



常盤二丁目児童遊園

常盤二丁目児童遊園は、砂場やすべり台、鉄棒に加え、公園南側には広場があります。
今回の改修工事では劣化した遊具等の交換及び補修、公園内の植栽などを行いました。
また、新たに整備したベンチには都内の多摩産材を使用しています。多摩産材を使うことで、輸送時の二酸化炭素の排出量を抑えるとともに、森林資源の循環を促進させ、地球温暖化の防止にも寄与します。

柱 4 環境に配慮した快適なまちづくりの推進



4-1 低炭素まちづくりの推進

「区が目指すべき10年後の姿」

地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーが有効活用されるとともに、環境負荷の少ない低炭素で快適なまちやライフスタイルが形成されています。

● 低炭素まちづくりの推進 **重点事業**

区の「低炭素まちづくり計画」である「豊洲グリーン・エコアイランド構想」に基づき、事業者等との連携・協働により、環境に配慮したまちづくりの実現を目指します。



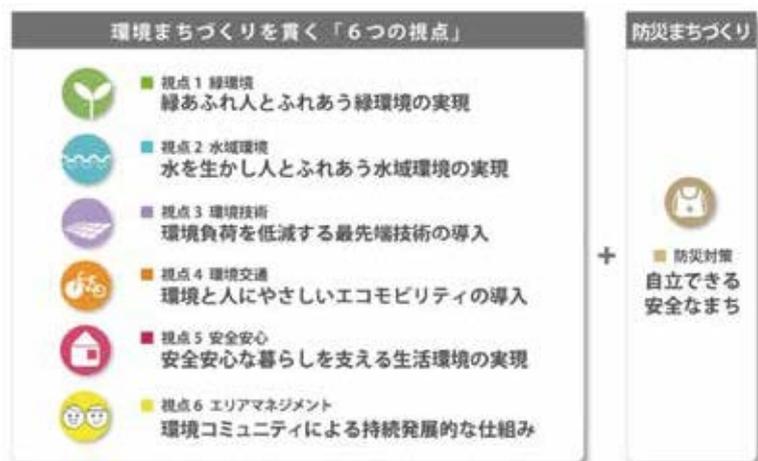
豊洲グリーン・エコアイランド構想の推進

豊洲地区（豊洲五丁目の一部及び豊洲六丁目全域）では、民間事業者による大規模開発などが進められています。

区では、区民の環境意識の高まりや環境施策への取り組みの社会的要請、災害への対応、豊洲地区の新たなイメージの確立など社会的背景を受け、官民が連携・協働して、環境に最大限配慮したまちづくりの実現を目指すため、平成23年6月に「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定しました。

その後、平成24年12月「都市の低炭素化の促進に関する法律」^{※1}の施行を受け、法律が区市町村に策定を求める「低炭素まちづくり計画」^{※2}として、平成25年10月に同構想を改定し、法定計画となりました。

豊洲グリーン・エコアイランド構想は環境まちづくりを推進する6つの視点と防災対策を合わせた7つの取組を掲げています。



※1 都市の低炭素化の促進に関する法律

→ 都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針を定めるとともに、区市町村における低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置等を促進することにより、都市の低炭素化を図る法律。

※2 低炭素まちづくり計画

→ 都市の低炭素化に向けた取り組みを後押しし、また、民間投資を促進するため、区市町村が目指す具体的な取り組みを示す計画。

豊洲グリーン・エコアイランド構想 実現に向けた取組み〈平成23年度～令和4年度〉

視点1 緑環境

緑あふれ人とふれあう緑環境の実現



【宅地の緑化率】

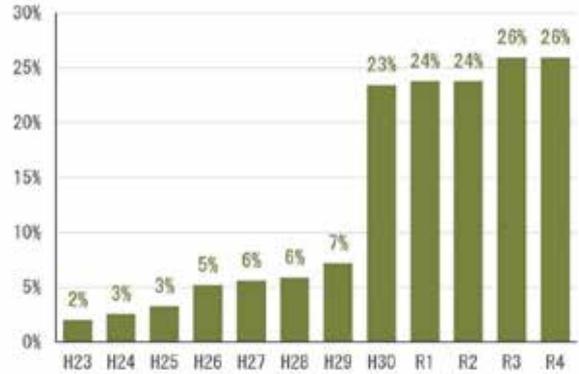
豊洲グリーン・エコアイランド構想の概成期(平成28年度～)に、豊洲市場を含め多くの施設等にて整備があり、宅地の緑化率(※)は26%となっています。

※宅地の緑化率

地区内の宅地総面積に対する緑化面積(地上部及び屋上)の割合

【民間開発における高質な緑地の整備】

敷地内や施設屋上などに、「自然の緑」・「にぎわいの広場」・「憩いの広場」・「歩道状空地」の4つのオープンスペースを整備し、憩いと潤いの空間を形成しています。



視点2 水域環境

水を生かし人とふれあう水域環境の実現



【水辺の開放率】

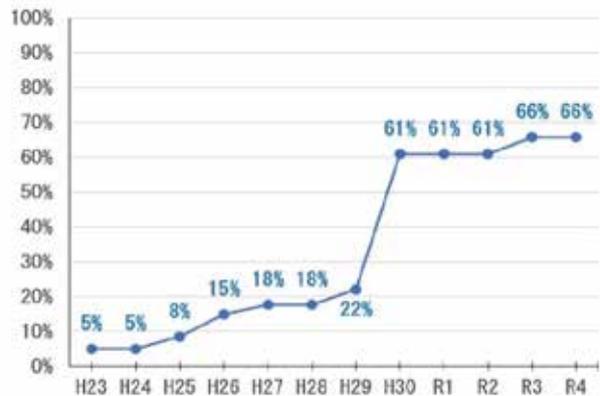
平成28年度以降の豊洲市場などの開発により、令和4年度末時点の水辺の開放率(※)は66%となっています。

※水辺の開放率

地区内の宅地において水辺に接する距離に対して、各年度の開発敷地のうち水辺に直接アクセス可能な距離の合計の割合

【水辺に開いた商業施設】

コンビニエンスストアやカフェなどが開業し、近隣住民の利便性を高めるとともに、水辺における賑わいを創出しています。



視点3 環境技術

環境負荷を低減する最先端技術の導入



【環境負荷低減施策の実施率】

環境負荷低減施策の実施率(※)は、平成23年度に67%から増加し続け、平成29年度に90%を超え、令和4年度末時点では89%となっています。

※環境負荷低減施策の実施率

地区内の開発数に対する、負荷低減に配慮した施策を実施した開発の割合



視点4 環境交通

環境と人にやさしいエコモビリティの導入



【江東区コミュニティサイクル】

江東区が平成 24 年 11 月から臨海部で開始したコミュニティサイクルは、スマートな電動アシスト付自転車を街に設置されたサイクルポートで自由に借り、返却ができる自転車のシェアリングシステムです。令和5年3月末時点で、累計利用者が約27万人、累計利用回数は約 1,400 万回となり、一つの交通手段としての定着が進んでいます。平成 28 年 2 月から 4 区(江東区・千代田区・中央区・港区)での相互乗り入れを開始し、令和5年3月現在、上記 4 区に、新宿区、文京区、渋谷区、品川区、大田区、目黒区、中野区、練馬区、杉並区、墨田区を加えた合計 14 区で実施しています。

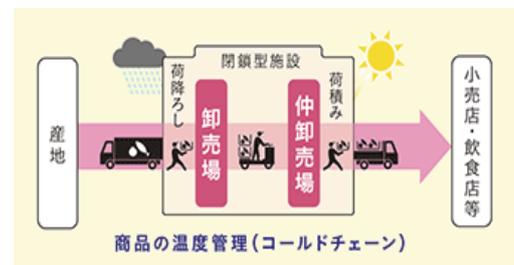
視点5 安全安心

安全安心な暮らしを支える生活環境の実現



【豊洲市場における食の安全・安心の確保】

豊洲市場は、50 年先まで見据えた首都圏の基幹市場として、産地や顧客・消費者の様々なニーズにも対応しています。とくに、温度を適切に管理できる閉鎖型施設になることで、商品を高湿や風雨の影響から守り、鮮度を保っています。



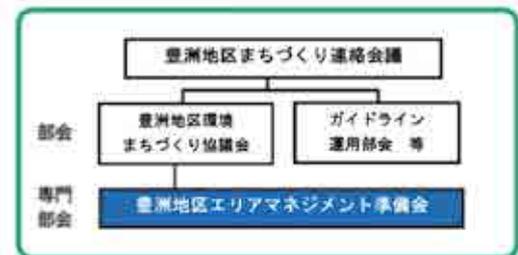
視点6 エリアマネジメント

環境コミュニティによる持続発展的な仕組み



【豊洲地区エリアマネジメント準備会】

平成 28 年 12 月 13 日に、エリアマネジメントを実施する協議体((仮称)エリアマネジメント協議会)の円滑な設立と運営に向けた準備を行なうことを目的に、「豊洲地区エリアマネジメント準備会」が設置されました。



防災対策

自立できる安全なまち



【高潮・津波対策】

満潮時(A.P.(※)+2.1m)において、伊勢湾台風級の台風にも対応できるよう、高潮偏差及び波浪高さを加えた A.P.+6.5mで、液状化対策を施した防潮堤が整備されています。

※A.P. は荒川基準水面(Arakawa Peil)の略。



● コミュニティサイクル

コミュニティサイクルは、一定の区域内に複数設置されたサイクルポート（専用駐輪場）で自由に貸出・返却することが可能な自転車共同利用のしくみです。従来のレンタサイクルとは異なり、借りた場所と違う場所でも返せることや短時間での利用を前提とした料金設定等により、移動利便性やまちの回遊性を向上させます。

また、自動車利用からの転換を促すことで、乗り物からのCO₂排出を減らすことができます。

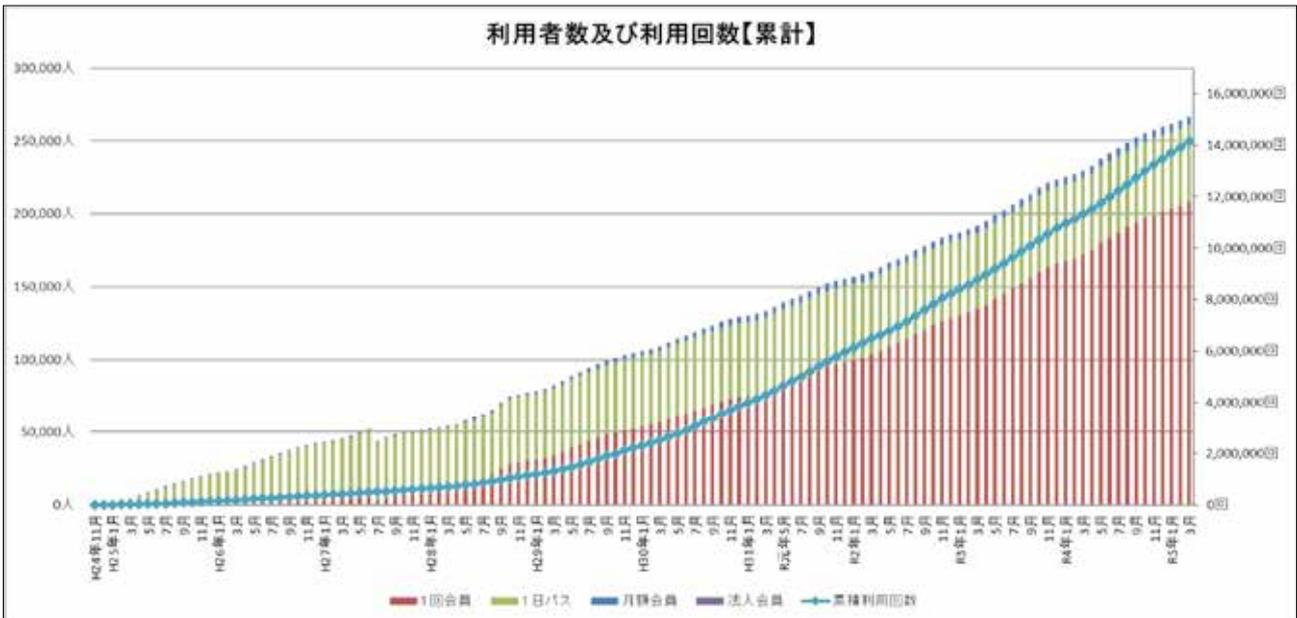
「豊洲グリーン・エコアイランド構想」に掲げる「環境と人にやさしいエコモビリティの導入」の実現に向け、平成24年11月から令和2年3月にかけて「江東区臨海部コミュニティサイクル実証実験」を実施しました。

サイクルポートの充実や、より広域での利用を可能とする他区との相互乗り入れ等により一層の利便性向上を図り、令和2年4月からは「江東区コミュニティサイクル」として本格実施しています。

区内では、171ポートに合計1,650台の自転車を配置（令和5年3月末時点）し、住民のみならず就業者や観光客等さまざまな方に利用されています。



電動アシスト付自転車



第4章 実績報告と進捗管理



江東区役所（南側）ポート



パレットタウン乗船場ポート

4 - 2 景観・美観の向上

「区が目指すべき 10 年後の姿」

区固有の歴史的・文化的な景観の保全が図られ、計画的な都市形成による景観との調和が保たれるとともに、快適な生活環境が守られています。

<魅力ある景観の形成>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 6 年度
25	江東区のまち並みが美しいと思う区民の割合	%	52.4	H30	57.1	57.9	60

● 都市景観形成促進事業

区は、平成 20 年度に景観法に基づく景観行政団体となり、良好な景観形成を促進するため「江東区景観計画」を策定、また「江東区都市景観条例」を景観法に基づく条例に改正し、美しい都市景観の形成に積極的に取り組んでいます。

平成 25 年度には景観計画を改定し、新たな景観重点地区を追加、平成 26 年度には集合住宅に対する新しい景観形成基準を追加しました。

この条例や景観計画に基づき、一定規模以上の建築物の建築や工作物を設置する場合（ただし、重点地区内では建築物は規模に関わらず届出が必要）などには、建築確認等に先立ち、景観計画を事前に届け出ていただくこととなります。建築物等の設計にあたって、まち並みを意識した景観への配慮の検討を十分に行っていただいています。

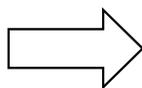
● 違反屋外広告物除却事業

良好な景観の形成及び風致の維持、公衆への危険防止を目的として、道路等に違法に掲出されたはり紙の除却を、日常のパトロールに加え、業務委託の活用やボランティア団体の協力により実施しています。

令和 4 年度は、16,826 枚のはり紙を除却しました。



除却前



除却後

<環境美化対策>

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値
				数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
26	アダプトプログラム	登録団体数	団体	162	H30	223	235	210
		登録者数	人	3,513		4,208	4,529	3,933
27	一斉清掃	参加団体数	団体	564	H30	実施中止	467	572
		参加者数	人	36,013		実施中止	26,170	38,655

● 江東区アダプトプログラム（こうとうまち美化応援隊）の推進 **重点事業**

「アダプト」とは、「養子にする」という英語です。「江東区アダプトプログラム」は、区民等で組織された団体が区道、区立公園等の一定の地域を養子に見立て、里親が我が子を想うような愛情を持って定期的に清掃するボランティア活動を、区が支援する制度です。支援の内容は、清掃用具の貸与やゴミ袋の提供、区ホームページを利用した活動団体の紹介などです。

平成27年度からは、より多くの方が参加できるよう、新たに年数回程度の活動でも参加できる「わがまち江東・私もアダプト」をスタートしました。更に平成28年度には、愛称「こうとうまち美化応援隊」を決定し、令和4年度も登録団体数及び登録者数は、目標値を上回っています。今後も、団体数及び登録者数の増加を目指します。

【アダプトプログラムの令和4年度実績】

アダプトプログラム	活動頻度	令和4年度未登録団体数	
わがまち江東きれいに活動	週1回程度	59団体	計235団体 (4,529人)
わがまち江東・月いちアダプト	月1回程度	120団体	
わがまち江東・私もアダプト	年数回程度	56団体	

● 一斉清掃（みんなでまちをきれいにする運動）

まちの美化活動の一環として、区民や事業者の皆様と協力し、道路や公園などを一斉に清掃する「みんなでまちをきれいにする運動」を、春と秋に実施しています。参加者は、ゴミ・空き缶などの収集を行い、区は、清掃用具等の提供、収集されたごみの運搬をします。

令和4年度は、春217団体、秋250団体、計467団体（26,170人）が参加しました。

Pick up

歩行喫煙等の防止

環境保全課 環境美化係



区では、平成21年7月1日に「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。これにより、以前から禁止していたポイ捨てに加え、歩きタバコ（自転車等による移動中を含む）も区内全域で禁止となりました。条例の周知のため、区内約930カ所に路面標示シートや看板の設置、歩行喫煙等禁止パトロール指導員による条例違反者への注意・指導を行っています。

<放置自転車対策>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
28	駅周辺の放置自転車数*	台	1,084	H30	743	975	1,000
⑳	区内自転車駐車場の駐車可能台数	台	22,599	H30	22,731	22,614	23,000

*毎年10月のうち、任意の1日（晴天の平日）に実施される駅周辺の放置自転車等の台数調査結果より

● 自転車駐車場の整備 **重点事業**

区内の鉄道駅周辺に自転車駐車場を整備します。自転車駐車場の整備は、自転車利用を促進し自家用車からのCO₂排出量削減に貢献するとともに、放置自転車の減少によるまちの美化にもつながります。

● 放置自転車の撤去

鉄道駅周辺の21箇所を自転車放置禁止区域に指定し、放置自転車の撤去をしています。

また、放置禁止区域外においても、区民の方から連絡を受けて自転車の撤去を行っています。他にも、放置が多く見られる場所へは定期的に巡回を行い、繰り返し警告札の貼り付けと撤去をすることで放置自転車の解消へ取り組んでいます。

令和4年度は7,109台の自転車・原動機付自転車を撤去しました。

さらに、駅周辺に設置された放置禁止区域の告知看板の維持・管理等の啓発事業を推進し、事業者等と連携を図り、放置自転車に関するPR活動も行っています。



放置自転車撤去活動の様子

Pick up

荒川クリーンエイド事業

施設保全課 庶務係



令和4年10月 荒川クリーンエイドの様子

.....NPO 法人荒川クリーンエイドフォーラム主催による荒川の一斉清掃活動を実施しています。荒川のごみを調べながら拾うことを通じて、自然環境の回復と荒川に集い思いを寄せる人々の交流を目的として、平成6年から活動が始まりました。

.....市民団体をはじめ地元自治体や小中学校他、多くの企業が社会貢献活動として参加しており、それぞれの団体が実施会場を持ち、参加者を募ってクリーンエイド(ごみ拾いとごみ調査)を実施しています。

柱 5 安全・安心な生活環境の確保



5-1 大気環境汚染防止対策の推進

「区が目指すべき 10 年後の姿」

区民・事業者・区が大気汚染防止を意識した共通の目標を持ち、互いに連携・協力しながら、きれいな空気を共有できる快適な生活環境を実現しています。

<大気監視指導> **重点事業**

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 6 年度
30	二酸化窒素 (NO ₂) * ¹	ppm	0.043	H30	0.036	0.035	0.06 以下
31	浮遊粒子状物質 (SPM) * ²	mg/m ³	0.043	H30	0.031	0.032	0.1 以下
32	二酸化硫黄 (SO ₂) * ³	ppm	0.004	H30	0.002	0.003	0.04 以下
33	光化学オキシダント (O _x) * ⁴	発令日数	2	H30	1	2	0

ppm = parts per million : 微量に含まれる物質の割合を表す単位で、100 万分の 1 を意味する。

* 1 二酸化窒素は年間 98% 値*の区内一般環境大気測定局 3 局 (東陽局・亀戸局・豊洲局) の平均値

* 2 浮遊粒子状物質は年間 2% 除外値*の区内一般環境大気測定局 3 局 (東陽局・亀戸局・豊洲局) の平均値

* 3 二酸化硫黄は年間 2% 除外値* (東陽局のみで測定)

* 4 光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントについては、光化学スモッグ注意報の発令日数を管理指標の単位とする。

※ 年間 98% 値、年間 2% 除外値：1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値が年間 98% 値、高い方から数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値が年間 2% 除外値。

● 大気監視指導

区内 3 地点 (東陽・亀戸・豊洲) に、一般環境大気測定局を設置して、常時、大気中の汚染物質を測定しています。二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化硫黄 (SO₂) は平成 30 年度以降継続して目標値を達成しています。令和 4 年度の測定結果は、二酸化窒素 (NO₂) は前年度より減少し、浮遊粒子状物質 (SPM) 及び二酸化硫黄 (SO₂) は前年度より増加しています。その一方で、光化学オキシダント (O_x) は、光化学スモッグ注意報の発令日数が 2 日あり、目標達成に至りませんでした。区民一人ひとりが健康で安心して暮らせる生活環境実現のため、今後も環境調査を継続し、結果を公表します。また、事業者や区民へアイドリング・ストップの啓発などを行い、大気環境の改善を目指します。

● アスベスト (石綿) 対策

年 1 回、アスベストによる大気汚染の状況を把握するための調査を実施するとともに、飛散防止のために建築物の解体工事等の際に事業者へ届出を求めるほか、電話相談の実施や除去工事等に対する融資あっせん制度の運営等、総合的な対策を講じています。

一般環境のアスベスト調査

調査地点 (一般環境大気測定局付近の 3 地点)	令和 4 年度調査結果 (3 日間平均) 総繊維数濃度	備考
東陽 (区庁舎)	0.070 本/L	・調査方法は、環境省「アスベストモニタリングマニュアル (第 4.2 版)」に基づく ・一般環境のアスベスト濃度に環境基準はありません
亀戸 (青少年交流プラザ)	0.056 本/L 未満	
豊洲 (深川第五中学校)	0.056 本/L	

※ 検出下限値は 0.056 本/L

WHO（世界保健機関）によると、世界の都市部の一般環境のアスベスト濃度は1～10本/L程度で、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いとされています。本区の調査結果はこの数値を大きく下回っており、問題となる濃度ではないものと考えられます。

アスベスト含有建築物の解体等工事

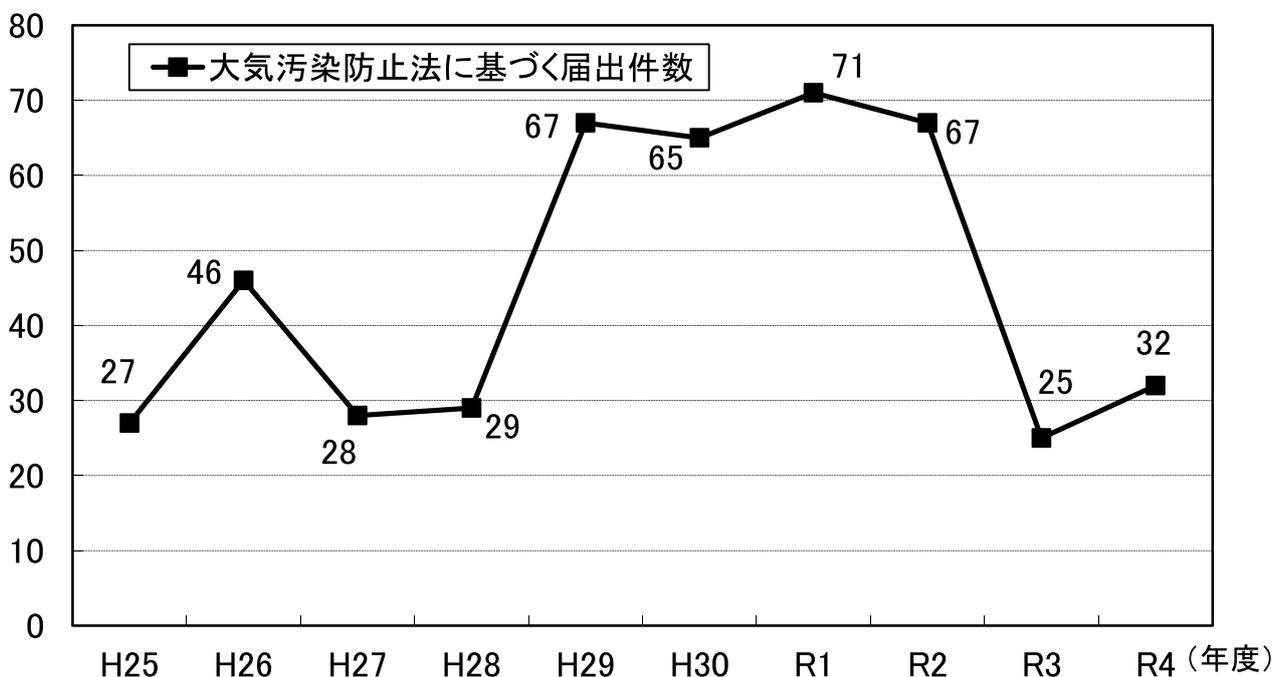
吹き付け材や保温材等にアスベストが使用されている建築物や工作物を解体・改修する際に、大気中にアスベストが飛散するおそれがあります。

解体等工事を行う建築物や工作物でアスベストの使用が確認された場合には、アスベスト関連法令を遵守し、周辺環境へのアスベスト飛散防止を図るように、施工者を指導しています。

また、解体等工事の着工前には、近隣住民へ工事内容を十分説明し、理解を得るようにも求めています。

アスベスト含有建築物の解体等工事届出件数の推移

(件)



*平成 29 年度から令和 2 年度まで吹き付け塗材が届出対象となっていたため件数が他の年度より多くなっています。

Pick up

一般大気中アスベストの調査

環境保全課 調査係



アスベスト測定の様子

かつてアスベストは、耐火・断熱・防音などの目的で建築材料として大量に使用されてきました。アスベストの繊維はきわめて細いため、吸入されやすい特徴があります。飛散したアスベスト繊維を吸入すると繊維は肺の中に残り、肺がんや中皮腫などの原因になります。

江東区では、平成 18 年度から年に 1 回大気中のアスベスト濃度を測定していますが、問題となる濃度が検出されたことはありません。

● その他のアスベスト対策の内容

対策項目 担当 連絡先	内 容
江東区アスベスト対策連絡会議 環境保全課指導係 Tel 3647-6147	区民の不安を解消し、健康と安全を確保するための緊急対策に全庁的に取り組むため、平成 17 年から設置、年 1 回の開催
作業等従事者の相談窓口 亀戸労働基準監督署（厚生労働省） ① 安全衛生課 Tel 3637-8131 ② 労災課 Tel 3637-8132	① アスベストによる健康被害の防止に関する総合的な相談等 ② アスベストによる健康被害の救済に関する法律に係る請求、相談等
融資あっせん制度等	アスベストの除去工事を行う個人や中小企業等の支援を目的に、平成 17 年より融資・あっせん制度を整備
① 中小企業向け融資あっせん 経済課融資相談係 Tel 3647-2331	環境保全対策資金融資あっせんの対象とし、利子補給の特例を適用
② マンション共用部分に関する支援 住宅課住宅指導係 Tel 3647-9473	住宅金融支援機構のマンション共用部分リフォームローンの借り受けが認められた管理組合等に対し、利子を補給
無料健康相談の実施 城東保健相談所 Tel 3637-6521 深川保健相談所 Tel 3641-1181 深川南部保健相談所 Tel 5632-2291 城東南部保健相談所 Tel 5606-5001	保健相談所でアスベストの電話相談を実施
アスベスト含有建築物の解体等工事について 環境保全課指導係 Tel 3647-6147	大気汚染防止法・東京都環境確保条例に基づく、アスベスト使用建築物解体工事等届出の対応
民間建築物に対する調査 建築課建築係 Tel 3647-9743	昭和 30～60 年代に建築された概ね 1,000㎡以上の建物について、露出された吹き付けアスベストの使用の有無を調査
区内建築物のアスベスト分析 調査費助成 環境保全課指導係 Tel 3647-6147	アスベスト含有の可能性のある吹き付け材または保温材等が使用されている区内の建築物について、専門機関によるアスベスト分析調査費用を助成
アスベスト健康被害救済制度 保健所健康推進課公害保健係 Tel 3647-9564	アスベストによる健康被害を受けた方やそのご遺族の方で、労災補償の対象とならない方々に対し、認定の申請や給付の請求を受付



江東区
環境学習情報館キャラクター
「すみれさん」

● その他の大気汚染調査・対策*

管理指標項目以外にも、区内のさまざまな地点や対象について、毎年調査や対策を実施しています。

その他の大気汚染調査・対策状況

調査名	頻度	地点・対象	項目	令和4年度調査結果
交差点等 自動車排出ガス調査	年2回	区内主要交差点等 延べ10地点	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	全地点において各項目の日平均 値が環境基準値を超えた日はな かった
臨海部 二酸化窒素簡易調査	年1回	豊洲・青海・有明 地区の10地点 及び江東区役所	二酸化窒素	臨海地区は江東区役所よりも濃 度が高い傾向
ばい煙調査	年1回	ばい煙発生施設を 有する事業所 令和4年度は 1事業所1施設	ばいじん 硫黄酸化物 窒素酸化物 塩化水素	調査対象施設において基準値に 適合
燃料調査	年1回	令和4年度は 区内の2事業所	工場で使用している 重油中の硫黄含有率	調査対象全事業所において基準 値に適合
光化学スモッグ対策	通年 (主に4月～9月)	<ul style="list-style-type: none"> 東京都環境局による区東部への注意報等の発令時には「江東区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」に基づき注意を呼びかける 令和4年度発令日数 ◇学校情報 3日 ◇注意報 2日 		
冬期自動車 排出ガス対策	年1回	大気中の汚染物質の濃度が高まる冬期(11月～1月)を中心に、事業者・区民へアイドリング・ストップ等を呼びかける啓発活動を実施		
化学物質の適正管理	年1回	<ul style="list-style-type: none"> 東京都環境確保条例は、一定量を超える適正管理化学物質を取扱う工場及び指定作業場の設置者に、事業所ごとに当該適正管理化学物質の使用量等を把握し、報告することを義務付け 令和4年度届出件数 ◇適正管理化学物質の使用量等報告書 : 63件 (前年度に取扱う適正管理化学物質の量が100kg以上の者が対象) ◇化学物質管理方法書 : 2件 (上記報告者のうち、従業員数21人以上が届出の対象) 		

※ 大気中のベンゼン調査は別掲

5-2 水環境の保全の推進

「区が目指すべき10年後の姿」

水のきれいな河川や運河に囲まれ、人々は水辺に集い、語り、散策するなど、活気とうるおいに満ちたまちとなっています。

<水質監視指導> **重点事業**

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
34	河川BOD*1の環境基準適合率	%	96	H30	92	88	100
35	DO*2の環境基準適合率	%	48	H30	42	33	100
36	海域COD*3の環境基準適合率*4	%	100	H30	92	92	100

*1 BOD = Biochemical Oxygen Demand : 生物化学的酸素要求量

*2 DO = Dissolved Oxygen : 溶存酸素量 (水中に溶けている酸素の量。数値が低いと水質が悪いことを示す。)

*3 COD = Chemical Oxygen Demand : 化学的酸素要求量

*4 環境基準適合率 = (環境基準適合数 / 総測定数) × 100

※ BODやCODの数値が低いと水の汚れが少ないことを示し、数値が高いと悪臭や魚の大量窒息死等の原因になる場合がある。

● 水質監視指導

区内河川12地点、海域3地点において、年4回水質調査を実施しています(次ページ調査地点図)。

平成29年度に東京都告示で河川の水域類型が見直され、基準が強化されたことにより、BOD・DOの環境基準適合率が低下しています。*降雨の影響など年度毎に増減が見られることや、測定値に若干の変動があることから、今後も河川水質の定期調査を継続していくとともに、隅田川や東京湾といった区周辺の河川・海域についても、他の自治体と連携した水質監視を継続し、水環境の改善を目指します。

● その他の水質調査*

管理指標の項目以外にも、区内のさまざまな地点や対象について、毎年調査を実施しています。

その他の水質調査状況

調査名	頻度	地点・対象	項目	令和4年度調査結果
河川底質(ヘドロ)調査	年1回	2年で10地点 (1年に5地点)	総水銀、PCB、 六価クロム等	総水銀・PCB: 底質の暫定除去基準を超えた地点なし 六価クロム: 検出なし その他: 高濃度の検出なし
事業所排水調査	年2回	区内2事業所	全窒素、全りん、 六価クロム等	全ての項目で基準に適合
地下水調査	年1回	区内井戸 3地点	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン	全ての項目で基準に適合

※河川(水質・底質)のダイオキシン類調査は別掲→67ページ参照

河川水質調査地点図



● 水環境の保全に係る会議体への参加

東京湾や隅田川とその水系各支川の水質浄化を目指して、関係自治体の相互協力によって広域的な対策を推進していくための会議体に参加しています。

各会議体の概要

会議体名	概要
東京湾岸自治体環境保全会議	東京湾の水質浄化を図るため、東京湾岸に面する 26 の自治体が、広域的な対策と湾岸住民への環境保全に係る啓発の実施について協議し、連带的・統一的な環境行政を推進することを目的に、昭和 50 年に発足。
隅田川水系浄化対策連絡協議会	隅田川とその水系各支川（新河岸川、白子川、石神井川）の水質浄化を、流域関係区が相互に協力して広域的に推進していくため、昭和 53 年に発足。 関係 8 区（中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区）により運営、隅田川水系の合同水質調査や合同視察会を実施。

5-3 騒音・振動等の公害対策の推進

「区が目指すべき10年後の姿」

区民・事業者が公害防止について自覚するとともに、日常生活や事業活動において周辺環境に配慮した行動を実行し、騒音・振動などの生活環境問題が少ない、快適な環境が実現しています。

<騒音・振動>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値	
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	
37	道路交通騒音の環境基準達成率	昼間	%	65	H30	81	76	100
		夜間	%	45		57	57	100

* 環境基準達成率 = (環境基準達成測定地点数(昼16/夜12) / 総測定地点数(21)) × 100

● 道路交通騒音・振動調査 **重点事業**

令和元年度までは幹線道路を中心に20地点の道路交通騒音振動調査を実施してきましたが、南部地域の人口増加や開発などによる状況を把握するため、令和2年度以降は調査地点を1地点増やし21地点としました。

このうち、道路交通騒音調査では、昼間16地点、夜間12地点で環境基準を達成しました。

一方で、昼間5地点、夜間9地点で環境基準に達しませんでした。幹線道路の利便性が向上したものの、騒音対策の技術革新の少ない貨物車両数に変化がなく、昼夜の騒音レベルの変化が少ないことが原因と考えられます。

*騒音に係る環境基準とは、環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護、維持されることが望ましい基準であり、幹線交通を担う道路に近接する空間については、昼間70dB以下、夜間65dB以下とされている。

● 自動車騒音の状況の常時監視

騒音規制法第18条に基づき、自動車交通騒音が支配的な道路に面する地点で、騒音に係る環境基準に基づいて、騒音測定及び環境基準達成状況の評価を行うものです。

常時監視調査の環境基準達成状況

年度	道路通称名	測定地点	評価区間延長(km) ^{*1}	戸数達成率 ^{*2}	
				昼間(%)	夜間(%)
令和4	京葉道路①	亀戸1-8先	0.6	99.4	78.7
	京葉道路②	亀戸6-54先	0.7	99.8	99.3
	京葉道路③	亀戸7-42先	1.1	100.0	99.9
	永代通り①	東陽3-28先	3.7	99.6	98.0
	永代通り②	東陽3-3先	2.0	99.4	96.8
	葛西橋通り①	東砂7-10先	1.9	94.6	87.4
	葛西橋通り②	東陽6-5先	3.2	96.5	94.3

*1 評価区間延長 = 評価を行った道路区間の始点から終点までの距離

*2 戸数達成率 = (環境基準を達成した住居等の戸数 / 評価区間の総戸数) × 100

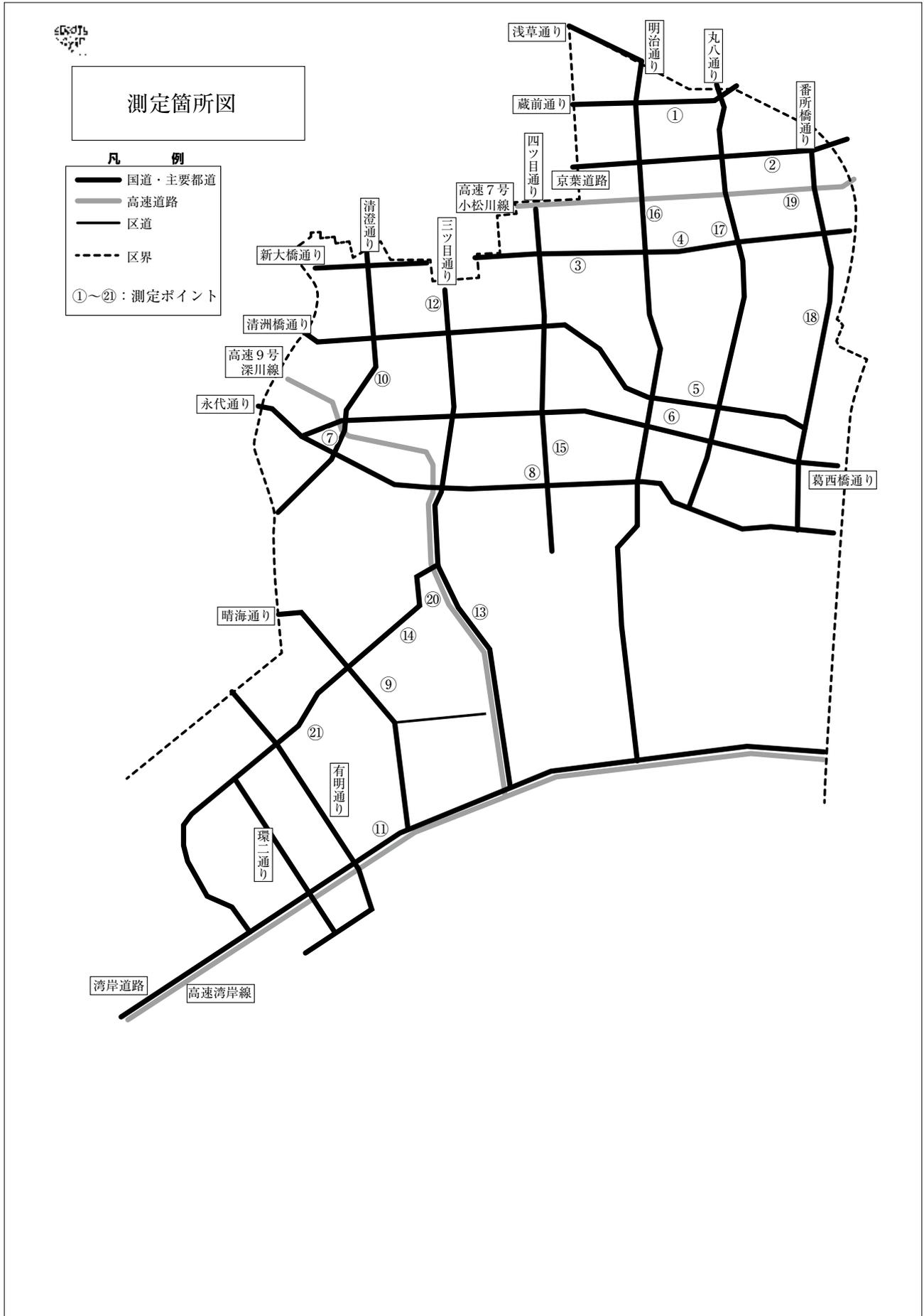
<騒音規制法、振動規制法に基づく届出制度>

● 特定施設

著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」とし、これを設置する工場や事業場を「特定工場等」として規制しています。「特定施設」を設置する者は、規制基準の遵守及び設置・変更の際には事前に届出を行わなくてはなりません。

令和4年度末の騒音規制法に基づく特定施設設置事業場数は1,941件で年度により増減を繰り返しており、振動規制法に基づく特定施設設置事業場数は916件で減少傾向にあります。

● 区内 21 地点の測定ポイント図（道路交通騒音・振動調査）



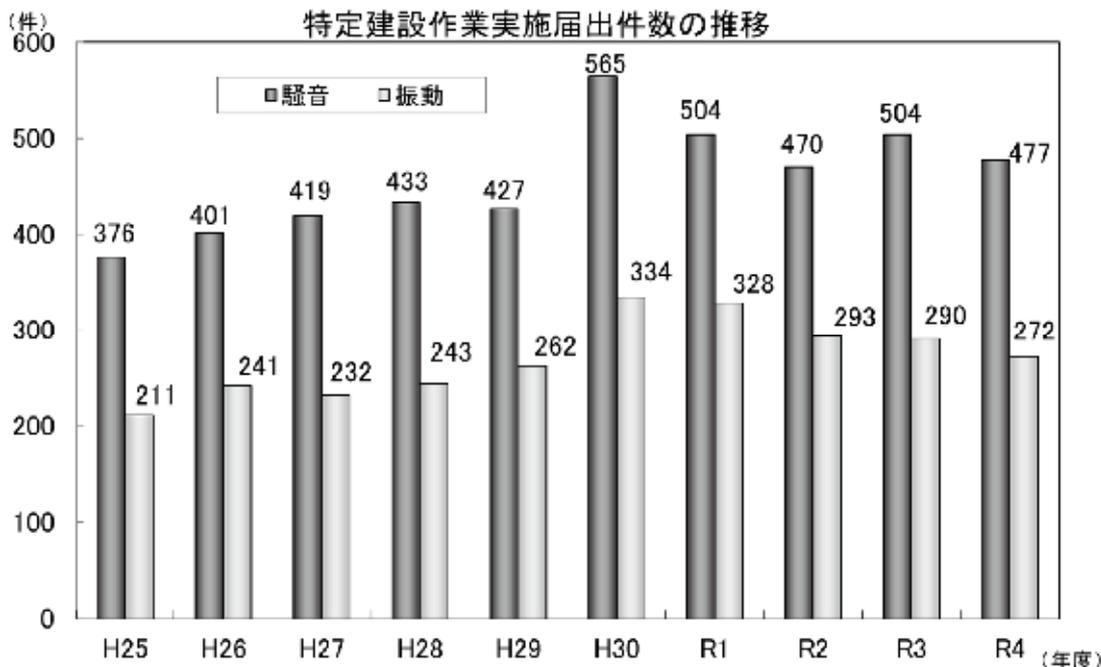
● 特定建設作業等

騒音・振動が特に著しい建設作業を「特定建設作業」とし、その騒音・振動を規制しています。該当する建設作業の施工業者は、その作業内容等について、作業開始の7日前まで（作業開始日は含まない）に届出を行うことが義務付けられています。

令和4年度の特定建設作業の届出数は、前年度に比べて騒音・振動共に減少しています。特定建設作業のうち最も多いのは、「削岩機（ブレーカー）」を使用する作業です。

特定建設作業の届出を受理する際には、騒音等を未然に防止するため、低騒音・低振動型の建設機械の使用、工事時間帯や工法の変更、周辺住民への説明の徹底等を施工業者等へ指導しています。

また苦情が発生した場合には、適切な対応をとるように業者を指導しています。



● 指定建設作業及びその他の建設作業

「特定建設作業」以外の騒音振動の著しい建設作業についても「指定建設作業」として東京都環境確保条例により規制しています。「特定建設作業」「指定建設作業」以外は、いわゆる「その他の建設作業」となり騒音・振動の規制はされていません。「指定建設作業」と「その他の建設作業」には、区への届出義務はありません。建設作業に苦情・相談が寄せられる原因として、施工業者における周辺住民への説明不足が多く、区では作業前に工事内容を周知するよう指導しています。

Pick up

大気汚染防止法の改正について

環境保全課 指導係



令和3年4月1日に改正大気汚染防止法が施行されました。この改正により、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、石綿対策が一層強化されました。令和4年4月1日からは、一定規模以上の解体等工事は着工前に石綿の調査結果の報告を区に行う、事前調査結果報告が必要となりました。また、令和5年10月1日からは、必要な知識を有する者に事前調査を実施させることが義務付けられます。

出典：「目で見るアスベスト建材（第2版）」国土交通省

● 近隣・生活騒音防止の啓発 **重点事業**

身近で発生する騒音や振動に関する苦情が区に寄せられています。

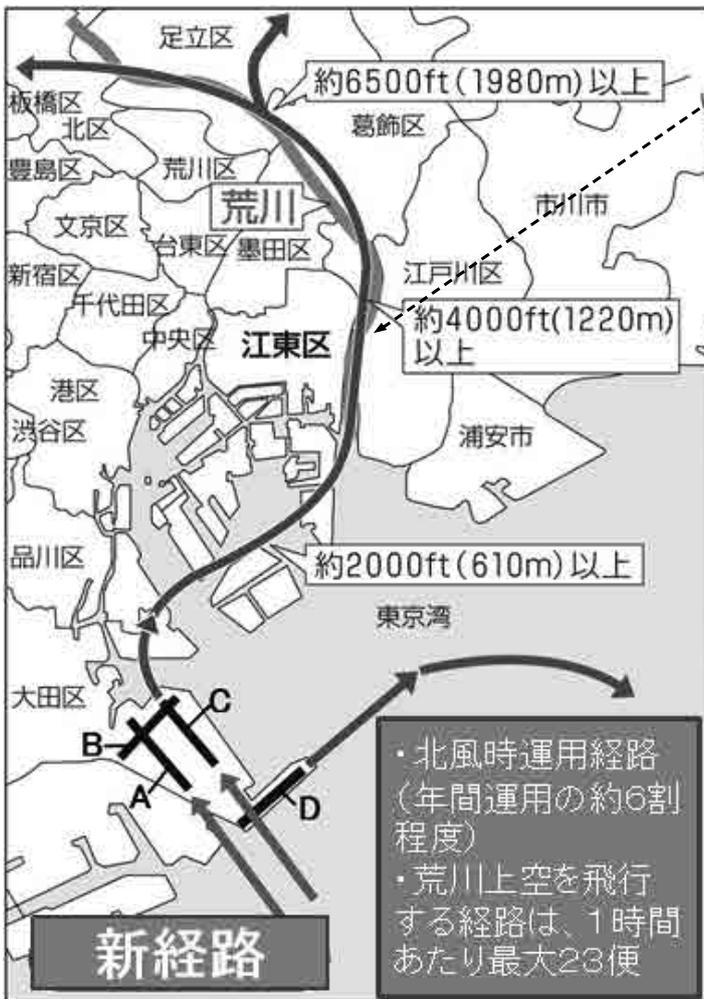
飲食店・喫茶店からのカラオケや、一般家庭の日常生活の中で発生する騒音や振動も苦情として寄せられており、近年では、マンションなど集合住宅での苦情が目立っています。

日常生活で発生する騒音は、音の種類、音の出る時間や場所などいつも同じではなく、音に対する感じ方の個人差、プライバシーの問題もあり、解決は容易ではありません。お互いの気配り、他人への思いやり、誠意をもって話し合う姿勢が苦情解決への有効な手段となります。法令による規制だけではなく、生活のマナーやモラル、近所との円滑な人間関係やコミュニケーションが解決につながる道となります。

区では、近隣騒音防止のため、事業者向けには「騒音対策していますか?」、住民向けには「近隣・生活騒音を減らすために」等のパンフレットを窓口等で配布しています。

● 羽田空港機能強化に伴う新飛行経路の運用（北風時）

国は、2020年3月29日から上空が北風の時（年間6割程度）の7時から11時30分までと15時から19時までのうち前後30分間の切替時間がある為、実質3時間程度において羽田空港を離陸した飛行機が荒川上空を北上する新しい飛行経路の運用を開始しました。この時間以外は従来の経路を飛行します。



● 測定結果（※江東区東大島文化センター）
令和4年4月1日～10月31日

飛行機種類	実測値の平均	説明会等で国が示した推計平均値
大型機	66.1dB	72～67dB
中型機	63.2dB	71～60dB
小型機	63.5dB	69～64dB

【新飛行経路の騒音測定結果】

国は、新飛行経路の運用開始に伴い、航空機騒音の測定を実施しその結果をHP上で公開しています。令和4年度夏ダイヤの測定の結果は上の図の通り、小型機、中型機、大型機いずれの数値も国が事前に説明会等で示していた数値以内となっています。

※江東区内には東京都交通局大島総合庁舎に航空機騒音測定局が設置されていましたが、令和3年12月23日からは東大島文化センターにて測定が行われています。

【江東区の対応】

区は引き続き、正確な情報と落下物への継続的な対策を国に求めています。

5 - 4 有害化学物質等の発生抑制対策の推進

「区が目指すべき 10 年後の姿」

有害化学物質が適正に管理され、区民一人ひとりが、健康で安心して暮らせる生活環境を実現しています。土壌汚染の健康被害への影響等について、事業者と区民が正しい知識に基づき、適切なリスクコミュニケーションを行っています。

＜有害化学物質調査＞ **重点事業**

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値
				数値	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 6 年度
38	ダイオキシン類の環境基準適合率*	水質	%	100	H30	100	100	100
		底質	%	100		100	100	100
39	大気中ベンゼン	沿道	μg/m ³	0.88	H30	0.80	1.2	3 以下
		後背地	μg/m ³	0.82		0.73	1.1	3 以下

*環境基準適合率 = (環境基準適合測定数 / 総測定数 (10 地点)) × 100

● ダイオキシン類・ベンゼン調査

有害化学物質調査として、区内河川（水質・底質）のダイオキシン類、大気中のベンゼン濃度を調査しています。ダイオキシン類は 2 年で 10 地点（1 年に 5 地点）、大気中ベンゼンは 3 地点において夏期・冬期の年 2 回調査を実施しています。

ダイオキシン類の環境基準適合率及び大気中ベンゼン濃度は、平成 30 年度以降継続して目標値を達成しています。大気中ベンゼン濃度については、令和 4 年度は前年度より増加し、基準値（平成 30 年度の測定値）を超過しました。

ダイオキシン類は平成 28 年度以降、また、ベンゼン調査は平成 19 年度以降、良好な調査結果ですが、発生源対策の必要性を検討する意味からも、今後も環境調査を継続し、その結果を分かりやすく公表していきます。

● 土壌汚染対策

本区においては、有害物質取扱事業者が工場・指定作業場を廃止または除却しようとするとき、東京都環境確保条例第 116 条で義務付けられた、土壌調査の実施と報告を求めています。更に、土壌中の有害物質濃度が処理基準値を超えた場合は、掘削等を行う際の汚染拡散防止対策を実施するよう指導しています。

また、「江東区マンション等の建設に関する条例」に基づき、敷地面積が 1,000m²以上 3,000m²未満の建設計画を対象に、土壌汚染に係る事前協議を事業者に指導しています。

江東区への届出件数（過去 5 年）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
都環境確保条例第 116 条	12 件	17 件	14 件	14 件	11 件
土壌汚染に係る事前協議	12 件	7 件	16 件	11 件	9 件

5-5 災害に強いまちづくりの推進

「区が目指すべき10年後の姿」

災害に強く、安全・安心なまちが形成されています。また、国や都などと連携し、災害発生時に迅速な対応が可能な体制が整っています。

<雨水対策>

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
④⑩	透水性舗装面積	m ²	74,657	H30	86,555	88,444	—
④⑪	区立施設における雨水利用の導入施設数	施設	55	H30	56	57	58
42	雨水流出抑制対策量	m ³	9,607	H30	6,717	7,711	—

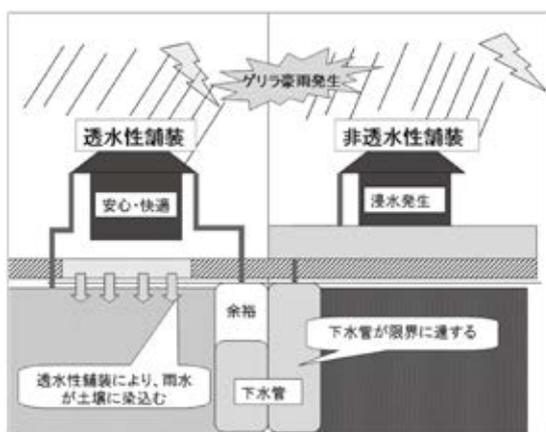
*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

● 透水性舗装道路の整備 **重点事業**

江東区は、隅田川、荒川に挟まれた低地に位置し、昔から水害に悩まされてきました。近年では市街地化が進み、コンクリートやアスファルトに覆われた土地が多いため、集中豪雨による被害も心配されています。集中豪雨の雨水が短時間に下水道へ集中的に流れ込むと、処理しきれない雨水が道路上にあふれてしまいます。

そこで、このような被害を軽減するため、道路や歩道への透水性舗装の整備と雨水浸透柵の設置により、道路上に降った雨を地下へ浸透させます。これによって、予測困難な集中豪雨による下水道への負担を軽減し都市型水害を抑制するとともに、雨水を地下に浸透させることによる地中温度の上昇（ヒートアイランド現象）を抑制する効果が期待できます。

透水性舗装がもたらす効果は、整備する面積が広いほど大きくなることから、今後、区内の主要道路の改修・整備に合わせて推進し、被害軽減に努めます。



透水性舗装の効果



透水性舗装工事（インターロッキングブロック）の様子

● 江東区雨水流出抑制対策の推進 **重点事業**

「江東区雨水流出抑制対策実施要綱」に基づき、公共施設や民間施設の建設の際に、雨水流出抑制施設（浸透施設・貯留施設）の設置を促進しています。豪雨時の浸水被害の軽減及び防止を図り、安全で快適な都市環境を確保します。

柱6 環境教育及びパートナーシップの推進



6-1 環境情報の共有

「区が目指すべき10年後の姿」

環境に関するさまざまな情報を手軽に発信、入手でき、区民・事業者・区の連携により環境情報の集積・共有ができるまちとなっています。

● 環境学習情報館「えこっくる江東」

「えこっくる江東」は、身近なごみ処理問題から地球全体の環境問題まで、体感しながら学べる学習施設として、平成19年2月にオープンしました。

1階の常設展示室では、目で見て環境問題を感じられるパネル展示のほか、環境負荷について考える江戸の暮らしを映したジオラマ、「ごみ戦争」などのごみ問題に関する映像や体験展示等を行っています。

2階には、環境に関する書籍等を設置した情報コーナー、さまざまなテーマの企画展を行うための企画展示コーナーがあります。

そのほか、自然エネルギーを利用した発電設備、研修室やワークショップルームを備えています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、施設を一部休止しながら環境学習情報館を運営しました。

施設概要

	所在地：江東区潮見 1-29-7 電話：03 (3644) 7130 入館料：無料	
1階 常設展示室 2階 企画展示コーナー、情報コーナー、ワークショップルーム、研修室 その他 太陽光発電、風力発電、屋上緑化、ビオトープ等		



1階 常設展示室



2階 情報コーナー

6-2 環境教育・学習の推進

「区が目指すべき10年後の姿」

区民一人ひとりが、環境について主体的に学び考え、環境保全活動に十分な理解のもとで、自ら進んで行動しています。

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値
				数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
43	講座・イベント等の開催状況	開催回数	回	284	H30	111	276	295
		参加者数	人	31,222		2,957	11,630	32,750

*環境学習施設における講座・イベント参加者数、施設への団体見学者数の合算値

● 環境学習情報館運営事業 **重点事業**

区民の環境に配慮した取り組みを支援するため、環境学習講座や啓発イベントを実施しています。

環境学習講座については、自主企画のほか、区内で環境保全活動を行っている市民団体や事業者にも委託し、実施しています。

また、環境学習情報館「えこっくる江東」の常設展示室等において、最新の環境に関する情報を伝えるため、展示内容やデータの更新を積極的に行っています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、環境学習講座を開催しました。

● 環境フェア

「江東区環境フェア」は、区民の方々に環境保全への関心と理解を深めてもらうことを目的に、平成20年からえこっくる江東で開催しています。

開催にあたっては、区民、企業、団体、行政の各主体が良好なパートナーシップのもとに実行委員会を組織し、企画の段階から協働して作り上げています。さまざまな分野で環境保全を進めている企業や団体がブースを出展し、それぞれの環境保全活動の紹介や、体験型の環境学習プログラムを提供しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、規模を縮小して屋外の会場のみで開催しました。

回数	開催日	ブース数	延べ来場者数
第1回	平成20年7月13日	37ブース	8,400人
第2回	平成21年6月7日	48ブース	13,038人
第3回	平成22年6月6日	51ブース	15,883人
第4回	平成23年6月5日	56ブース	22,223人
第5回	平成24年6月3日	56ブース	21,017人
第6回	平成25年6月2日	63ブース	21,127人
第7回	平成26年6月1日	55ブース	16,937人
第8回	平成27年6月7日	58ブース	17,854人
第9回	平成28年6月5日	53ブース	19,537人
第10回	平成29年6月4日	55ブース	20,724人
第11回	平成30年6月3日	54ブース	15,416人
第12回	令和元年6月2日	54ブース	15,016人
第13回	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止		
第14回	新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止		
第15回	令和4年6月5日	32ブース	6,237人

No.	管理指標	単位	基準値		実績値		目標値
			数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
④④	エコリーダー養成講座修了者数	人	409	H30	433	443	510

*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

● エコリーダー養成講座

持続可能な社会の実現のため、地域で積極的に環境保全活動を進められる人材の育成を目的に、平成13年度から実施しています。

講座終了後にはこれまでの修了者が、えこっくる江東の実施する講座の運営に携わるなど、実際の行動につながっています。

令和4年度（第21期）は、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら初級編として「持続可能ジモトアクション」をテーマに8月27日～9月24日の期間に実施し、修了者は10人でした。また、上級編を3月18日、3月25日に実施し、延べ16人の参加がありました。

● 江東エコキッズ事業

子どもたちが環境問題・環境保全の重要性を認識し、広い視野で行動できるようになるきっかけづくりとして、野外活動やワークショップ等の参加・体験型の講座を提供しています。

また、継続的な環境学習を応援するため、3歳から中学生までを対象とした「江東エコキッズクラブ」を平成19年12月より運営しています。対象の講座に参加するたびにポイントがたまり、規定のポイント数に達すると認定証や記念品の特典が受けられます。令和4年度末の「江東エコキッズクラブ」の登録者数は累計で1,589人となりました。

「江東エコキッズクラブ」の登録状況（年度）

〔累計〕

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
490人	589人	711人	859人	1,018人	1,178人	1,319人	1,424人	1,554人	1,557人	1,575人	1,589人

Pick up

官民連携イベント「あらたな一歩@サステナブルひろば」

温暖化対策課 環境調整係
温暖化対策課 環境学習情報館



パネル展示の様子

令和4年11月に「アーバンドックららぽーと豊洲」にて、江東区、三井不動産㈱、水素情報館東京スイソミルが出展し、(株)JTB企画「あらたな一歩@サステナブルひろば」が開催されました。

区は「環境パネル展～ゼロカーボンシティ江東区を目指して～」を実施しました。ショッピングの合間にたくさんの親子連れに参加いただき、官民連携して脱炭素社会を実現するための取り組みを伝えました。

● ごみ減量推進事業

清掃事務所では、区内小学校の4年生を対象にリサイクルの推進やごみの分別について職員が出張授業を行う「ふれあい環境学習」を実施しています。このふれあい環境学習では、視聴覚教材を使って最終処分場には限りがあることを伝える講義や、中身の見える清掃車『ごみスケ』を使い、清掃車のしくみを学ぶ実習などを行っています。

また、このほかに町会・自治会を対象に清掃施設等見学会を定期的に開催しています。

これは、先進的な清掃工場やリサイクル施設等への見学のほか、他の自治体のさまざまな取り組みを紹介することで、ごみ問題への関心と知見を高めてもらうことを目的としています。

事業実績（令和4年度）

活動名	内容	実績
ふれあい環境学習	区内小学校の4年生を対象にした講義・実習	令和4年度 24校（1,992人参加）
清掃施設等見学会	清掃関連施設や民間企業等の見学	令和4年度 全4回（85人参加）



ふれあい環境学習の様子



清掃施設等見学会の様子（新江東清掃工場）



江東区
環境学習情報館キャラクター
「ケロぞうくん」

No.	管理指標		単位	基準値		実績値		目標値
				数値	年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度
④	カーボンマイナス こどもアクション	参加者数	人	62,401	H30	78,759	85,431	110,000
		総CO ₂ 削減量	t-CO ₂	1,689		2,104	2,275	2,900

*番号が○印で囲まれた管理指標の実績は累計

● カーボンマイナスこどもアクション事業 **重点事業**

約 171t-CO₂を削減

児童が環境について身近に考える機会とし、また、環境への配慮を保護者と一緒に生活の中で考える契機としています。全区立小学校（義務教育学校を含む）の5・6年生児童が、環境月間（6月）の1か月間に、「環境に配慮した行動」を、CO₂削減効果に換算できるシートへ保護者と一緒に記録し、生活の中で取り組めるCO₂削減を実感してもらいます。

令和4年度は、全46校の5・6年生児童が取り組みCO₂が171t削減されました。また、学校ごとのCO₂削減量も集計し、取り組み結果が優秀であった学校を表彰しました。



令和4年度 記録シート →

カーボンマイナスこどもアクションの実施状況

年度	対象者数	参加者数	参加率	総CO ₂ 削減量*1	1人当たり削減量	講演会講師（敬称略）
H20	2,840人*2	2,095人	73.8%	52t	24.8kg	毛利 衛
H21	5,969人	4,113人	68.9%	89t	21.7kg	石原 良純
H22	6,316人	5,046人	79.9%	113t	22.4kg	アグネス・チャン
H23	6,421人	5,213人	81.2%	98t	18.7kg	野口 健
H24	6,569人	6,038人	91.9%	148t	24.6kg	東京海洋大学 刑部 真弘教授 さかなクン客員准教授
H25	6,759人	6,134人	90.8%	319t	52.0kg*3	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H26	6,887人	6,557人	95.2%	170t	25.9kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H27	7,058人	6,588人	93.3%	138t	20.9kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H28	7,167人	6,807人	95.0%	180t	26.4kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H29	7,210人	6,555人	91.0%	178t	27.1kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
H30	7,793人	7,255人	93.1%	203t	28.1kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
R1	7,959人	7,500人	94.2%	199t	26.6kg	東京海洋大学 さかなクン客員准教授
R2*4	3,573人	3,197人	89.5%	80t	25.1kg	
R3*5	6,121人	5,661人	92.5%	137t	24.3kg	お笑い芸人 マシンガンズ 滝沢 秀一
R4	7,490人	6,672人	89.1%	171t	25.6kg	漫才コンビ 林家まる子・カレー子
累計		85,431人	-	2,275t	-	-

*1 端数処理の関係で、合計値が一致しない場合があります。

*2 平成20年度の対象は小学校5年生のみ

*3 平成25年度は従来の「児童のみの取組み」に「家族との取組み」項目が追加されたため、一人当たりCO₂削減量が多くなっている

*4 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、協力が得られた22校のみが参加、講演会は中止

*5 令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、希望を取り、37校のみが参加、講演会は優秀賞のうち3校で開催

令和4年度は、右記の8校をそれぞれ「最優秀賞」「優秀賞」「入賞」として表彰しました。

選定は、「記録シート」の回収率（参加率）及び1人当たりのCO₂削減量を基準に行っています。

令和元年度までは、最優秀賞、優秀賞及び努力賞の受賞校の5・6年生を招き、ティアラこうとうで表彰式・講演会を行っていましたが、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で学校ごとに表彰し、最優秀賞の表彰を区長室で行いました。令和4年度は、最優秀賞及び優秀賞の表彰は江東区文化センター・レクホールで行い、区長から代表児童へ木製の賞状、トロフィー、区役所屋上産はちみつ（NPO法人江東区ハニービー・プロジェクトより寄贈）4kgを手渡しました。また、入賞の3校へは木製の賞状を授与しました。

本事業の実施では、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の助成、株式会社ダイエーからの寄付金、及び江東区みどり・温暖化対策基金を活用しています。

また、本事業は「区民、事業者及び区が連携して事業を推進する」という趣旨に則り、江東エコライフ協議会が事務局となり主催しており、例年、区内の多くの企業・団体の皆様からご協賛をいただいておりますが、令和2、3年度に続き、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響で、協賛を募集しませんでした。

令和4年度表彰校

最優秀賞	
毛利小学校	
優秀賞（五十音順）	
水神小学校	第六砂町小学校
豊洲小学校	南陽小学校
入賞（五十音順）	
越中島小学校	扇橋小学校
東川小学校	

● 江東区環境検定

令和4年度からの新たな取り組みとして、「ゼロカーボンシティ江東区」の実現に向け、区民の方々が環境について楽しみながら学び、自分事として考え、行動する力をつけるため、中学生を主な対象とした23区初の「江東区環境検定」を創設しました。検定問題は、「地球温暖化」「自然との共生」「資源循環型社会」「江東区環境問題」の4つをテーマとし、江東区の身近な環境から世界規模にいたる範囲まで幅広い環境問題について60問出題しました。

対象者は区内在住・在学・在勤の5,000名で、受検期間は令和4年11月25日から12月4日まで、オンラインでいつでも受検可能として、受検料無料で実施しました。区立中学2年生及び義務教育学校後期課程8年生を含め3,099人が受検され、6割以上の得点者には認定証をオンライン発行、9割以上の高得点者には別途、表彰状を送付しました。

令和4年度江東区環境検定の実施結果

	受検状況 (全体)	区立中学校・義務教育学校*
申込者数	3,810人	3,073人
受検者数	3,099人	2,531人
受検率	81.3%	82.3%
認定証発行人数	2,891人	2,335人
認定証発行率	93.3%	92.3%
表彰状送付人数	552人	227人
表彰状送付率	17.8%	9.0%

*区立中学2年生及び義務教育学校後期課程8年生



● こどもエコクラブ

環境保全に取り組むクラブ活動に対して、情報提供や他クラブとの交流促進等を支援します。

平成7年度から環境省が主催をはじめ、平成23年度からはそれまで全国事務局を務めてきた公益財団法人日本環境協会が主催をしています。

本区は、平成12年度から地方事務局となり、こどもエコクラブを支援しています。

令和4年度の江東区の登録団体は20団体です。
(メンバー数合計424人, サポーター数合計58人)



こどもエコクラブキャラクター
「エコまる」

Pick up

小学生環境学習会

温暖化対策課 環境調整係



木のイス工作体験

区内在住の小学生と保護者を対象とした環境体験学習を夏休みと春休みに開催しています。
令和4年度は、夏休みに東京木材市場で木のイス工作体験とフジクラ木場千年の森でビオガーデンの見学を、春休みには環境学習情報館・水素情報館・ガスの科学館の施設見学を実施し、こどもと保護者が楽しみながら、環境を身近に感じてもらう機会となりました。

6-3 多様な主体が取り組むエコ意識の向上

「区が目指すべき10年後の姿」

すべての区民が江東区に愛着を持ち、積極的に自分達の住むまちの環境を守っています。

● 江東エコライフ協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する「地球温暖化対策地域協議会」に対応する会議体として、平成22年7月に設置しました。

本協議会は、区民・事業者・区が協働で環境基本計画の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行するとともに、カーボンマイナスこどもアクションや区民向けの環境施設見学会等、区のさまざまな環境施策について協議を行っています。

江東エコライフ協議会委員名簿（令和5年3月31日現在）

◎：会長 ○：副会長

区分	氏名(敬称略・順不同)	役職等
住民代表 (3名)	蛸名 明	区民委員（江東区立小学校 PTA 連合会副会長）
	老沼 秀子	区民委員（江東区消費者団体連絡協議会代表）
	大石 美奈子	区民委員（公募）
事業者代表 (10名)	○市川 英治	東京商工会議所江東支部副会長
	柳澤 廣次	東京都江東産業連盟事務局長
	石井 正彦	江東区商店街連合会副会長
	星田 芳郎	一般社団法人東京都トラック協会深川支部副支部長
	浅野 利幸	一般社団法人東京都トラック協会城東支部長
	石川 香	東京電力パワーグリッド株式会社江東支社地域担当次長
	堀内 俊之	東京ガスネットワーク株式会社東京東支店広報担当主任
	市野 尋斗	学校法人武蔵野大学経営企画部法人企画課
	春山 嘉男	株式会社フジクラコーポレートコミュニケーション部部长
堀 慎太郎	三井住友カード株式会社経営企画部部长兼サステナビリティ推進室長 SMBC ファイナンスサービス株式会社経営企画部部长	
関係団体 (3名)	◎長谷川 猛	江東区環境審議会副会長
	加藤 正広	東京都地球温暖化防止活動推進センター長
	山下 忠洋	江東区文化コミュニティ財団江東区文化センター次長

「江東エコライフ協議会」の実施状況（令和4年度）

回数	日時	主な議題
第1回	令和4年 4月26日	(1) 委員の委嘱について (2) 会長・副会長の選出について (3) 令和4年度カーボンマイナスこどもアクションの実施について (4) 令和3年度春休み小学生環境学習会の実施報告について
第2回	令和4年 11月8日	(1) 令和4年度カーボンマイナスこどもアクションの実績報告 (2) 地球温暖化防止設備導入助成事業における電気自動車等充電設備の助成追加について (3) フードドライブ常設窓口の拡充について (4) 江東区の環境白書 (5) 江東区環境検定の実施について
第3回	令和5年 3月7日	(1) 令和5年度環境関連施策の予算概要について (2) 令和4年度江東エコライフ協議会預金口座の収支報告について (3) 令和4年度江東区環境検定の実施結果について (4) その他 ・春休み小学生環境学習会の実施について

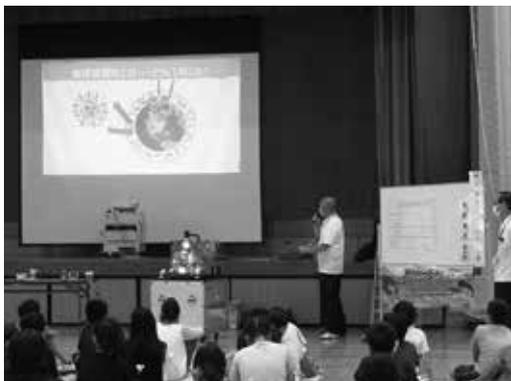
環境関連プログラム



Pick up

地球温暖化出前授業

温暖化対策課 環境調整係



出前授業の風景

…例年6月の環境月間に実施する「カーボンマイナスこどもアクション」への取り組みがより効果的になるよう、区と東京ガスネットワーク㈱による出前授業を小学校にて実施しています。令和4年度は、希望のあった小学校2校において実施しました。

…授業では、地球温暖化説明用模型を用いて、二酸化炭素増加による気温変化の実験を行い、地球温暖化の仕組みと影響を学びます。

…温暖化対策に取り組む意義の理解と児童の自主的な活動を促し、環境学習の知識の定着を図っています。

第5章 その他

環境基本計画にて目標管理をしている「6つの柱」以外の事項について、令和4年度の実績をご報告します。

1 江東区みどり・温暖化対策基金

● 基金設置の背景

清掃事業は、平成12年に23区に移管されるまで東京都が行っていました。東京都は、戦後になっても、潮見（8号地）を始め、現在使用中の中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場と次々にごみの埋立処分場を江東区地先につくり続けてきました。この事実は、江東区民が長年様々なごみ公害の被害を被ってきたということでもあります。

平成20年3月に23区の特別区長会で、ごみ処理の負担を公平にする新たなしくみが決定し、負担の公平化の方策として「清掃工場のごみ処理の平準化に向けて、一定の平準化が図られるまでの間、金銭による調整措置を導入する」こととなり、他区のごみを受け入れている江東区を含めた複数の区は、ごみ量に応じた負担金を受け取ることとなりました。

江東区ではこの負担金について、「江東区みどり・温暖化対策基金」を設置し、緑化や温暖化対策などの環境施策に充て、区民へ還元しています。



「みどり・温暖化対策基金」活用のイメージ

● 基金の運用状況

令和4年度は、126,132千円の負担金を受け取り、基金へ積み立てました。また、基金から緑化事業に6,708千円、温暖化対策事業に145,568千円、合計152,276千円を充当し、活用しました。

基金の活用状況（令和4年度実績）

	活用事業名	充当額
緑化事業	➤ CITY IN THE GREEN 民間緑化推進事業	6,708 千円
温暖化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地球温暖化防止設備導入助成事業 ➤ 江東エコライフ協議会運営事業 ➤ マイクロ水力発電設備維持管理事業 ➤ 電力の地産地消による環境学習事業 ➤ カーボンマイナスアクション事業 ➤ 環境学習情報館運営事業 ➤ 環境フェア事業 ➤ 江東エコキッズ事業 ➤ エコ・リーダー養成事業 ➤ 街路灯改修事業 	145,568 千円
合計	11 事業	152,276 千円

2 公害に関する相談・苦情

公害に関する相談・苦情には、東京都環境確保条例等の基準を遵守するよう指導を行っています。

令和4年度相談・苦情受付件数 発生源別

	工場* ¹	指定作業場* ²	建設作業	一般* ³	合計* ⁴
件数	7	7	42	68	124

令和4年度相談・苦情受付件数 現象別

	大気汚染			水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計* ⁴
	ばい煙	粉じん	有害ガス								
件数	6	25	0	3	1	37	14	0	55	0	141

* 1 工場：東京都環境確保条例別表第1に掲げるもの（2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造を常時行う工場等）

* 2 指定作業場：東京都環境確保条例別表第2に掲げるもの（20台以上収容できる駐車場やガソリンスタンド等）

* 3 一般：工場・指定作業場・建設作業以外の飲食店や一般家庭等

* 4 同一地で複数の現象が同時に発生する場合があります。発生源別の合計と現象別の合計は一致しない。

図1 令和4年度相談・苦情受付件数 発生源別

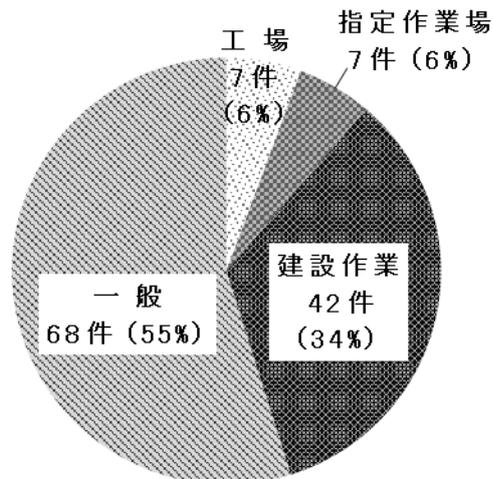
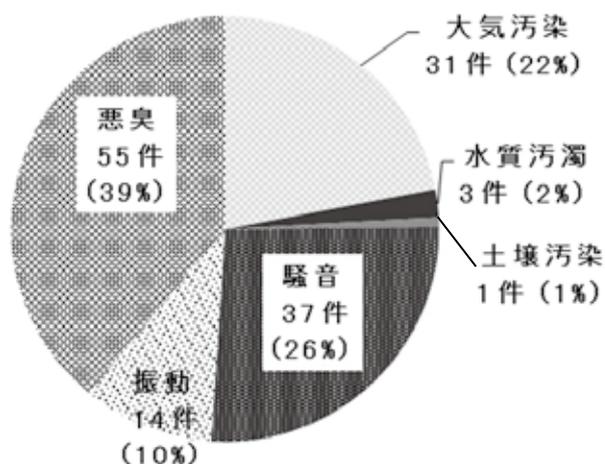


図2 令和4年度相談・苦情受付件数 現象別



3 工場・指定作業場に関する事務

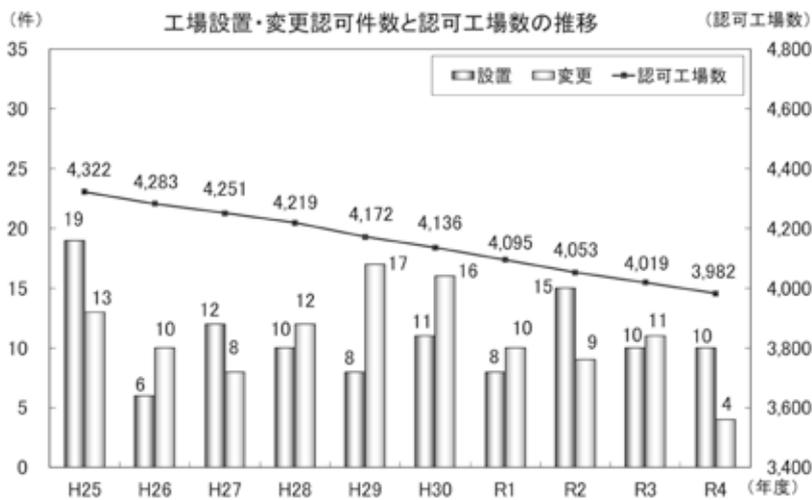
● 工場認可認定

東京都環境確保条例により、工場を設置または変更しようとする事業者は、あらかじめ区長の認可を受けなければならない。建物及び施設の構造及び配置、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動または悪臭防止の方法等必要事項を記入した認可申請書等を区へ提出しなければなりません。

区では申請書の受理後、内容を審査し、本条例に適合していると判断すれば認可します。そして、工事完成後、認可どおりに施工されているか、また、規制基準に適合しているかを、当該工場に立入検査で確認したうえで認定します。工場は、この認定を受けた後に操業することができます。

令和4年度は14件（設置10件、変更4件）の工場が認可を受けて、令和5年3月末の総認可工場数は3,982となりました。総認可工場数は昭和54年度をピークに減少を続けており、直近10年間の推移は下図のとおりです。

また、ばい煙調査や燃料調査により定期的に立入検査を実施しています。苦情が寄せられると、必要に応じて工場に立入検査して騒音測定を行うなど状況を調査し、改善指導を行います。

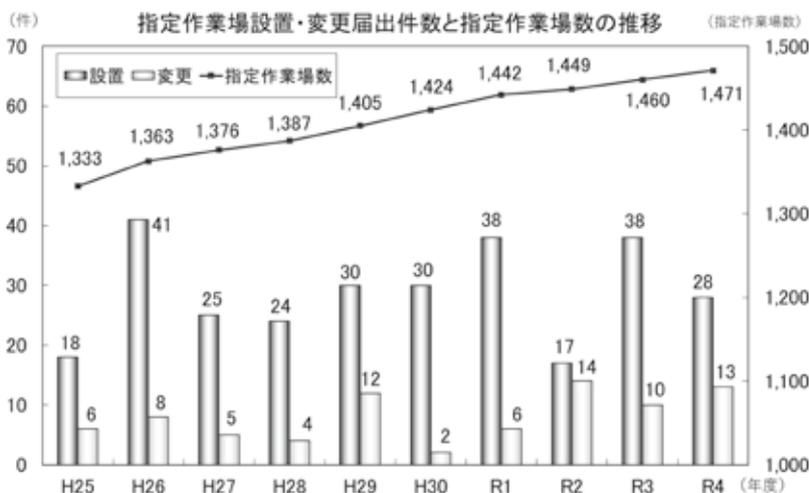


*平成25年度までは申請年度、平成26年度からは認可年度で件数を計上しています。

● 指定作業場に関する事務

東京都環境確保条例では、指定作業場とは工場以外のもので特に公害を発生させるおそれがあり、規制する必要のある事業所で、20台以上収容できる駐車場やガソリンスタンド等になります。指定作業場の設置等は、事前に届出が必要であり、ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭について規制基準を設定し、その遵守を工場と同様に義務付けています。

令和4年度は41件（設置28件、変更13件）の届出があり、令和5年3月末の総指定作業場数は1,471となりました。直近10年間の指定作業場数の推移は下図のとおりです。



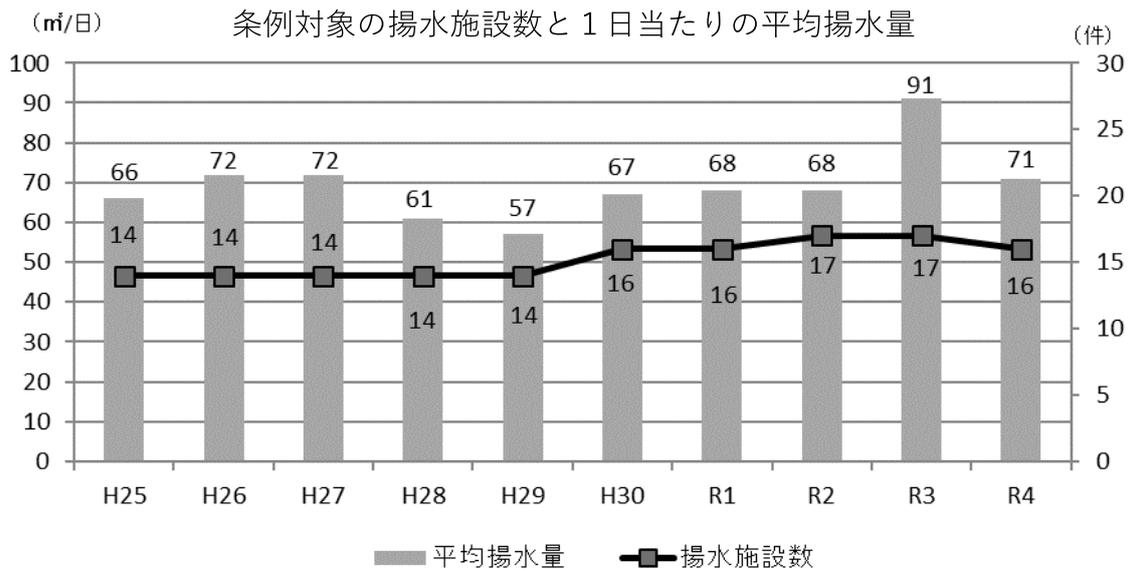
4 地下水揚水に関する規制指導

区内では、地盤沈下を防止するため、「東京都環境確保条例」、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」に基づき地下水の汲み上げが規制されており、動力を用いて揚水する井戸の設置には区へ届出が必要です。平成 28 年 3 月の東京都環境確保条例施行規則の改正により、小出力ポンプ（出力 300 ワット以下の揚水機）が新たに規制対象になりました。設置届が必要な井戸については、下表のとおり揚水機の吐出口の断面積、井戸の深さなどの規制があります。

また、設置届出を行っている事業所などは、水量測定器を設置し揚水量を記録し、毎年 1 回、区へ報告する必要があります。

揚水施設の構造基準

適用範囲	吐出口の断面積	ストレーナーの位置	揚水機出力	揚水量上限
条例のみ	6cm ² 以下のもの	制限なし	2.2kW 以下	平均 10m ³ /日
				最大 20m ³ /日
法律・条例共通	6cm ² を超え 21 cm ² 以下のもの	550 m 以深とすること	制限なし	制限なし
	21cm ² を超えるもの	設置禁止		



江東区
環境学習情報館キャラクター
「げったくん」

5 東京都環境影響評価制度（環境アセスメント）

環境影響評価とは、1969年（昭和44年）に米国で初めて制度化された環境保全の制度で、道路、鉄道、高層ビル建設などの大規模な開発事業により環境に重大な影響を及ぼすおそれのあるものについて、その影響を事前に調査・予測・評価し、環境保全の視点を開発事業へ反映させていく制度です。

東京都は昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を制定し、翌年から条例に基づく環境影響評価を実施しています。

また、平成14年に条例改正し、開発計画が固まる前段階で環境への影響を予測・評価し、計画の見直しを容易に行えるよう、計画段階環境影響評価制度を導入しました。（東京都の策定計画のみが対象）

● 予測・評価項目の選定

環境影響評価を行うにあたり、影響を与えるおそれのある項目を事前に選定し、項目ごとに予測・評価を行います。事業者は、その項目を選定した理由及び選定しなかった理由を具体的に示す必要があります。

予測・評価項目（17項目）

大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

● 対象となる事業

同条例により、26の開発事業が対象となっています。

対象事業 (抜粋)	対象事業の要件 (事業段階環境影響評価)	個別計画の要件 (計画段階環境影響評価)
道路の新設 または改築	新設する全ての高速自動車国道・自動車専用道路 その他の道路（4車線以上）の新設は1km以上 （※改築はいずれの道路も1km以上）	その他の道路（4車線以上）で 新設、改築ともに2km以上
ふ頭の new 設	係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上	水深15m以上かつ長さ480m以上
住宅団地の new 設	住宅戸数1,500戸以上	住宅戸数3,000戸以上
高層建築物の新築	高さ100m超かつ延べ面積10万㎡超（駐車場面積を含む） （※特定地域は高さ180m超かつ延べ面積15万㎡超）	
自動車駐車場の 設置及び変更	[設置] 同時駐車能力1,000台以上（住宅居住者用を除く） [増設] 増加500台以上かつ増設後1,000台以上（同上）	
【その他の対象事業】 鉄道、飛行場、発電所（送電線路）、石油パイプライン（石油貯蔵所）、廃棄物処理施設、卸売市場などの設置または変更、埋め立て（干拓）、市街地再開発、新都市基盤整備事業など		

● 区長意見の提出

予測・評価を行った項目は、広く都民や関係自治体に意見を聴くよう条例で定められています。

江東区が関係自治体として都知事から意見を求められた場合には、江東区長は環境審議会に諮問し、審議会は専門委員会を設置して専門的見地から内容を審議し、審議結果を江東区長へ答申します。その答申内容を基に区長意見として都知事に意見書を提出します。

令和4年度は、「都市高速鉄道第8号線豊洲～住吉間建設事業」に係る環境影響評価調査計画書案に対して、区長意見を提出しました。

区長意見提出数一覧

	S56～H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
配慮書	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
調査計画書	11	1	0	1	2	1	0	0	1	1	0	0	1	19
評価書案	55	1	0	1	2	3	0	0	0	0	1	1	0	64

※東京都環境影響評価条例に基づくもの

第6章 参考資料

1 環境関連用語集

あ行

アスベスト

石綿のこと。天然に産する唯一の繊維状鉱物で、耐熱性、耐磨耗性、耐薬品性、電気絶縁性に優れているため、建築材料や自動車のブレーキライニング、クラッチ板等に幅広く使用されていた。しかし、アスベスト繊維が肺の奥まで達するとさまざまな疾患の原因となること等が明らかになり、平成18年9月からは、アスベストを質量の0.1%を超えて含有する物の製造等が、代替の困難な一部の製品等を除き禁止された。既設箇所での撤去の際は特定のアスベスト除去工事について大気汚染防止法で事前の届出を義務付けている。更に、一定規模以上の工事については、東京都環境確保条例により飛散防止計画届の提出を義務付けている。

インゴット

一般的には、金等を製錬後に型に流し込んで固めたものをいう。プラスチックでは、リサイクルするために、発泡スチロール等の使用済みプラスチックを溶かして、立方形の型に流し込み、固めたものをいう。

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に熱が地球の外に出て行くのを防ぐ働きのある大気中のガス。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等7種類のガスを削減対象としている。温室効果ガス排出量はCO₂換算により算出。

か行

化学的酸素要求量 (COD)

水中の有機物・無機物を化学的に分解する際に必要とされる酸素量のこと。水質指標の1つ。水質汚濁防止法による工場・事業所からの排水基準や海域・湖沼の環境基準に用いられる。COD値が高いと水質が悪い。

カレット

破砕された状態のガラスをいう。びん原料の約90%がカレットである。

カーボンニュートラル

市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、『クレジット』を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせることをいう。

カーボンハーフ

2021年ダボスアジェンダ会議にて、東京都が「2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減、再生電力の利用割合を50%まで高めていく」ことを表明した。

環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、「人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として国が大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等において定めている。

ケミカルリサイクル

廃棄物を化学反応により組成変換した後に再利用すること。

光化学オキシダント (O_x)

自動車や工場から排出された窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光線(紫外線)を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される大気中の酸化性物質のうち二酸化窒素を除いたものの総称。オゾンを主成分とし、アルデヒドやパーオキシアセチルナイトレート(PAN)等を含み光化学スモッグの原因となる。

国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP)

1992年、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「国連気候変動枠組条約」が採択され、世界は地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が1995年から毎年開催されている。

さ行

サーマルリサイクル

廃棄物を焼却させた際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT)

再生可能エネルギー源(同制度の対象は太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスのみ)を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者調達を義務付け、再生可能エネルギーの普及促進を図る制度。平成24年7月に制定、平成29年4月より改定された。

使用済み小型家電

家庭内で使用する家電のうち、不要となった「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」の対象となる 28 種類。家電リサイクル法の対象となっている、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機以外のほぼ全ての家電が対象となっている。

森林認証木材

持続可能な管理を行っている森林を対象とした認証を受けた木材。世界自然保護基金(WWF)が中心となって設立した森林管理協議会(FSC)や、日本林業協会等がつくる緑の循環認証会議(SGEC)等の認証がある。

スラグ

燃やすごみ(可燃ごみ)の焼却灰等を高温(1,200℃以上)に加熱し、熔融・固化してできる物質。性状が砂に似ているため、アスファルト舗装や埋め戻し材等、土木・建設資材等として広く利用することができる。

生物化学的酸素要求量(BOD)

微生物が水中の有機物を分解する際に、必要とする酸素量のこと。水質指標の1つ。排水基準や河川の水質基準に用いられる。BOD値が大きいと水質が悪い。

生物指標

限られた環境のみしか生息できず、環境の変化に敏感な、サワガニ、ゲンジボタル、タニシ、アメリカザリガニ等の生息状況を調べ、その地点の環境を推定すること。

ゼロエミッション東京戦略

2019年、U20東京メイヤーズ・サミットで、東京都が宣言した、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け策定されたビジョンや具体的な取組・ロードマップのことをいう。

た行

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めて定義する。その発生源は廃棄物焼却のほか、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物、PCB製品等が指摘されている。また、発がん性があるといわれている。

地球温暖化対策推進法

平成9年に開催されたCOP3での京都議定書の採択を受け、平成10年に制定された。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。令和2年に宣言された2050年カーボンニュートラルを基本理念として、令和3年に改正された。

特定施設

騒音規制法では「工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設」のことであり、振動規制法では「工場または事業場に設置されている施設のうち、著しい振動を発生する施設」のことである。大気汚染防止法では特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげている。

な行

二酸化硫黄(SO₂)

無色・刺激性のある気体。俗に亜硫酸ガスという。硫酸化物の代表的なものである。主に重油、石炭等の燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。昭和30年代後半から40年代前半においては大気汚染の主要な原因物質であったが、燃料規制や総量規制等各種の防止対策によって改善された。

二酸化窒素(NO₂)

物の燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されて変化したもので、自動車の排出ガス等による大気汚染状況を示す項目として用いられる。

は行

ばい煙

物の燃焼等に伴い発生する硫酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)をいう。

バイオマス(エネルギー)

家畜排せつ物や生ごみ、木くず等の動植物から生まれた再生可能な有機性資源をいう。

ばいじん

燃焼、加熱、及び化学反応等により発生する排ガス中に含まれる固体の粒子状物質をいう。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質(浮遊粉じん、エアロゾル等)のうち粒径が10µm以下のものをいう。

プラスチック資源循環促進法

正式名称は「プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律」。「環境配慮設計」「使用の合理化」について指針・判断基準を策定し、市町村による「分別収集・再商品化」、製造・販売事業者による「自主回収」、排出事業者による「排出抑制・再資源化」といったプラスチックに関するあらゆる主体における資源循環等の取組みを促進するための措置を盛り込んだ法律である。

粉じん

空気またはガス等に含まれている固体の粒子。大気汚染防止法では、物の破砕、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

ペレット

破砕したプラスチックを加熱して粒状にしたもので、プラスチック製品等の原料として使われる。

ま行

マテリアルリサイクル

廃棄物等を回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料や原料として利用すること。

や行

有害ガス

人の健康に障害を及ぼす物質のうち気体状又は微粒子状物質（ばい煙を除く）のこと。東京都環境確保条例第2条第11号で定義され、別表第3でホルムアルデヒド、塩化水素等具体的な物質名が掲げられている。

有害廃棄物

産業廃棄物のうち、水質汚濁防止法等で定められた水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素とこれらの化合物、有機リン化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを基準値以上含む廃棄物。有害廃棄物に指定されているものの中には、水銀を含む乾電池や蛍光灯、体温計等のように家庭から排出されるものもあるが、産業廃棄物ではない限り特別の処理基準はない。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。容器包装廃棄物について、消費者による「分別排出」、市町村による「分別収集」、そして事業者による「リサイクル（再商品化）」という役割分担を規定し、廃棄物を適正に処理し、資源を有効に利用することを目的とした法律である。

要請限度

自動車騒音または道路交通振動により、道路周辺的生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装の改善、改修の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し道路交通法の規程による措置をとるべきことを要請する際の基準をいう。

溶存酸素量（DO）

水中に溶けている酸素の量で、水質指標の1つ。河川や海域ともその水域類型に応じた基準がある。数値が低いと、水質が悪く、生物が住みにくい。

ら行

リターナブルびん

一升瓶やビール瓶等、中を洗浄して、繰り返し使えるびんのこと。生きびんともいう。

アルファベット

CCS

Carbon dioxide Capture and Storage の略。工場や発電所などで発生するCO₂を、大気に放出する前に回収し貯蔵する一連のプロセスをいう。

CCUS

Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage の略。CCSとCCU（Carbon dioxide Capture and Utilization）の略。回収した二酸化炭素を用いて、新たな商品やエネルギーに変える技術）を併用して利用する技術のことをいう。

CO₂ 排出係数

活動量1単位当たりどれだけのCO₂を排出しているかを示す数値。電気の場合、使用量1kWh当たりのCO₂排出量を示す。

NDC（国が決定する貢献）

Nationally Determined Contribution の略。パリ協定第4条に基づく自国が決定するGHG削減目標と、目標達成の為に緩和努力のことをいう。

2 環境・公害関係年表

年	江東区の動き	国・東京都の動き
1885 (明治 18)	・浅野セメント深川工場の降灰、問題化	
1947 (昭和 22)	・深川区 城東区を合併して江東区誕生	
1949 (昭和 24)		・都が全国初となる「工場公害防止条例」制定
1954 (昭和 29)		・都「騒音防止に関する条例」制定
1955 (昭和 30)		・都「ばい煙防止条例」制定 (主にビル暖房の煙害防止)
1958 (昭和 33)		・国「工場排水規制法 水質保全法」施行
1960 (昭和 35)		・都の首都整備局に都市公害部設置
1962 (昭和 37)		・東京にスモッグが連続発生し問題化 ・国「ばい煙の排出の規制等に関する法律」制定 ・国「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」施行
1967 (昭和 42)		・国「公害対策基本法」制定
1968 (昭和 43)		・国「騒音規制法」「大気汚染防止法」制定
1970 (昭和 45)		・都「東京都公害防止条例」施行 ・光化学スモッグ被害初めて発生（初の注意報発令）
1971 (昭和 46)	・白河大気汚染測定室（第一庁舎）測定開始 ・亀戸大気汚染測定室（亀戸青年館）測定開始	・東京都知事による「ごみ戦争」の宣言 ・東京都ごみ対策専門委員設置 ・国「水質汚濁防止法」施行 ・国「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」施行
1972 (昭和 47)	・東陽大気汚染測定室（東陽出張所）測定開始 ・砂町大気汚染測定室（砂町出張所）測定開始 ・杉並区のごみ搬入の実力阻止（1回目）	・都ごみ対策専門委が21項目のごみ問題の解決策を提言 ・国「悪臭防止法」施行
1973 (昭和 48)	・杉並区のごみ搬入の実力阻止（2回目） ・高濃度六価クロムを含む鉱さいを発見（大島） ・江東区公害防止協議会を設置	・自動車排出ガス減少装置取り付け義務化 ・「環境週間」全国的に実施（6/5より1週間）
1974 (昭和 49)	・「東京都江東清掃工場協定書」を都と締結	
1975 (昭和 50)	・豊洲大気汚染測定室（豊洲出張所）測定開始 ・江東区と江戸川区を中心に六価クロム鉱さいによる土壌汚染問題発生	・東京湾岸自治体公害対策会議発足 (湾岸 27 自治体参加)
1976 (昭和 51)	・「東京都江東区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱」制定	・国「振動規制法」施行
1978 (昭和 53)	・隅田川水系浄化対策連絡協議会発足 (水系 9 区参加)	
1979 (昭和 54)	・日本化学工業㈱と「六価クロム鉱さい土壌の処理等に関する協定」締結	・国「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」施行
1980 (昭和 55)		・都「東京都環境影響評価条例」制定 ・都が東京湾にかかる水質総量規制実施
1982 (昭和 57)		・都が窒素酸化物の総量規制実施

年	江東区の動き	国・東京都の動き
1985 (昭和 60)	・ 江東区内の放置自転車の撤去活動を開始	
1990 (平成 2)	・ 大気汚染防止対策の一つとして電気自動車を購入	
1991 (平成 3)	・ 東雲大気汚染測定室（東雲小学校）測定開始	・ 国「再生資源の利用の促進に関する法律」公布
1992 (平成 4)		・ 国「生物多様性条約」採択
1994 (平成 6)	・ 東京都有明清掃工場操業協定書を都と締結	・ 都「東京都環境基本条例」制定 ・ 国「第一次環境基本計画」閣議決定
1995 (平成 7)		・ 国「容器包装リサイクル法」公布
1997 (平成 9)	・ 「江東区環境基本計画」策定	・ 都が区内河川に対し、水質汚濁に係る環境基準の水 域類型指定施行 ・ 都「東京都環境基本計画」策定 ・ 国「環境影響評価法」公布 ・ 地球温暖化防止会議（COP3）「京都議定書」採択
1998 (平成 10)	・ 東京都新江東清掃工場操業協定書を都と締結	・ 「小型焼却炉に係るばいじん及びダイオキシン類排 出抑制指導要綱」を施行 ・ 国「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法） 制定 ・ 国「家電リサイクル法」制定
1999 (平成 11)	・ 「江東区環境基本条例」施行 ・ 「江東区環境審議会」の設置	・ 国「PRTR法」公布
2000 (平成 12)	・ 「江東区庁内環境配慮推進計画」策定 ・ 都から区へ清掃事業の移管 ・ 有明清掃工場、新江東清掃工場の操業に関する協定 書を東京二十三区清掃一部事務組合と締結	・ 国「ダイオキシン類対策特別措置法」 ・ 都「東京都自然保護条例」公布
2001 (平成 13)	・ 「江東区一般廃棄物処理基本計画」を策定 ・ 区議会に「放置自転車対策特別委員会」を設置 ・ ごみ出しサポート事業実施	・ 都「東京都公害防止条例」が「東京都環境確保条例」 に全面改正 ・ 国「食品リサイクル法」制定 ・ 国「PCB 廃棄物処理特別措置法」制定
2002 (平成 14)		・ 国「土壌汚染対策法」制定
2003 (平成 15)		・ 国「エネルギー基本計画」策定
2004 (平成 16)	・ 「江東区環境基本計画」改定 ・ 若洲風力発電施設設置	
2005 (平成 17)	・ 「江東区環境行動計画」策定	・ 日本環境安全事業㈱と「東京ポリ塩化ビフェニール 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関 する協定書」を締結 ・ 国「京都議定書」発効 ・ 国「環境配慮促進法」施行
2006 (平成 18)	・ 「江東区庁内環境配慮推進計画」改定 ・ 白河測定局を廃止	・ 国「第三次環境基本計画」閣議決定
2007 (平成 19)	・ 環境学習情報館（えこっくる江東）開設 ・ 「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・ バイオマス実証試験開始（～H22） ・ 「江東区みどりと自然の基本計画」策定 ・ 砂町測定局を廃止	・ 都「東京都気候変動対策方針」策定 ・ 国「環境配慮契約法」施行

年	江東区の動き	国・東京都の動き
2008 (平成 20)	<ul style="list-style-type: none"> ・東雲測定局を廃止し、一般環境大気測定局を亀戸・東陽・豊洲に整理統合 ・35年ぶりにごみの分別方法を変更 ・「江東区みどり・温暖化対策基金」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国「生物多様性基本法」施行
2009 (平成 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・歩きたばこ・ポイ捨て全面禁止の条例施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」の実施
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・「環境基本計画」「KOTO 低炭素プラン（江東区地球温暖化対策実行計画）」策定 ・リサイクル施設「エコミラ江東」開設 ・「江東エコライフ協議会」の設置 ・「チーム江東・環境配慮推進計画（第2次庁内環境配慮推進計画）」策定 ・「江東区内における街路樹充実計画」を都と策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・都「地球温暖化対策報告書制度」創設 ・生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）愛知県名古屋市で開催
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊洲グリーン・エコアイランド構想」策定 ・「江東区節電行動計画」策定 ・環境測定事業（空間放射線量及び土壌放射能測定）開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の発生 ・東京都電力対策緊急プログラムの策定 ・国「生物多様性地域連携促進法」施行
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・「江東区エネルギー管理規定（管理標準）」策定 ・「江東区 CIG ビジョン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・都「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」策定 ・国「固定価格買い取り制度（FIT）」開始 ・国「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定 ・国「地球温暖化対策のための税」導入 ・国「都市の低炭素化の促進に関する法律」施行 ・国「第四次環境基本計画」閣議決定
2013 (平成 25)	<ul style="list-style-type: none"> ・江東区エコポイント制度事業の試行実施（～H26） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」開催決定 ・国 2020 年度の温室効果ガス削減目標設定 ・国「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行 ・国「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・国「水銀に関する水俣条約」採択
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都長期ビジョン」策定 ・気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が第五次評価報告書統合評価報告書を公表
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区環境基本計画」改定 ・マイクロ水力発電設備設置 ・豊洲駅地下自転車駐車場の開設 ・燃料電池自動車「MIRAI」を庁有車として2台導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・国「持続可能な資源利用に向けた取組方針」策定 ・国「水銀による環境汚染の防止に関する法律」制定 ・国「大気汚染防止法の一部を改正する法律」制定 ・国「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」施行 ・国連総会「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択（「持続可能な開発目標」（SDGs）） ・気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて「パリ協定」を採択
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> ・「チーム江東・環境配慮推進計画（第2次庁内環境配慮推進計画）」改定（「江東区エネルギー管理規定（管理標準）」を統合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国「水銀に関する水俣条約」締結 ・電力の小売全面自由化が開始（4月～） ・国「地球温暖化対策計画」策定
2017 (平成 29)	<ul style="list-style-type: none"> ・「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの小売全面自由化が開始（4月～） ・国「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律」（改正FIT法）施行
2018 (平成 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃ごみの全量資源化を本格実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国「気候変動適応法案」閣議決定 ・国「第五次環境基本計画」策定

年	江東区の動き	国・東京都の動き
2019 (令和元)	・区立全小中学校（義務教育学校含む）へ清掃工場で発電した電気の供給を実施	・国「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定 ・国「プラスチック資源循環戦略」策定 ・国「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」策定 ・国「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行 ・都「ゼロエミッション東京戦略」策定
2020 (令和2)	・「江東区環境基本計画（後期）」改定 ・「江東区みどりの基本計画」改定 ・「チーム江東・環境配慮推進計画（第3次庁内環境配慮推進計画）」策定	・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期 ・国「日本のNDC（国が決定する貢献）」を決定 ・国「2050年カーボンニュートラル」を宣言
2021 (令和3)	・「江東区たばこに関する基本方針」策定 ・「ゼロカーボンシティ江東区」表明	・国「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行 ・国「大気汚染防止法」改正 ・都「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」策定 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催
2022 (令和4)	・「江東区一般廃棄物処理基本計画」改定 ・「江東区災害廃棄物処理計画」策定	・都「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速 - Fast forward to “Carbon Half” -」策定 ・都「環境確保条例」改正 ・国「プラスチック資源循環促進法」施行
2023 (令和5)	・製品プラスチック回収を開始	・国「改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）」施行

江東区環境学習情報館キャラクター

えこっくる江東のたすけくんには妹とお友達がいることをご存知でしょうか。



たすけくん（ギンヤンマ）
性格：しっかりもの
趣味：お祭り
得意科目：国語、社会



すみれさん（妹、ギンヤンマ）
性格：おしゃま
趣味：ファッション
得意科目：家庭科、音楽



あられさん（妹、ギンヤンマ）
性格：おてんば
趣味：スポーツ
得意科目：体育、図工



ケロぞうくん（友達、ニホンアカガエル）
性格：こだわりのや
趣味：昆虫採集
得意科目：理科、算数



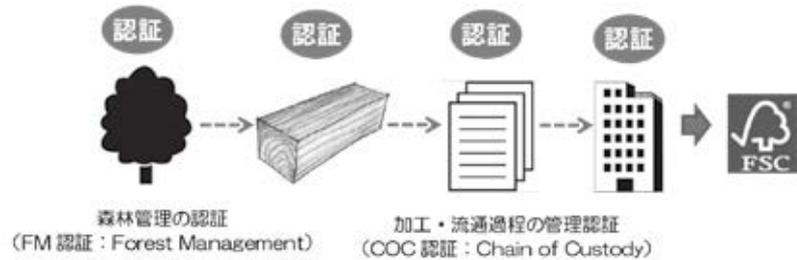
げったくん（友達、ヤマトオサガニ）
性格：はにかみや
趣味：かくれんぼ
得意科目：外国語、地図

ぜひ仲間たちの名前を覚えて、えこっくる江東のいろいろなところに隠れている仲間たちを探してみてください。



国際的な森林保全活動を推進する Forest Stewardship Council®（森林管理協議会）により認証された森林からの原材料及び管理された原料を含む「FSC® 認証紙」を使用しています。

森林管理から加工・流通まで、製品に関わる全ての過程において認証を取得しています。



石油系溶剤の代わりに、植物由来の油を原料としたベジタブルインキを使用しています。紙との分離が容易なためリサイクルしやすく、土中での生分解性にも優れています。

江東区の環境白書

江東区環境基本計画 令和4年度実績報告

令和5年10月発行 印刷物登録番号(5)33号

編集発行 江東区環境清掃部温暖化対策課
東京都江東区東陽4-11-28
電話 3647-9111 (大代表)

印刷所 株式会社東伸社